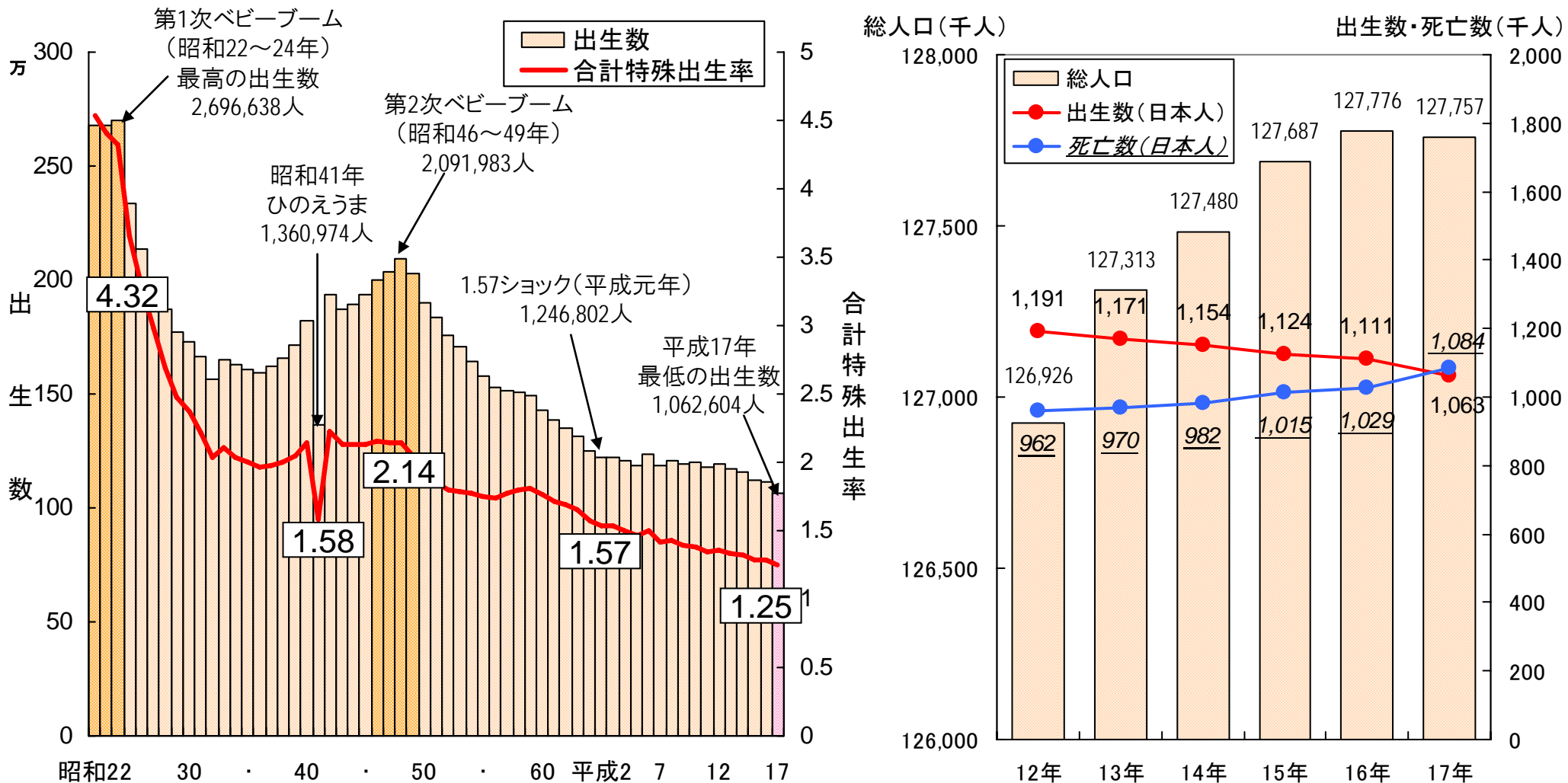


# 少子化の現状と

## これまでの対策の流れについて

# 少子化の進行と人口減少社会の到来

- 現在我が国においては急速に少子化が進行。平成17年の合計特殊出生率は、前年の1.29をさらに0.04ポイント下回り、1.25と過去最低を更新した。
- 平成17年には死亡数が出生数を上回り、自然増加が明治32年の調査開始以来始めてマイナスとなった。国勢調査結果でも総人口が前年を下回り、我が国の人口は減少局面に入った。



資料: 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「平成17年国勢調査(要計表による人口)」

# 出生率低下の社会的背景

○ これまで様々な角度から対策を進めてきたものの、様々な社会の変化に対して、対策が十分に追いついておらず、出生率が依然低下傾向。

## ①働き方の見直しに関する取組が進んでいない

- 子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しており、子どもと向き合う時間が奪われている。
- 男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準であり、その負担は女性に集中。
- このような「職場の雰囲気」から育児休業制度も十分に活用されていない。

## ②子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっていない

- 二期にわたるエンゼルプラン、平成14年度からの「待機児童ゼロ作戦」で保育サービスの拡充を図るものの、保育ニーズの増加により、待機児童はまだ多数存在。
- 地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、保育所を利用していない家庭(専業主婦家庭)の子育ての負担感が増大。

## ③若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況

- 若年者の失業率は厳しい状況が続いており、特に24歳以下は、近年急速に上昇。
- 雇用の不安定な若者は社会的、経済的に自立できず、家庭を築くことが難しい。

# 少子化対策の政策的な枠組み

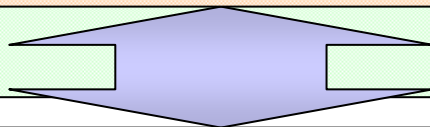
## 少子化社会対策大綱(平成16年6月閣議決定)

少子化の流れを変えるために特に集中的に取り組むべき4つの重点課題を設定

- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
- ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- ④子育ての新たな支え合いと連帯

## 子ども・子育て応援プラン(平成16年12月少子化社会対策会議決定)

大綱の示した重点課題に沿って、平成17年度から21年度までの5か年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示



## 次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づく行動計画

都道府県、市町村……地域における子育て支援等について5か年計画を策定

事業主……仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直し  
(従業員301人以上が義務付け) 等について2~5か年の計画を策定



## 新しい少子化対策について(平成18年6月政府・与党合意、少子化社会対策会議決定)

予想を上回る少子化の進行と人口減少社会の到来に対応し、「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進

# 少子化社会対策大綱

○ 少子化社会対策基本法に基づき、少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として少子化社会対策大綱を策定。(平成16年6月閣議決定)

## 3つの視点

### I 自立への希望と力

若者の自立が難しくなっている状況を変えていく

### II 不安と障壁の除去

子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく

### III 子育ての新たな支え合いと連帯

— 家族のきずなと

— 地域のきずな —

生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を求めていく。子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。

## 4つの重点課題

### I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供

### II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

・企業の行動計画策定・目標達成の取組  
・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援

### III 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にすることへの理解を深める

### IV 子育ての新たな支え合いと連帯

・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援  
・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

大綱に掲げる重点施策の具体的実施計画  
として「子ども・子育て応援プラン」を策定

# 「子ども・子育て応援プラン」の概要

## 【4つの重点課題】

## 【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

## 【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

若者の自立  
とたくましい  
子どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成)
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力)
- 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭  
の両立支援  
と働き方の見直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、  
家庭の役割  
等についての  
理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

子育ての新たな  
支え合いと  
連帯

- 地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)
- 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村)
- 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー)
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊産婦や乳幼児連れの人々が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

# 次世代育成支援のための行動計画の策定

## 次世代育成支援対策推進法(平成17年4月から10年間の時限立法)

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

### 都道府県・市町村

- 地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画(5か年)の策定
- 子育て支援に関連する14の事業をはじめとして、できるだけ具体的な目標を掲げることを推奨

行動計画の策定状況(18年10月現在)  
都道府県 : 全都道府県で策定済み  
市町村 : 全市町村で策定済み

### 企業(事業主)

- 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする行動計画(2~5か年)の策定
- 行動計画を策定、実行し、一定の要件を満たした企業については、厚生労働大臣が認定

行動計画の策定状況(18年6月末現在)  
大企業 : 99.7%(12,929社)が策定届出  
(従業員301人以上 — 策定が義務付け)  
中小企業 : 2,006社が策定届出  
(従業員300人以下 — 策定が努力義務)

# 地方公共団体の行動計画の推進

- 市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定、公表。(平成18年10月1日現在で、すべての市町村が行動計画を策定)
- 策定された行動計画を集計すると、以下のような子育て支援事業の拡充が盛り込まれている。

子ども・子育て応援  
プランの目標値

通常保育事業(保育所定員数)	平成17年4月 205万人	→	平成21年4月 221万人	( 215万人 )
放課後児童クラブ事業(クラブ数)	平成17年5月 15,184か所	→	平成21年度 17,509か所	( 17,500か所 )
子育て拠点の設置 ・地域子育て支援センター(施設数) ・つどいの広場(か所数) ファミリー・サポート・センター(か所数)	平成16年度実績(国庫補助事業) 2,936か所 2,782か所 154か所 344か所	→	平成21年度 6,432か所 4,570か所 1,862か所 819か所	( 6,000か所 4,400か所 1,600か所 710か所 )
一時・特定保育事業(保育所数) ショートステイ事業(施設数) トワイライトステイ事業(施設数) 病後児保育事業(施設数)	5,534か所 364か所 134か所 496か所(派遣型含む)	→	10,182か所 838か所 585か所 1,422か所(派遣型含む)	( 9,500か所 870か所 560か所 1,500か所 )
延長保育事業(保育所数) 休日保育事業(保育所数) 夜間保育事業(保育所数)	11,755か所 607か所 64か所(17年4月)	→	16,630か所 1,978か所 157か所	( 16,200か所 2,200か所 140か所 )



# 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施

[平成17年4月1日～]

[平成19年4月1日～]

## 行動計画の策定

- ・大企業(301人以上)  
→ 義務
- ・中小企業(300人以下)  
→ 努力義務

## 届出・実施

- ・各都道府県労働局  
に届出
- ・目標達成に向けて  
計画実施

## 計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の  
策定・実施
- ・認定の申請

## 厚生労働大臣による 認定

- ・一定の基準を満たす  
企業を認定
- ・企業は商品等に認定  
マークを使用可

## 行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
  - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
    - 男性:年に〇人以上取得
    - 女性:取得率〇%以上
  - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
  - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
  - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
  - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
  - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
  - 目標〇 …
  - 対策 …

## 平成18年6月末時点の届出状況

301人以上企業の**99.7%**  
300人以下の企業 2,006社  
(18年3月 1,657社)



## 認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。
- など

# 新しい少子化対策について (平成18年6月20日 政府・与党合意、少子化社会対策会議決定)

## 新たな少子化対策の視点

### (1) 社会全体の意識改革

・総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さが理解されることが重要  
・国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組むことが重要

### (2) 子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充

- ① 子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援
- ② すべての子育て家庭の支援という観点も加えた子育て支援策の強化、在宅育児や放課後対策も含めた地域の子育て支援の充実
- ③ 仕事と子育ての両立支援の推進や、男性を含めた働き方の見直し
- ④ 親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題の多い出産前後や乳幼児期における経済的負担の軽減を含めた総合的な対策
- ⑤ 就学期における子どもの安全確保に関する抜本的対応、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

## 新たな少子化対策の推進

・歳出・歳入一体改革の中で必要な財源の確保とあわせて、平成19年度予算編成過程において検討

・税制面においても少子化対策を推進する観点からの必要な措置を検討

### (1) 子育て支援策

#### I 新生児・乳幼児期

- ① 出産育児一時金の支払い手続きの改善
- ② 妊娠中の検診費用の負担軽減
- ③ 不妊治療の公的助成の拡大
- ④ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
- ⑤ 産科医等の確保等産科医療システムの充実
- ⑥ 児童手当制度における乳幼児加算の創設
- ⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

#### II 未就学期

- ① 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
- ② 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
- ③ 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
- ④ 小児医療システムの充実

- ⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
- ⑥ 育児休業や短時間勤務の充実・普及
- ⑦ 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
- ⑧ 子どもの事故防止策の推進
- ⑨ 就学前保育についての保護者負担の軽減策の充実

#### III 小学生期

- ① 全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進
- ② スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

#### IV 中学生・高校生・大学生期

- ① 奨学金の充実等
- ② 学生ベビーシッター等の推奨

### (2) 働き方の改革

- ① 若者の就労支援
- ② パートタイム労働者の均衡処遇の推進
- ③ 女性の継続就労・再就職支援
- ④ 企業の子育て支援の取組の推進
- ⑤ 長時間労働の是正等の働き方の見直し
- ⑥ 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

### (3) その他重要な施策

- ① 子育てを支援する税制等を検討
- ② 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
- ③ 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
- ④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
- ⑤ 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
- ⑥ 食育の推進
- ⑦ 家族用住宅、三世同居・近居の支援
- ⑧ 結婚相談業等に関する認証制度の創設

## 国民運動の推進

### (1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

- ① 「家族の日」や「家族の週間」の制定
- ② 家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
- ③ 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

### (2) 社会全体で子どもや生命を大切にす運動

- ① マタニティマークの広報・普及
- ② 有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
- ③ 生命や家族の大切さについての理解の促進

# 「新しい少子化対策について」の概算要求等での対応

## (厚生労働省関係の主なもの)

### すべての子育て家庭の支援という観点からの子育て支援の強化

- 生後4か月までの全戸訪問(こにちは赤ちゃん事業)(※)  
→ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業の実施を要求。
- 子育て支援拠点の拡充(※)  
→ つどいの広場と地域子育て支援センターを合わせて平成21年度までに6,000か所整備するという「子ども・子育て応援プラン」の目標を前倒して19年度の達成を目指すことを要求。
- 全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進  
→ 各市町村において教育委員会と福祉部局の連携により、原則としてすべての小学校区で、放課後児童クラブと地域子ども教室推進事業を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の創設を要求。

### 待機児童ゼロ作戦の更なる推進と多様な保育サービスの提供

- 待機児童ゼロ作戦の更なる推進  
→ 待機児童解消に向け、保育所受入れ児童数の拡大(4.5万人)、次世代育成支援対策施設整備交付金の充実を要求。
- 病児・病後児保育事業の拡充(※)  
→ 保育所において、保育所内や地域の看護師を活用して、保育所に通う子どもの体調不良時の一定の対応を可能とし、病児、病後児保育の拡充を図ることを要求。

### 子育ての経済的負担の軽減

- 児童手当制度における乳幼児加算の創設  
→ 今後の予算編成過程において検討。
- 不妊治療の公的助成の拡大  
→ 助成額の年度あたり上限の10万円から20万円への引上げ(通算5年まで)と所得制限の緩和を要求。

### 働き方の改革

- 長時間労働の是正等の働き方の見直し  
→ 安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境の整備に向けた労働契約法制の検討及び仕事と生活のバランスをとることができるようにするための労働時間制度の見直しについて、労働政策審議会において審議中。
- パートタイム労働者の均衡処遇等の推進  
→ パートタイム労働者の均衡処遇、正社員への転換を推進するためのパートタイム労働法の改正について、次期通常国会に改正法案を提出すべく、労働政策審議会において審議中。
- 女性の継続就労、再就職支援  
→ 育児休業期間中に労働者に対して独自に経済的支援を行う事業主への助成制度の創設を要求。  
→ マザーズハローワークの未設置県の主要なハローワークにおいて「マザーズサロン(仮称)」を設置するなどマザーズハローワークサービスの全国展開等を要求。

(注)※は次世代育成支援対策交付金の拡充により対応

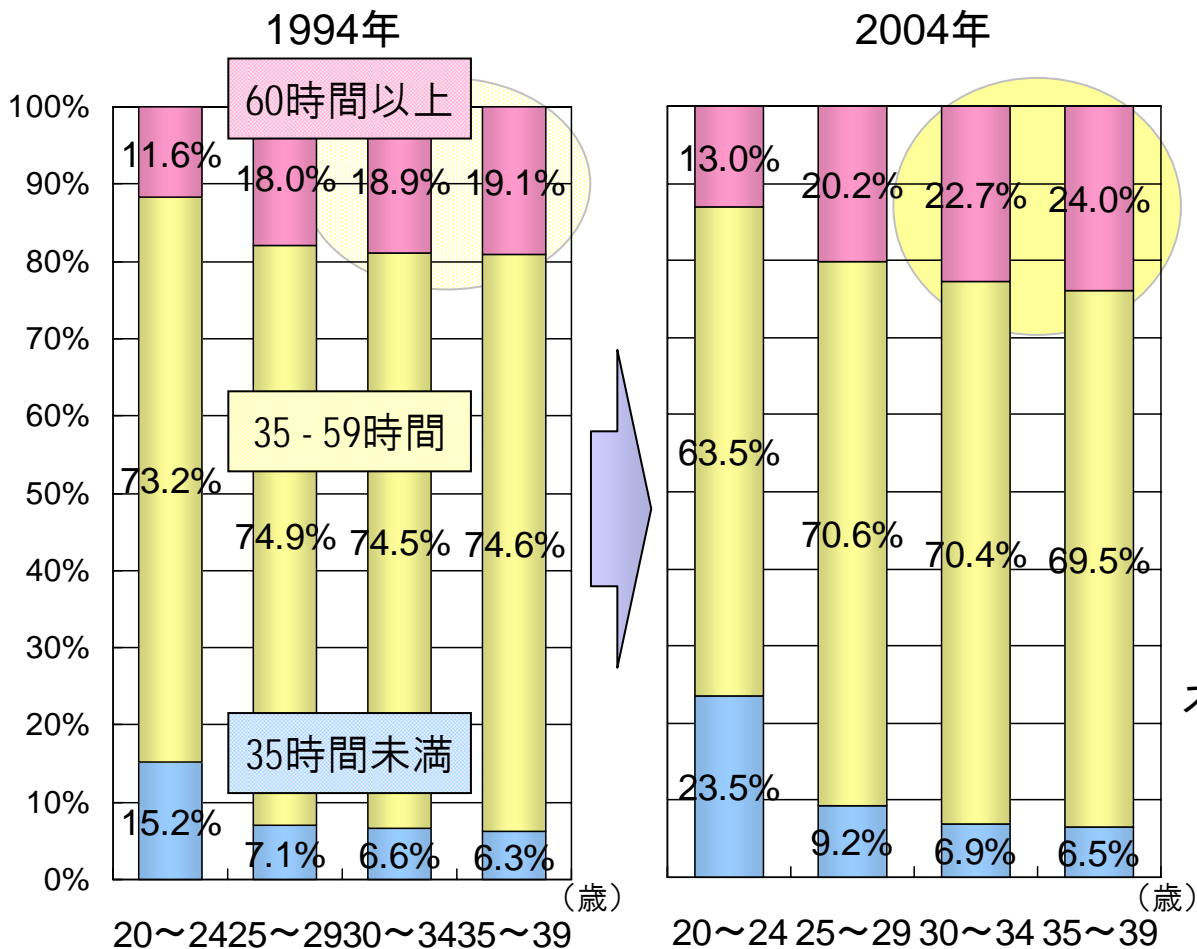
(参考)

少子化の社会的背景に関する参考資料

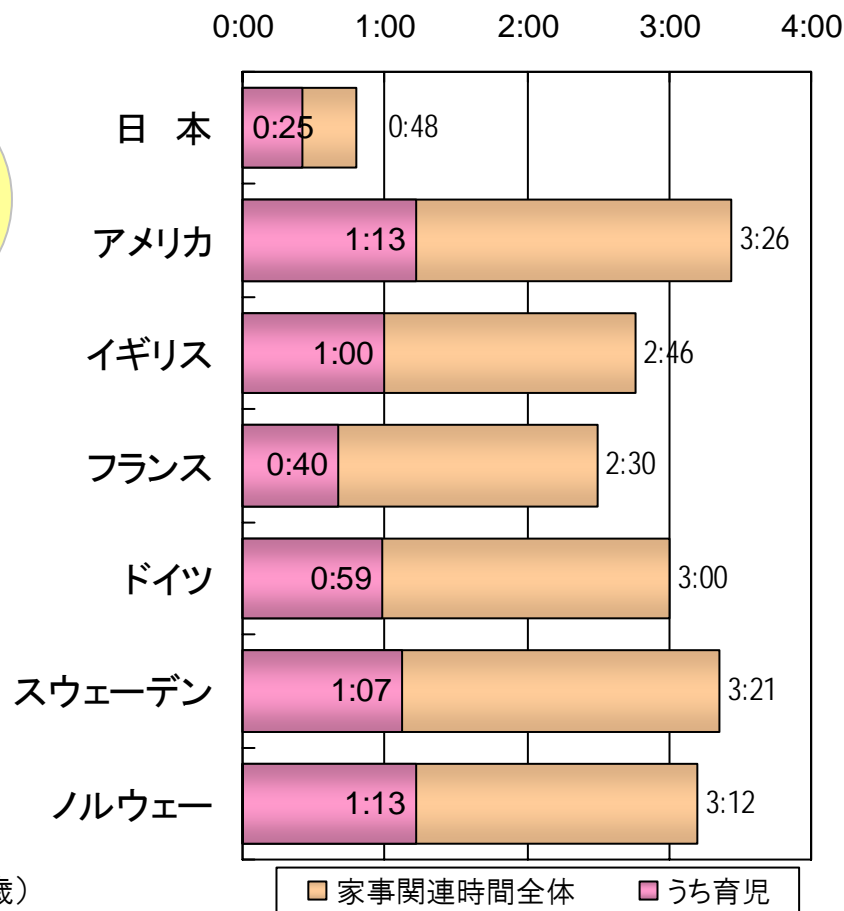
# 子育て世代の男性の長時間労働と短い家事・育児時間

- 子育て期にある30歳代男性の約4人に1人は週60時間以上就業。長時間就業者割合も増加。
- 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にも最低の水準。

## 男性雇用労働者の1週間の就業時間



## 6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間



資料:厚生労働省「平成17年労働経済の分析」(総務省統計局「労働力調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計)

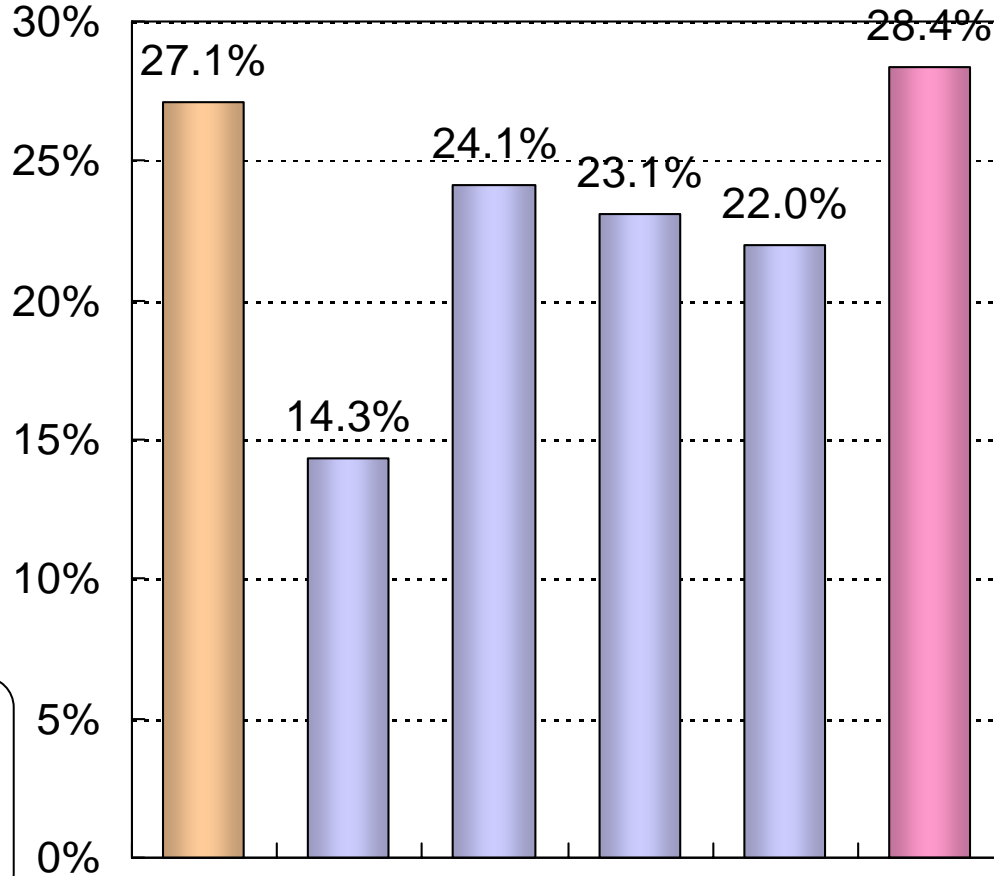
資料:Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary"(2004)、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)

# 夫の仕事時間、家事・育児時間の増減と出生

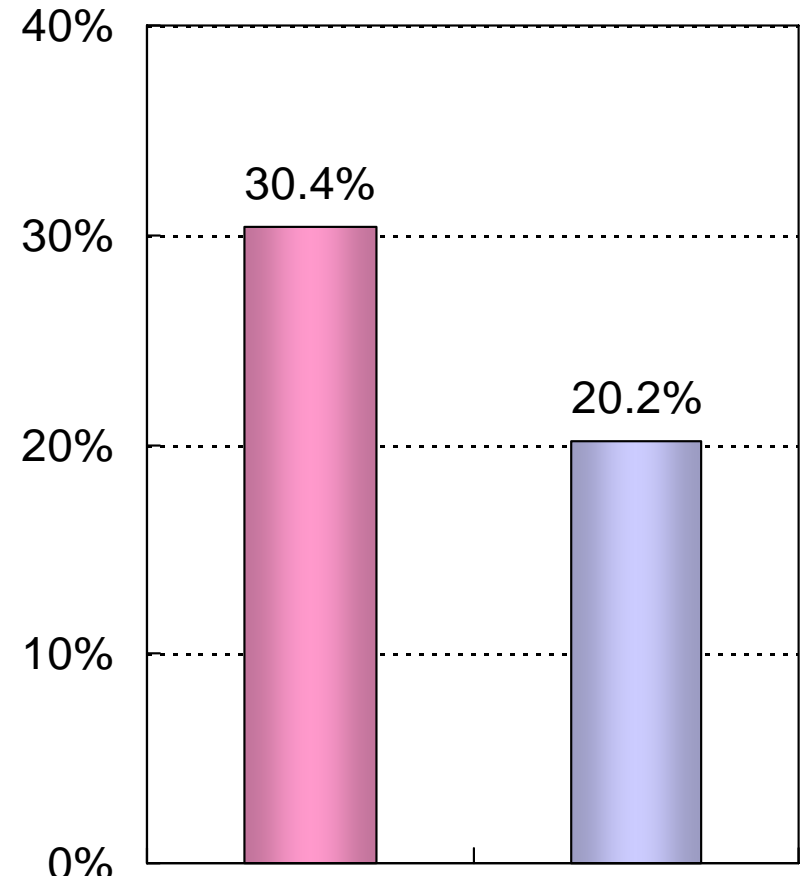
(第3回21世紀成年者縦断調査より)

【夫婦ともに子どもをほしいと考えており、第1回調査(平成14年11月実施)から第2回調査(平成15年11月実施)の間に子どもが生まれていない夫婦のうち、この1年間で子どもの生まれた割合】

### 仕事時間の増減と出生との関係



### 家事・育児時間の増減と出生との関係



第1回調査から第2回調査にかけての夫の1日の仕事時間(通勤時間を含む)の増減

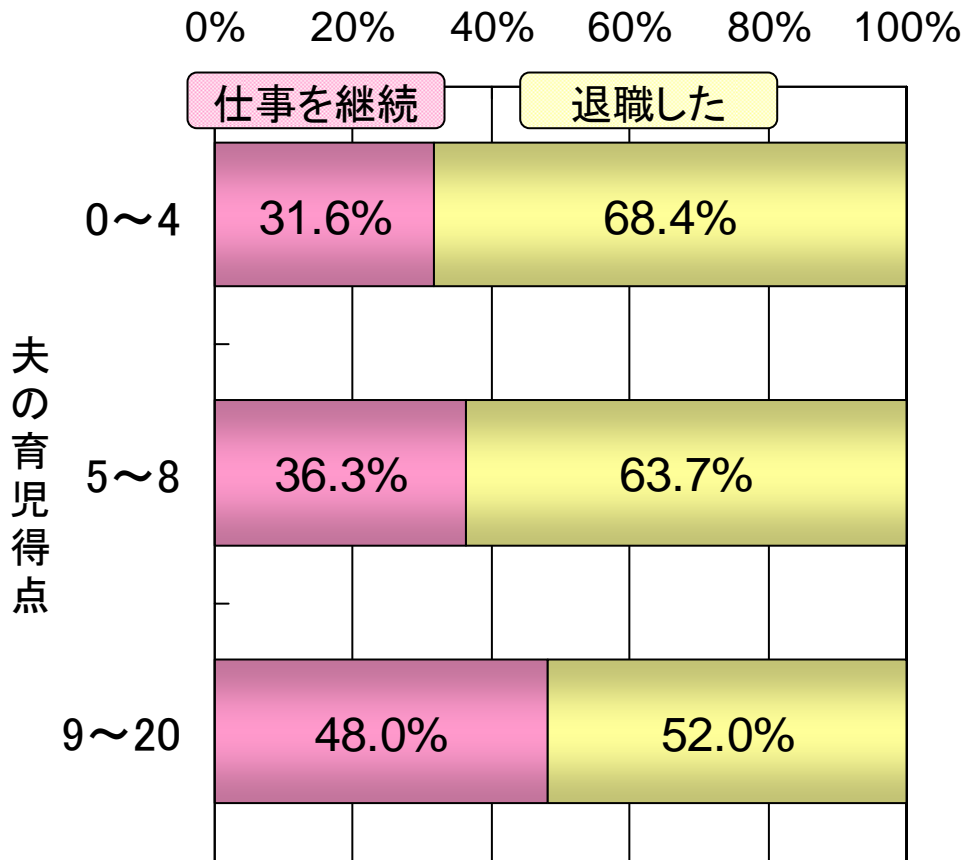
第1回調査の夫の1日の仕事時間(通勤時間を含む)

第1回調査から第2回調査にかけての夫の休日の家事・育児時間の増減

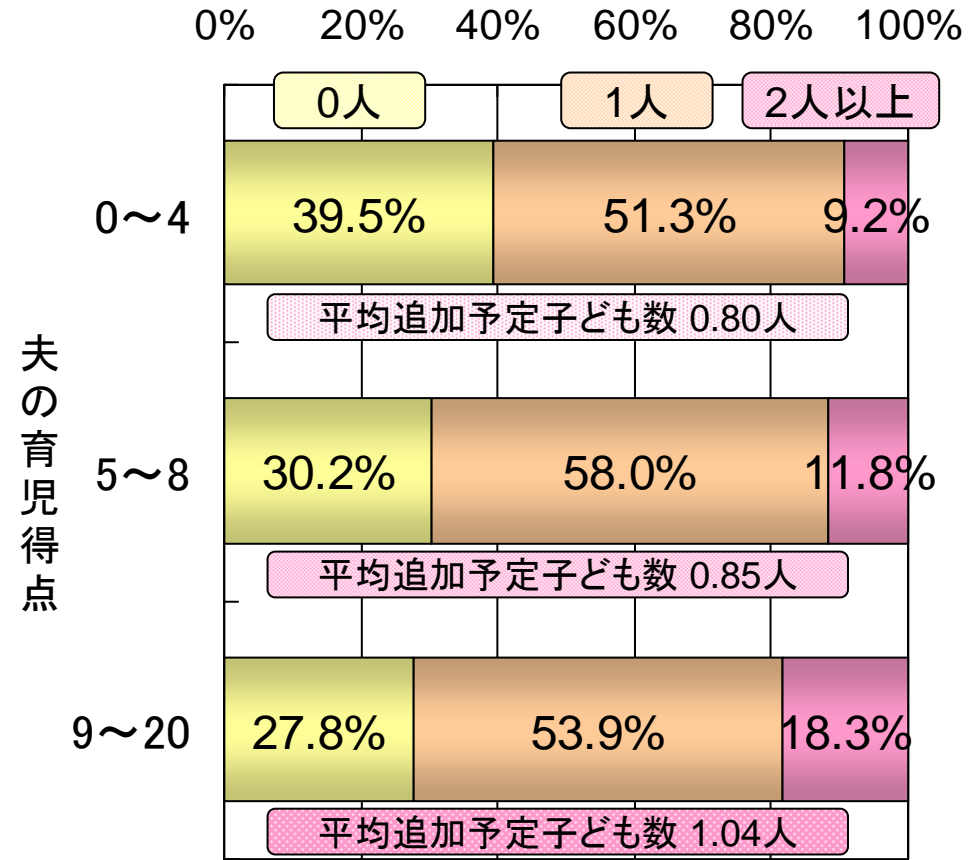
# 夫の育児参加度と追加予定子ども数、妻の就業継続

○ 男性の育児参加度が低い家庭では、妻の就業継続が難しく、また、追加予定子ども数も少なくなっている。

第一子出産時の妻の就業継続率



現在子ども一人の夫婦の追加予定子ども数



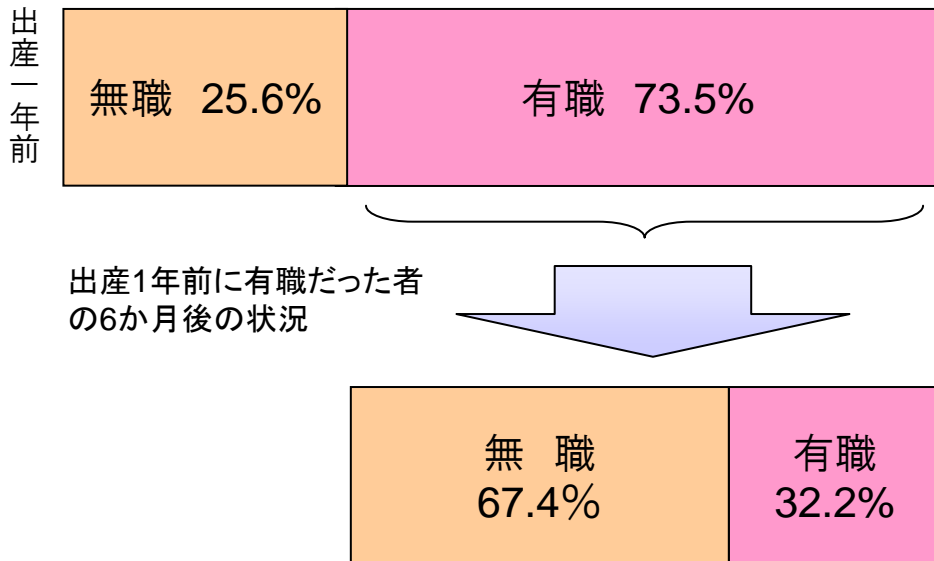
(注)「夫の育児得点」は、「遊び相手をする」、「風呂に入れる」、「食事をさせる」、「寝かしつける」、「おむつを替える」の領域別に、「月1~2回」(1点)、「週1~2回」(2点)、「週3~4回」(3点)、「毎日・毎回」(4点)、「やらない」(0点)とし、5領域の得点を合算したもの

資料：社会保障・人口問題研究所「第3回全国家庭動向調査」(平成15年)

# 仕事と子育ての両立ができる雇用環境の整備

○ 現状では子育てと就労の両立が難しく、出産に伴い7割近くの女性が離職しているが、育児休業が取得しやすい環境整備を進めた職場では出生は多くなっている。

## 第1子出産前後の女性の就業状況

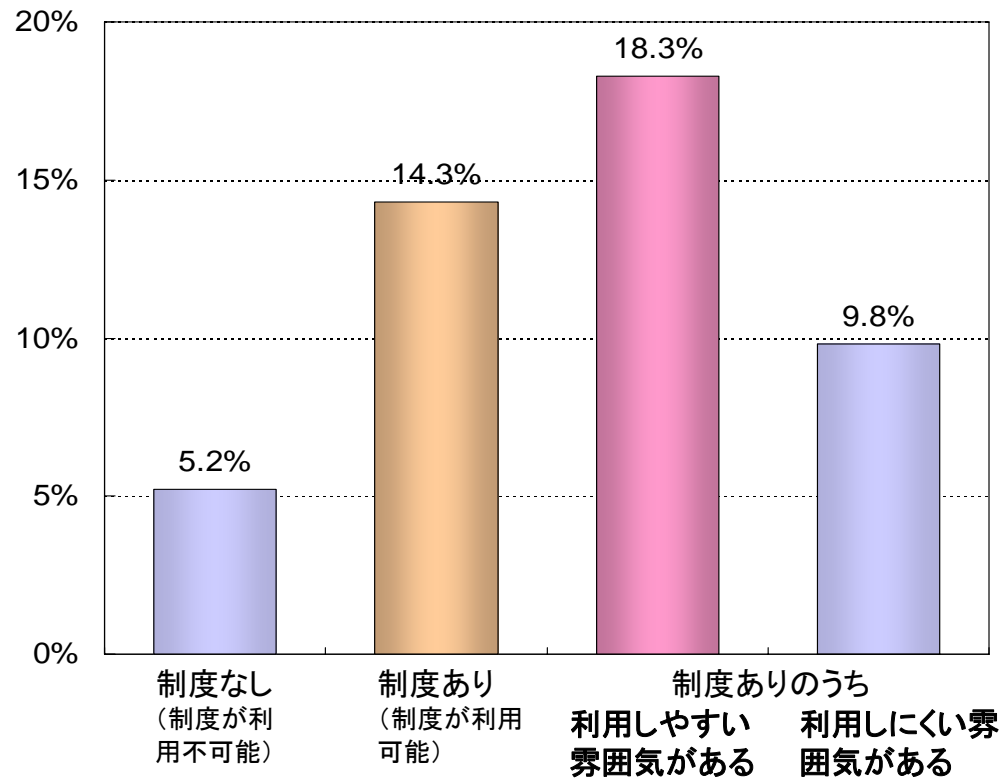


(資料)厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年)

## 育児休業の取得率

	女性	男性
平成16年	70.6%	0.56%
平成17年	72.3%	0.50%

## 妻の職場における育児休業制度の有無と出生



(注) 平成15年時点で妻が勤めていた夫婦(平成14年から15年の間に子どもの生まれたものを除く)のうち、平成16年までの1年間に子どもが生まれた割合

資料: 厚生労働省「第3回21世紀成年者縦断調査」(平成16年)

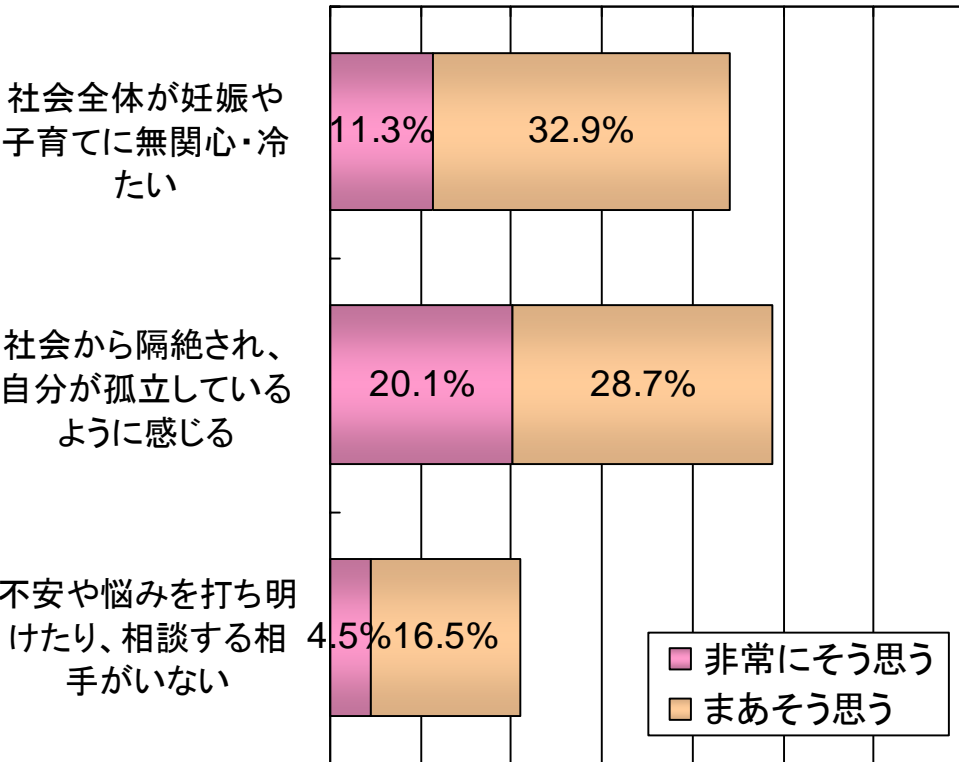


# 子育ての負担感

○ 地域協同体の機能が失われていく中で、相談相手や自分に代わって短時間子どもを預けられる人が得られず、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている  
母親の周囲や世間の人々に対する意識

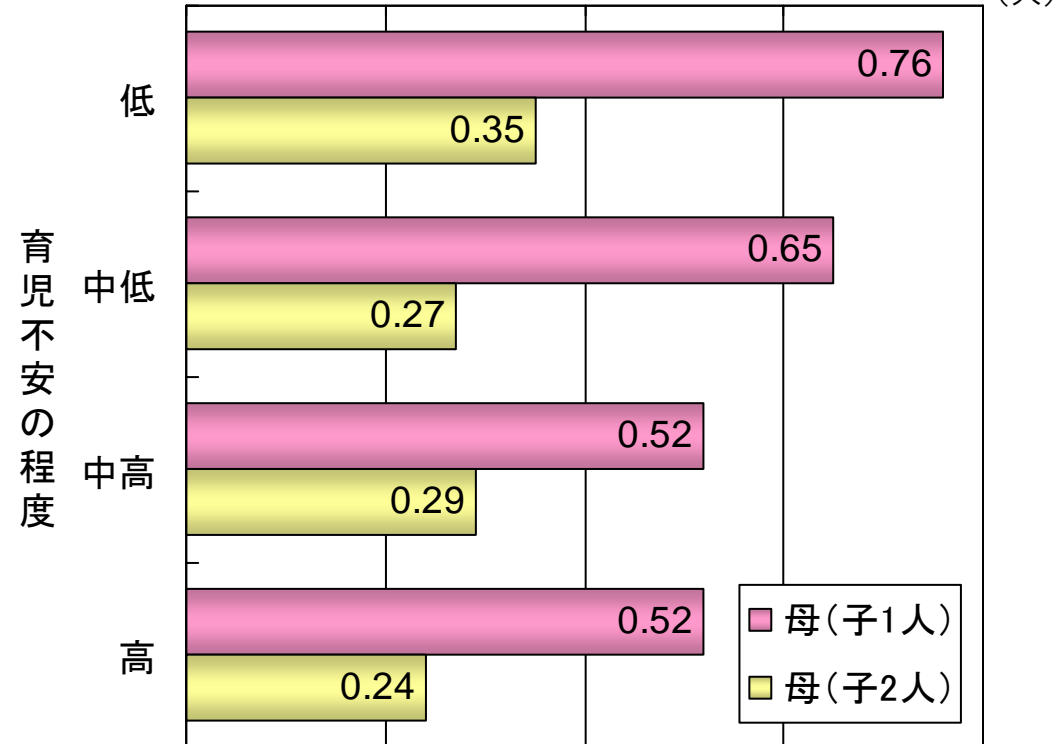
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



資料:財団法人こども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

母の育児不安別に見た追加出産意欲  
(追加で出産する予定の子ども数)

0 0.2 0.4 0.6 0.8 (人)

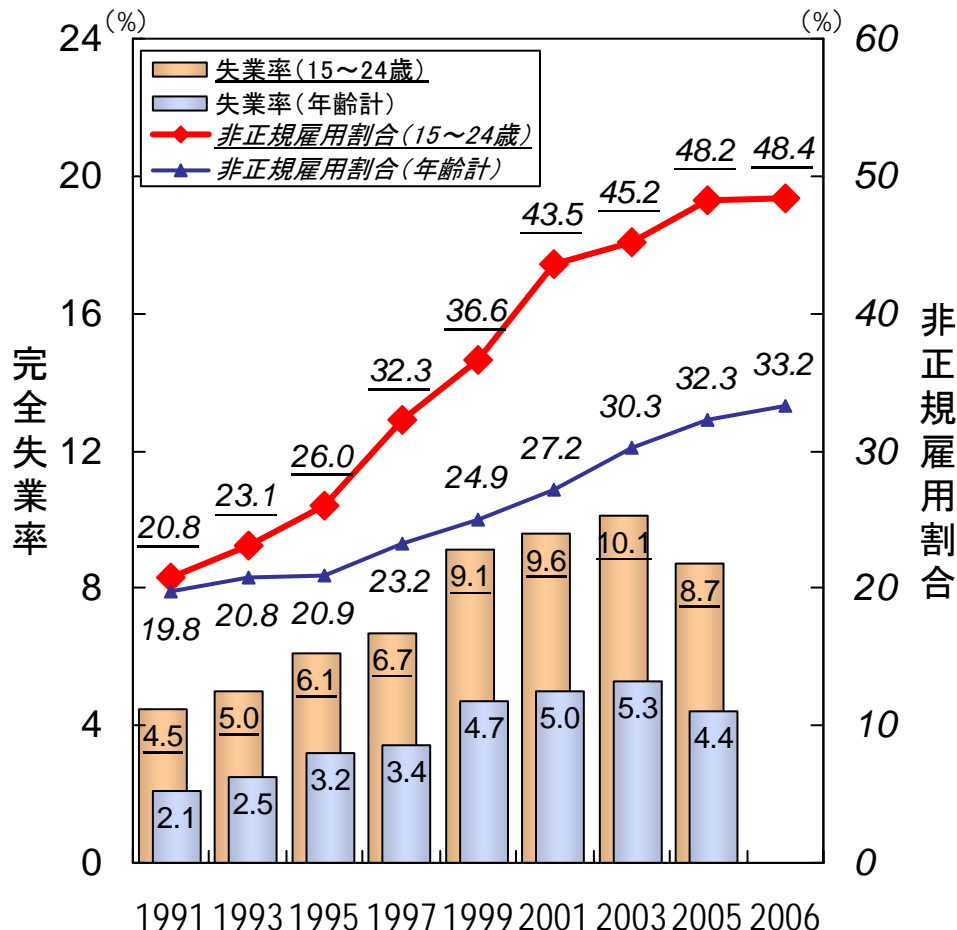


資料:(社)全国私立保育園連盟「乳幼児をかかえる保護者の子育ての現状 不安・悩み、出産意欲に関する調査」(平成18年3月)

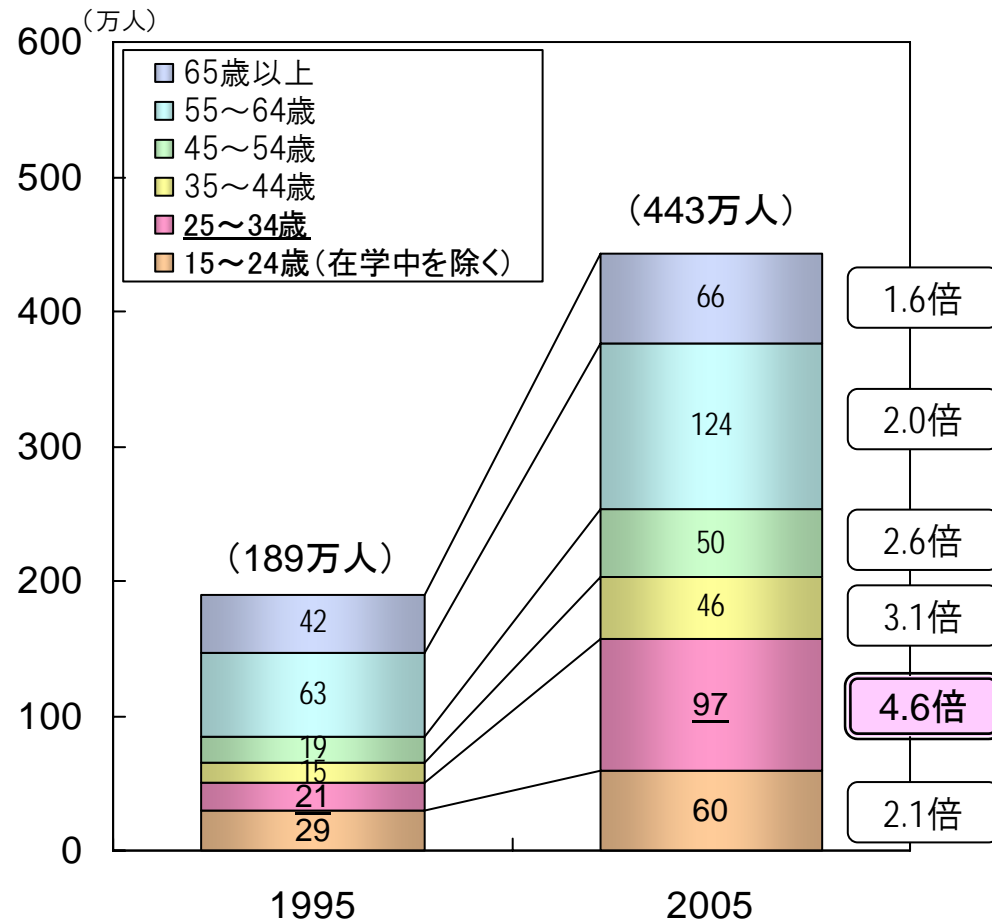
# 若年者の高失業率と非正規雇用の増加

○ 若年者の失業率は若干改善したものの、依然として高水準にある。また、15～24歳では半数近くが非正規雇用となり、男性の25～34歳でも非正規雇用者数が急増している。

## 若年者の失業率と非正規雇用割合の推移



## 男性の非正規雇用者数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」、「労働力調査詳細結果」

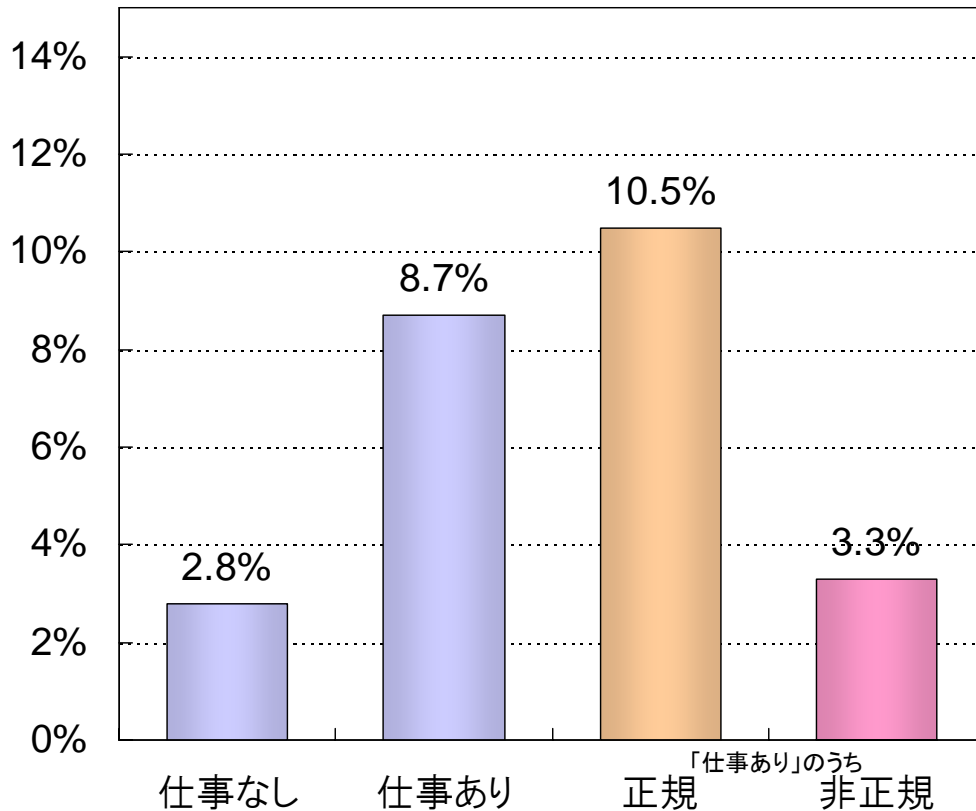
(注) 1. 失業率については、各年の平均。

2. 非正規雇用割合、非正規雇用者数については、平成13年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成14年以降は「労働力調査詳細結果」による。調査月(平成13年までは各年2月、平成14年以降は1～3月平均の値)が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。

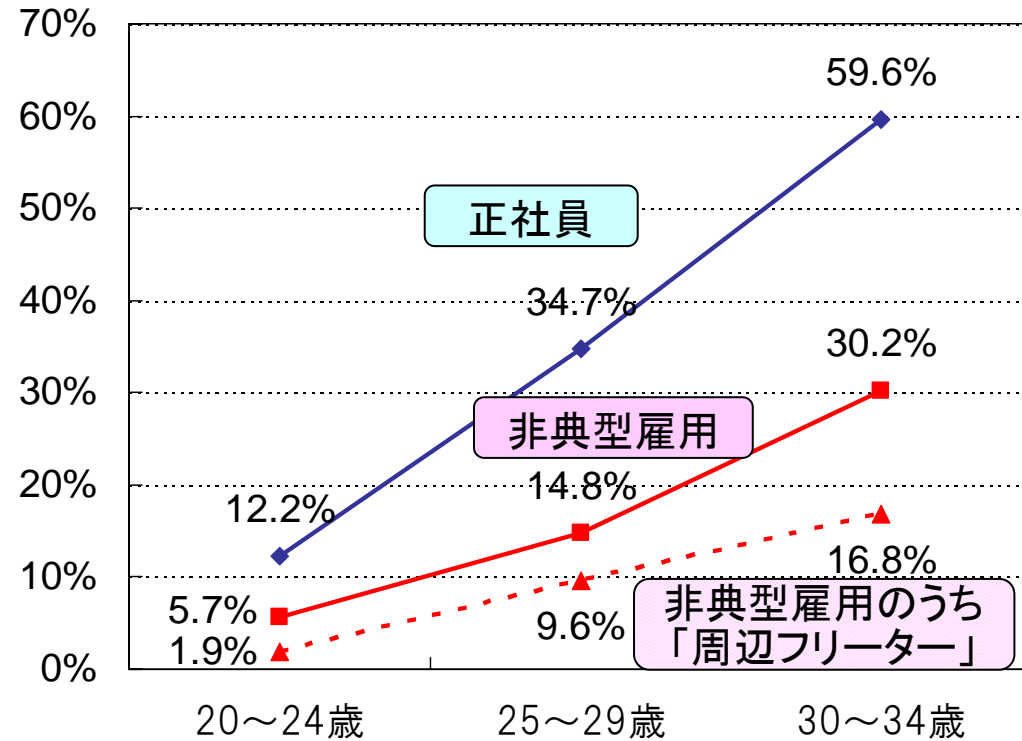
# 結婚や子育てができる基盤としての雇用

○ 雇用が不安定だと、家庭を築き子どもを生み育てていくことが難しく、特に非正規雇用の男性の多くが独身にとどまっている。

平成14年時点の男性独身者(20~34歳)のうち、その後2年間の間に結婚した割合



男性の就労形態別配偶者のいる割合  
(平成14年)

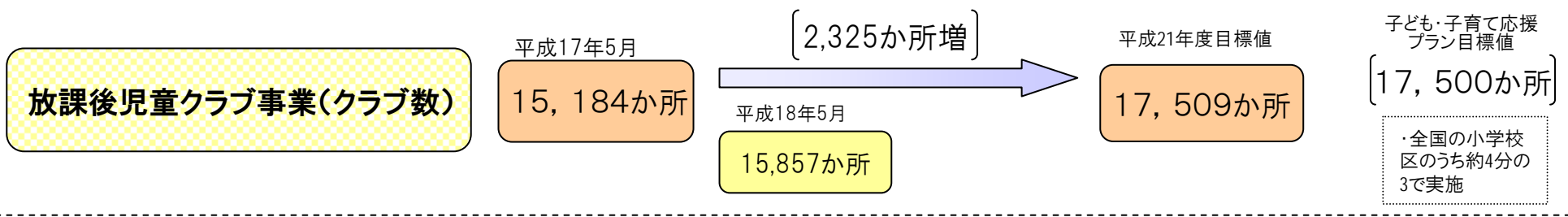
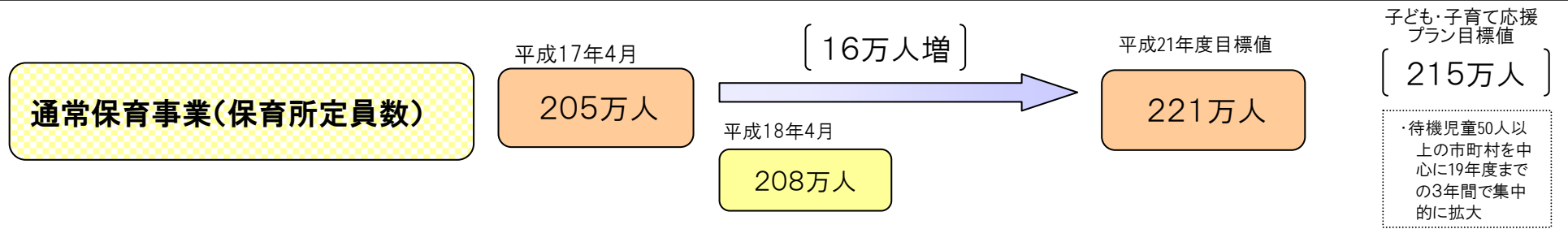


(注)「周辺フリーター」:「アルバイト」または「パート」のうち、学生でも主婦でもなく、かつ、年間就業日数が99日以下または週労働時間が21時間以下の者

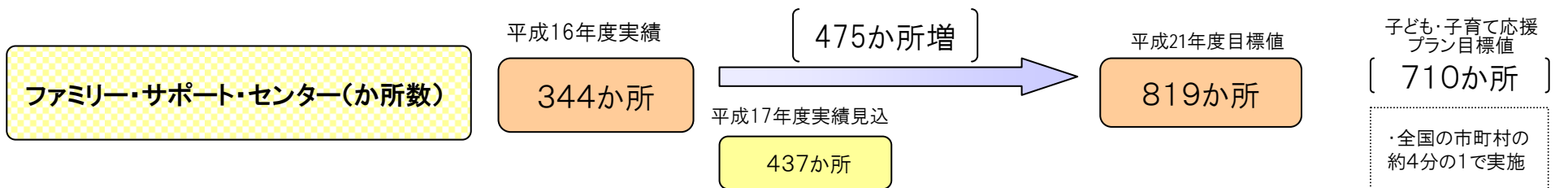
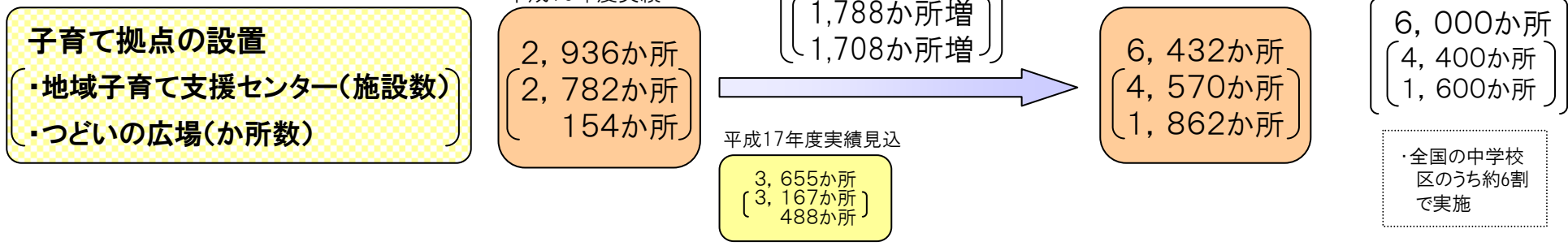
# 地域行動計画に基づく地方公共団体の取組状況について

# 市町村行動計画による子育て支援関係事業の目標値について

- 市町村においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定・公表することとされている。
- 策定された行動計画(平成18年9月現在、1,843市町村)によれば、子育て支援関係事業について、次のようなサービスの拡充となっている。



## 地域の子育て支援



# 一時的・臨時的保育ニーズへの対応

## 一時・特定保育事業(保育所数)

平成16年度実績  
5,534か所

〔4,648か所増〕

平成21年度目標値  
10,182か所

平成17年度実績見込  
6,589か所

子ども・子育て応援  
プラン目標値  
〔9,500か所〕

・全国の中学  
校区の9割  
以上で実施

## ショートステイ事業(か所数) トワイライトステイ事業(か所数)

平成16年度実績

ショートステイ  
364か所  
(254市町村で実施)  
児童養護施設等で実施  
349か所  
その他 15か所

トワイライトステイ  
134か所  
(91市町村で実施)  
児童養護施設等で実施  
117か所  
その他 17か所

〔 ショートステイ  
474か所増  
トワイライトステイ  
451か所増 〕

平成21年度目標値  
838か所  
(606市町村で実施)  
585か所  
(332市町村で実施)

平成17年度実績見込

ショートステイ 571か所  
(427市町村で実施)  
〔児童養護施設等で実施 494か所  
その他 77か所〕

トワイライトステイ 292か所  
(192市町村で実施)  
〔児童養護施設等で実施 216か所  
その他 76か所〕

子ども・子育て応援  
プラン目標値

〔 ショートステイ  
870か所  
トワイライト  
ステイ  
560か所 〕

・全国の児童  
養護施設等の  
約9割で実施  
・全国の児童  
養護施設等の  
約6割で実施

## 病後児保育事業(か所数) 〔 派遣型 施設型(施設数) 〕

平成16年度実績

496か所  
〔 19か所  
477か所  
(341市町村で実施) 〕

〔 926か所増  
〔 89か所増  
837か所増 〕 〕

平成21年度目標値  
1,422か所  
〔 108か所  
1,314か所  
(860市町村で実施) 〕

平成17年度実績見込

598か所  
〔 22か所  
576か所  
(389市町村で実施) 〕

子ども・子育て応援  
プラン目標値

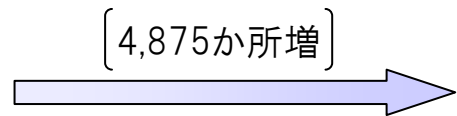
〔 1,500か所 〕

・全国の市町  
村の約4割  
で実施

# 保育時間延長等への対応

## 延長保育事業(保育所数)

平成16年度実績  
11,755か所



平成17年度実績見込  
13,300か所

平成21年度目標値  
16,630か所

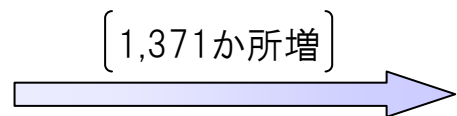
子ども・子育て応援  
プラン目標値

[16,200か所]

・全国の保育所  
の約7割で実施

## 休日保育事業(保育所数)

平成16年度実績  
607か所



平成17年度実績見込  
706か所

平成21年度目標値  
1,978か所

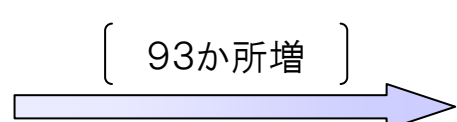
子ども・子育て応援  
プラン目標値

[2,200か所]

・全国の保育所  
の約1割で実  
施

## 夜間保育事業(保育所数)

平成17年4月  
64か所



平成18年4月  
66か所

平成21年度目標値  
157か所

子ども・子育て応援  
プラン目標値

[140か所]

・人口30万人  
以上の市の5  
割以上で実施  
(30万人未満  
の市町村でも  
ニーズに応じて  
実施)

# 地域行動計画に基づく地方自治体の取組状況について

(平成18年9月末現在、全都道府県・市町村において地域行動計画を策定済み。)

## (1) 通常保育事業

都道府県名	保育所定員 実績			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 待機 児童数 (H18. 4. 1)	H 待機児童が 50人以上の 市区町村数
	A 17年4月	B 18年4月	C 17年度の 定員増 (B-A)					
北海道	63,165	63,775	610	63,088	-	-	638	2
青森県	33,118	33,108	-10	34,356	96.4%	-0.8%	141	0
岩手県	24,548	24,803	255	26,613	93.2%	12.3%	79	0
宮城県	25,679	25,894	215	29,199	88.7%	6.1%	821	3
秋田県	20,515	20,705	190	21,401	96.7%	21.4%	194	1
山形県	19,218	19,443	225	20,176	96.4%	23.5%	289	1
福島県	24,907	25,307	400	28,011	90.3%	12.9%	226	1
茨城県	38,593	39,563	970	43,012	92.0%	22.0%	357	1
栃木県	27,090	28,065	975	31,031	90.4%	24.7%	106	0
群馬県	38,594	39,390	796	45,715	86.2%	11.2%	61	0
埼玉県	70,081	72,028	1,947	79,690	90.4%	20.3%	1,386	6
千葉県	68,367	69,753	1,386	74,026	94.2%	24.5%	1,066	6
東京都	160,616	162,357	1,741	169,657	95.7%	19.3%	4,908	27
神奈川県	78,830	82,714	3,884	86,389	95.7%	51.4%	1,577	5
新潟県	60,826	60,637	-189	58,065	-	-	28	0
富山県	30,755	30,940	185	31,574	98.0%	22.6%	0	0
石川県	38,998	39,103	105	37,601	-	-	0	0
福井県	24,820	24,955	135	25,235	98.9%	32.5%	0	0
山梨県	20,940	20,940	0	20,725	-	-	0	0
長野県	59,690	60,170	480	58,962	-	-	0	0
岐阜県	45,747	45,873	126	41,855	-	-	18	0
静岡県	48,150	48,980	830	51,994	94.2%	21.6%	377	1
愛知県	145,787	146,734	947	143,059	-	-	481	1
三重県	39,215	39,786	571	39,129	-	-	11	0
滋賀県	24,213	24,588	375	27,048	90.9%	13.2%	297	2
京都府	48,426	49,081	655	49,172	99.8%	87.8%	162	1
大阪府	122,137	124,784	2,647	132,965	93.8%	24.4%	2,285	7
兵庫県	75,085	76,157	1,072	134,355	56.7%	1.8%	873	3
奈良県	22,685	22,995	310	23,053	99.7%	84.2%	154	0
和歌山県	23,186	23,371	185	21,275	-	-	1	0
鳥取県	16,960	17,030	70	16,128	-	-	0	0
島根県	17,570	17,965	395	19,433	92.4%	21.2%	101	1
岡山県	37,912	38,437	525	41,521	92.6%	14.5%	53	0
広島県	56,439	57,061	622	59,653	95.7%	19.4%	142	1
山口県	25,469	25,514	45	26,189	97.4%	6.3%	65	0
徳島県	16,075	16,200	125	15,610	-	-	48	0
香川県	20,309	20,289	-20	20,805	97.5%	-4.0%	22	0
愛媛県	26,062	26,252	190	25,844	-	-	26	0
高知県	22,875	22,690	-185	22,255	-	-	118	1
福岡県	91,245	92,064	819	94,650	97.3%	24.1%	556	1
佐賀県	19,175	19,785	610	20,342	97.3%	52.3%	0	0
長崎県	30,545	30,930	385	33,824	91.4%	11.7%	74	0
熊本県	43,560	43,710	150	47,582	91.9%	3.7%	117	0
大分県	20,276	20,311	35	21,749	93.4%	2.4%	16	0
宮崎県	27,490	27,435	-55	28,376	96.7%	-6.2%	0	0
鹿児島県	29,927	29,987	60	31,659	94.7%	3.5%	400	1
沖縄県	26,859	27,747	888	32,453	85.5%	15.9%	1,520	8
合計	2,052,729	2,079,406	26,677	2,206,504	94.2%	17.3%	19,794	81

(注) H17. 4. 1及びH18. 4. 1の「保育所定員」は「福祉行政報告例」(厚生労働省統計情報部)による。

(注) H18. 4. 1の「待機児童数」は「保育所入所待機児童数調査」(厚生労働省保育課調べ)による。



(2) 放課後児童クラブ事業

都道府県名	クラブ数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 小学校数 (H18.5.1)	H 小学校数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (H17.5.1)	B 17年度 実績 (H18.5.1)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	738	761	23	798	95.4%	38.3%	1,367	55.7%
青森県	222	238	16	259	91.9%	43.2%	379	62.8%
岩手県	175	198	23	230	86.1%	41.8%	434	45.6%
宮城県	273	290	17	332	87.3%	28.8%	451	64.3%
秋田県	161	174	13	178	97.8%	76.5%	288	60.4%
山形県	137	149	12	180	82.8%	27.9%	336	44.3%
福島県	249	278	29	320	86.9%	40.8%	535	52.0%
茨城県	414	441	27	485	90.9%	38.0%	580	76.0%
栃木県	305	313	8	345	90.7%	20.0%	420	74.5%
群馬県	263	283	20	316	89.6%	37.7%	343	82.5%
埼玉県	780	801	21	855	93.7%	28.0%	826	97.0%
千葉県	593	617	24	677	91.1%	28.6%	858	71.9%
東京都	1,386	1,407	21	1,487	94.6%	20.8%	1,386	101.5%
神奈川県	659	694	35	716	96.9%	61.4%	898	77.3%
新潟県	294	306	12	336	91.1%	28.6%	570	53.7%
富山県	160	163	3	193	84.5%	9.1%	209	78.0%
石川県	202	206	4	230	89.6%	14.3%	233	88.4%
福井県	144	158	14	183	86.3%	35.9%	212	74.5%
山梨県	160	171	11	182	94.0%	50.0%	209	81.8%
長野県	277	300	23	338	88.8%	37.7%	398	75.4%
岐阜県	249	267	18	302	88.4%	34.0%	393	67.9%
静岡県	368	391	23	428	91.4%	38.3%	540	72.4%
愛知県	756	775	19	850	91.2%	20.2%	981	79.0%
三重県	170	189	19	245	77.1%	25.3%	428	44.2%
滋賀県	177	179	2	209	85.6%	6.3%	233	76.8%
京都府	332	347	15	310	-	-	445	78.0%
大阪府	900	924	24	1,165	79.3%	9.1%	1,042	88.7%
兵庫県	626	649	23	722	89.9%	24.0%	829	78.3%
奈良県	174	179	5	187	95.7%	38.5%	231	77.5%
和歌山県	110	117	7	142	82.4%	21.9%	294	39.8%
鳥取県	110	109	-1	121	90.1%	-9.1%	153	71.2%
島根県	135	145	10	176	82.4%	24.4%	256	56.6%
岡山県	268	290	22	334	86.8%	33.3%	429	67.6%
広島県	419	424	5	450	94.2%	16.1%	604	70.2%
山口県	294	297	3	296	-	150.0%	350	84.9%
徳島県	101	109	8	135	80.7%	23.5%	266	41.0%
香川県	154	155	1	161	96.3%	14.3%	196	79.1%
愛媛県	142	156	14	170	91.8%	50.0%	361	43.2%
高知県	101	108	7	111	97.3%	70.0%	306	35.3%
福岡県	645	658	13	682	96.5%	35.1%	772	85.2%
佐賀県	140	154	14	174	88.5%	41.2%	176	87.5%
長崎県	184	194	10	256	75.8%	13.9%	382	50.8%
熊本県	250	268	18	303	88.4%	34.0%	438	61.2%
大分県	172	182	10	217	83.9%	22.2%	348	52.3%
宮崎県	169	188	19	195	96.4%	73.1%	272	69.1%
鹿児島県	241	250	9	292	85.6%	17.6%	597	41.9%
沖縄県	205	205	0	236	86.9%	0.0%	279	73.5%
合計	15,184	15,857	673	17,509	90.6%	28.9%	22,533	70.4%

(注) H17.5.1及びH18.5.1の「クラブ数」は「放課後児童クラブ数調査」(厚生労働省育成環境課調べ)による。

(注) H18.5.1の「小学校数」は本校のみの数であり、「学校基本調査報告(速報版)」(文部科学省生涯学習政策局)による。

## (3) 子育て拠点 (地域子育て支援センター・つどいの広場)

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 公立 中学校数 (H18.5.1)	H 中学校数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	170	200	30	310	64.5%	21.4%	686	29.2%
青森県	85	94	9	125	75.2%	22.5%	173	54.3%
岩手県	58	66	8	123	53.7%	12.3%	198	33.3%
宮城県	55	61	6	125	48.8%	8.6%	223	27.4%
秋田県	46	52	6	83	62.7%	16.2%	133	39.1%
山形県	44	49	5	81	60.5%	13.5%	126	38.9%
福島県	45	52	7	112	46.4%	10.4%	240	21.7%
茨城県	103	126	23	205	61.5%	22.5%	234	53.8%
栃木県	45	56	11	88	63.6%	25.6%	169	33.1%
群馬県	67	84	17	147	57.1%	21.3%	174	48.3%
埼玉県	148	176	28	342	51.5%	14.4%	424	41.5%
千葉県	94	114	20	224	50.9%	15.4%	383	29.8%
東京都	26	57	31	184	31.0%	19.6%	639	8.9%
神奈川県	84	143	59	252	56.7%	35.1%	417	34.3%
新潟県	110	128	18	188	68.1%	23.1%	240	53.3%
富山県	30	35	5	57	61.4%	18.5%	84	41.7%
石川県	65	69	4	85	81.2%	20.0%	102	67.6%
福井県	32	38	6	68	55.9%	16.7%	77	49.4%
山梨県	28	39	11	80	48.8%	21.2%	97	40.2%
長野県	55	82	27	173	47.4%	22.9%	193	42.5%
岐阜県	77	92	15	149	61.7%	20.8%	192	47.9%
静岡県	146	212	66	277	76.5%	50.4%	266	79.7%
愛知県	78	114	36	283	40.3%	17.6%	411	27.7%
三重県	76	81	5	126	64.3%	10.0%	172	47.1%
滋賀県	42	45	3	98	45.9%	5.4%	100	45.0%
京都府	55	67	12	126	53.2%	16.9%	181	37.0%
大阪府	147	202	55	385	52.5%	23.1%	462	43.7%
兵庫県	43	74	31	171	43.3%	24.2%	353	21.0%
奈良県	32	35	3	64	54.7%	9.4%	107	32.7%
和歌山県	27	31	4	55	56.4%	14.3%	136	22.8%
鳥取県	41	43	2	55	78.2%	14.3%	60	71.7%
島根県	33	37	4	59	62.7%	15.4%	105	35.2%
岡山県	67	75	8	133	56.4%	12.1%	164	45.7%
広島県	67	83	16	151	55.0%	19.0%	254	32.7%
山口県	72	90	18	127	70.9%	32.7%	172	52.3%
徳島県	33	33	0	53	62.3%	0.0%	92	35.9%
香川県	43	55	12	68	80.9%	48.0%	80	68.8%
愛媛県	35	45	10	79	57.0%	22.7%	145	31.0%
高知県	30	31	1	48	64.6%	5.6%	132	23.5%
福岡県	65	90	25	155	58.1%	27.8%	345	26.1%
佐賀県	24	28	4	71	39.4%	8.5%	94	29.8%
長崎県	72	79	7	130	60.8%	12.1%	195	40.5%
熊本県	91	104	13	153	68.0%	21.0%	184	56.5%
大分県	33	45	12	74	60.8%	29.3%	145	31.0%
宮崎県	33	37	4	63	58.7%	13.3%	139	26.6%
鹿児島県	49	54	5	86	62.8%	13.5%	265	20.4%
沖縄県	35	52	17	141	36.9%	16.0%	156	33.3%
合計	2,936	3,655	719	6,432	56.8%	20.6%	10,119	36.1%

(注) H18.5.1の「公立中学校数」は本校のみの数であり、「学校基本調査報告(速報版)」(文部科学省生涯学習政策局)による。以下同じ。

## (3) - ① 子育て拠点（地域子育て支援センター）

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	166	186	20	253	73.5%	23.0%
青森県	85	93	8	117	79.5%	25.0%
岩手県	56	63	7	94	67.0%	18.4%
宮城県	54	60	6	103	58.3%	12.2%
秋田県	44	50	6	69	72.5%	24.0%
山形県	41	44	3	57	77.2%	18.8%
福島県	45	49	4	84	58.3%	10.3%
茨城県	102	115	13	149	77.2%	27.7%
栃木県	45	54	9	81	66.7%	25.0%
群馬県	66	79	13	121	65.3%	23.6%
埼玉県	143	153	10	236	64.8%	10.8%
千葉県	81	90	9	153	58.8%	12.5%
東京都	24	33	9	65	50.8%	22.0%
神奈川県	73	118	45	168	70.2%	47.4%
新潟県	110	122	12	169	72.2%	20.3%
富山県	29	34	5	45	75.6%	31.3%
石川県	58	60	2	66	90.9%	25.0%
福井県	29	32	3	51	62.7%	13.6%
山梨県	24	30	6	50	60.0%	23.1%
長野県	47	54	7	103	52.4%	12.5%
岐阜県	71	76	5	86	88.4%	33.3%
静岡県	138	179	41	216	82.9%	52.6%
愛知県	77	93	16	184	50.5%	15.0%
三重県	76	80	4	114	70.2%	10.5%
滋賀県	41	42	1	57	73.7%	6.3%
京都府	55	61	6	81	75.3%	23.1%
大阪府	137	150	13	224	67.0%	14.9%
兵庫県	43	43	0	97	44.3%	0.0%
奈良県	25	25	0	32	78.1%	0.0%
和歌山県	25	29	4	47	61.7%	18.2%
鳥取県	40	40	0	50	80.0%	0.0%
島根県	27	29	2	39	74.4%	16.7%
岡山県	59	60	1	91	65.9%	3.1%
広島県	65	79	14	116	68.1%	27.5%
山口県	65	81	16	91	89.0%	61.5%
徳島県	31	31	0	43	72.1%	0.0%
香川県	41	49	8	55	89.1%	57.1%
愛媛県	35	40	5	55	72.7%	25.0%
高知県	30	31	1	46	67.4%	6.3%
福岡県	60	69	9	94	73.4%	26.5%
佐賀県	24	27	3	56	48.2%	9.4%
長崎県	72	77	5	96	80.2%	20.8%
熊本県	80	89	9	120	74.2%	22.5%
大分県	27	32	5	46	69.6%	26.3%
宮崎県	32	36	4	52	69.2%	20.0%
鹿児島県	49	54	5	64	84.4%	33.3%
沖縄県	35	46	11	84	54.8%	22.4%
合計	2,782	3,167	385	4,570	69.3%	21.5%

## (3) - ② 子育て拠点 (つどいの広場)

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	4	14	10	57	24.6%	18.9%
青森県	0	1	1	8	12.5%	12.5%
岩手県	2	3	1	29	10.3%	3.7%
宮城県	1	1	0	22	4.5%	0.0%
秋田県	2	2	0	14	14.3%	0.0%
山形県	3	5	2	24	20.8%	9.5%
福島県	0	3	3	28	10.7%	10.7%
茨城県	1	11	10	56	19.6%	18.2%
栃木県	0	2	2	7	28.6%	28.6%
群馬県	1	5	4	26	19.2%	16.0%
埼玉県	5	23	18	106	21.7%	17.8%
千葉県	13	24	11	71	33.8%	19.0%
東京都	2	24	22	119	20.2%	18.8%
神奈川県	11	25	14	84	29.8%	19.2%
新潟県	0	6	6	19	31.6%	31.6%
富山県	1	1	0	12	8.3%	0.0%
石川県	7	9	2	19	47.4%	16.7%
福井県	3	6	3	17	35.3%	21.4%
山梨県	4	9	5	30	30.0%	19.2%
長野県	8	28	20	70	40.0%	32.3%
岐阜県	6	16	10	63	25.4%	17.5%
静岡県	8	33	25	61	54.1%	47.2%
愛知県	1	21	20	99	21.2%	20.4%
三重県	0	1	1	12	8.3%	8.3%
滋賀県	1	3	2	41	7.3%	5.0%
京都府	0	6	6	45	13.3%	13.3%
大阪府	10	52	42	161	32.3%	27.8%
兵庫県	0	31	31	74	41.9%	41.9%
奈良県	7	10	3	32	31.3%	12.0%
和歌山県	2	2	0	8	25.0%	0.0%
鳥取県	1	3	2	5	60.0%	50.0%
島根県	6	8	2	20	40.0%	14.3%
岡山県	8	15	7	42	35.7%	20.6%
広島県	2	4	2	35	11.4%	6.1%
山口県	7	9	2	36	25.0%	6.9%
徳島県	2	2	0	10	20.0%	0.0%
香川県	2	6	4	13	46.2%	36.4%
愛媛県	0	5	5	24	20.8%	20.8%
高知県	0	0	0	2	0.0%	0.0%
福岡県	5	21	16	61	34.4%	28.6%
佐賀県	0	1	1	15	6.7%	6.7%
長崎県	0	2	2	34	5.9%	5.9%
熊本県	11	15	4	33	45.5%	18.2%
大分県	6	13	7	28	46.4%	31.8%
宮崎県	1	1	0	11	9.1%	0.0%
鹿児島県	0	0	0	22	0.0%	0.0%
沖縄県	0	6	6	57	10.5%	10.5%
合計	154	488	334	1,862	26.2%	19.6%

## (4) ファミリー・サポート・センター

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	8	10	2	35	28.6%	7.4%
青森県	2	3	1	3	100.0%	100.0%
岩手県	5	7	2	12	58.3%	28.6%
宮城県	6	7	1	13	53.8%	14.3%
秋田県	2	3	1	9	33.3%	14.3%
山形県	8	9	1	15	60.0%	14.3%
福島県	3	6	3	27	22.2%	12.5%
茨城県	8	10	2	24	41.7%	12.5%
栃木県	7	7	0	16	43.8%	0.0%
群馬県	7	7	0	17	41.2%	0.0%
埼玉県	31	34	3	55	61.8%	12.5%
千葉県	14	14	0	27	51.9%	0.0%
東京都	40	45	5	47	95.7%	71.4%
神奈川県	16	18	2	24	75.0%	25.0%
新潟県	7	10	3	21	47.6%	21.4%
富山県	2	8	6	13	61.5%	54.5%
石川県	2	2	0	10	20.0%	0.0%
福井県	0	0	0	3	0.0%	0.0%
山梨県	2	4	2	12	33.3%	20.0%
長野県	4	8	4	27	29.6%	17.4%
岐阜県	8	10	2	29	34.5%	9.5%
静岡県	15	14	-1	21	66.7%	-16.7%
愛知県	29	31	2	44	70.5%	13.3%
三重県	8	10	2	19	52.6%	18.2%
滋賀県	4	7	3	14	50.0%	30.0%
京都府	8	8	0	14	57.1%	0.0%
大阪府	28	30	2	36	83.3%	25.0%
兵庫県	12	15	3	23	65.2%	27.3%
奈良県	2	4	2	11	36.4%	22.2%
和歌山県	3	3	0	4	75.0%	0.0%
鳥取県	3	7	4	11	63.6%	50.0%
島根県	5	10	5	12	83.3%	71.4%
岡山県	5	9	4	15	60.0%	40.0%
広島県	4	9	5	20	45.0%	31.3%
山口県	9	10	1	17	58.8%	12.5%
徳島県	3	4	1	7	57.1%	25.0%
香川県	0	0	0	2	0.0%	0.0%
愛媛県	4	4	0	9	44.4%	0.0%
高知県	1	1	0	1	100.0%	-
福岡県	7	12	5	22	54.5%	33.3%
佐賀県	2	2	0	11	18.2%	0.0%
長崎県	1	2	1	7	28.6%	16.7%
熊本県	4	10	6	26	38.5%	27.3%
大分県	1	5	4	11	45.5%	40.0%
宮崎県	1	2	1	2	100.0%	100.0%
鹿児島県	1	2	1	10	20.0%	11.1%
沖縄県	2	4	2	11	36.4%	22.2%
合計	344	437	93	819	53.4%	19.6%

(注) 「か所数」は本部(1市町村1か所)の数である。

## (5) 一時・特定保育事業

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 公立 中学校数 (H18.5.1)	H 中学校数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	140	222	82	343	64.7%	40.4%	686	32.4%
青森県	100	118	18	150	78.7%	36.0%	173	68.2%
岩手県	109	95	-14	151	62.9%	-33.3%	198	48.0%
宮城県	40	51	11	177	28.8%	8.0%	223	22.9%
秋田県	65	74	9	110	67.3%	20.0%	133	55.6%
山形県	66	73	7	108	67.6%	16.7%	126	57.9%
福島県	60	75	15	130	57.7%	21.4%	240	31.3%
茨城県	105	132	27	256	51.6%	17.9%	234	56.4%
栃木県	135	137	2	214	64.0%	2.5%	169	81.1%
群馬県	118	124	6	218	56.9%	6.0%	174	71.3%
埼玉県	187	241	54	389	62.0%	26.7%	424	56.8%
千葉県	149	168	19	266	63.2%	16.2%	383	43.9%
東京都	267	418	151	414	-	102.7%	639	65.4%
神奈川県	200	357	157	404	88.4%	77.0%	417	85.6%
新潟県	272	220	-52	387	56.8%	-45.2%	240	91.7%
富山県	76	94	18	106	88.7%	60.0%	84	111.9%
石川県	217	176	-41	297	59.3%	-51.3%	102	172.5%
福井県	83	88	5	209	42.1%	4.0%	77	114.3%
山梨県	58	50	-8	119	42.0%	-13.1%	97	51.5%
長野県	136	137	1	291	47.1%	0.6%	193	71.0%
岐阜県	110	120	10	191	62.8%	12.3%	192	62.5%
静岡県	300	299	-1	406	73.6%	-0.9%	266	112.4%
愛知県	145	134	-11	286	46.9%	-7.8%	411	32.6%
三重県	40	55	15	118	46.6%	19.2%	172	32.0%
滋賀県	65	67	2	120	55.8%	3.6%	100	67.0%
京都府	47	86	39	138	62.3%	42.9%	181	47.5%
大阪府	311	395	84	462	85.5%	55.6%	462	85.5%
兵庫県	186	241	55	508	47.4%	17.1%	353	68.3%
奈良県	41	45	4	68	66.2%	14.8%	107	42.1%
和歌山県	21	25	4	66	37.9%	8.9%	136	18.4%
鳥取県	38	38	0	54	70.4%	0.0%	60	63.3%
島根県	145	185	40	182	-	108.1%	105	176.2%
岡山県	109	141	32	187	75.4%	41.0%	164	86.0%
広島県	125	192	67	260	73.8%	49.6%	254	75.6%
山口県	187	209	22	233	89.7%	47.8%	172	121.5%
徳島県	47	74	27	80	92.5%	81.8%	92	80.4%
香川県	46	63	17	73	86.3%	63.0%	80	78.8%
愛媛県	53	79	26	75	-	118.2%	145	54.5%
高知県	19	18	-1	38	47.4%	-5.3%	132	13.6%
福岡県	173	211	38	506	41.7%	11.4%	345	61.2%
佐賀県	90	94	4	154	61.0%	6.3%	94	100.0%
長崎県	158	184	26	261	70.5%	25.2%	195	94.4%
熊本県	161	161	0	237	67.9%	0.0%	184	87.5%
大分県	82	83	1	151	55.0%	1.4%	145	57.2%
宮崎県	81	104	23	167	62.3%	26.7%	139	74.8%
鹿児島県	85	96	11	165	58.2%	13.8%	265	36.2%
沖縄県	86	140	54	257	54.5%	31.6%	156	89.7%
合計	5,534	6,589	1,055	10,182	64.7%	22.7%	10,119	65.1%

## (6) ショートステイ

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	10	32	22	43	74.4%	66.7%
青森県	2	2	0	6	33.3%	0.0%
岩手県	6	6	0	11	54.5%	0.0%
宮城県	7	8	1	9	88.9%	50.0%
秋田県	3	4	1	9	44.4%	16.7%
山形県	4	6	2	6	100.0%	100.0%
福島県	1	3	2	3	100.0%	100.0%
茨城県	3	15	12	25	60.0%	54.5%
栃木県	4	21	17	16	-	141.7%
群馬県	4	7	3	11	63.6%	42.9%
埼玉県	5	11	6	29	37.9%	25.0%
千葉県	2	6	4	7	85.7%	80.0%
東京都	31	48	17	67	71.6%	47.2%
神奈川県	6	5	-1	46	10.9%	-2.5%
新潟県	0	0	0	0	-	-
富山県	2	2	0	3	66.7%	0.0%
石川県	8	10	2	12	83.3%	50.0%
福井県	5	5	0	8	62.5%	0.0%
山梨県	0	0	0	5	0.0%	0.0%
長野県	6	11	5	18	61.1%	41.7%
岐阜県	6	12	6	18	66.7%	50.0%
静岡県	7	10	3	14	71.4%	42.9%
愛知県	21	38	17	63	60.3%	40.5%
三重県	13	13	0	27	48.1%	0.0%
滋賀県	2	28	26	6	-	650.0%
京都府	13	17	4	18	94.4%	80.0%
大阪府	36	41	5	43	95.3%	71.4%
兵庫県	32	43	11	71	60.6%	28.2%
奈良県	8	7	-1	8	87.5%	-
和歌山県	6	10	4	12	83.3%	66.7%
鳥取県	5	4	-1	5	80.0%	-
島根県	1	2	1	5	40.0%	25.0%
岡山県	7	7	0	13	53.8%	0.0%
広島県	11	17	6	21	81.0%	60.0%
山口県	9	8	-1	10	80.0%	-100.0%
徳島県	8	8	0	8	-	-
香川県	3	3	0	3	-	-
愛媛県	3	8	5	13	61.5%	50.0%
高知県	8	9	1	10	90.0%	50.0%
福岡県	16	24	8	40	60.0%	33.3%
佐賀県	3	5	2	9	55.6%	33.3%
長崎県	9	10	1	16	62.5%	14.3%
熊本県	13	16	3	16	100.0%	100.0%
大分県	0	8	8	14	57.1%	57.1%
宮崎県	2	3	1	8	37.5%	16.7%
鹿児島県	12	15	3	25	60.0%	23.1%
沖縄県	1	3	2	8	37.5%	28.6%
合計	364	571	207	838	68.1%	43.7%

## (7) トワイライトスティ

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	2	4	2	16	25.0%	14.3%
青森県	0	0	0	1	0.0%	0.0%
岩手県	6	4	-2	11	36.4%	-40.0%
宮城県	1	1	0	1	100.0%	-
秋田県	4	4	0	6	66.7%	0.0%
山形県	3	6	3	6	100.0%	100.0%
福島県	0	0	0	0	-	-
茨城県	0	1	1	13	7.7%	7.7%
栃木県	0	0	0	0	-	-
群馬県	1	5	4	7	71.4%	66.7%
埼玉県	3	13	10	63	20.6%	16.7%
千葉県	3	3	0	6	50.0%	0.0%
東京都	12	53	41	115	46.1%	39.8%
神奈川県	4	1	-3	44	2.3%	-7.5%
新潟県	0	0	0	0	-	-
富山県	0	2	2	3	66.7%	66.7%
石川県	5	6	1	10	60.0%	20.0%
福井県	4	3	-1	4	75.0%	-
山梨県	0	0	0	0	-	-
長野県	0	0	0	8	0.0%	0.0%
岐阜県	3	4	1	12	33.3%	11.1%
静岡県	0	0	0	3	0.0%	0.0%
愛知県	1	6	5	16	37.5%	33.3%
三重県	1	1	0	13	7.7%	0.0%
滋賀県	11	24	13	3	-	-
京都府	8	8	0	17	47.1%	0.0%
大阪府	7	26	19	29	89.7%	86.4%
兵庫県	16	16	0	24	66.7%	0.0%
奈良県	2	6	4	7	85.7%	80.0%
和歌山県	1	6	5	10	60.0%	55.6%
鳥取県	1	4	3	2	-	300.0%
島根県	0	0	0	3	0.0%	0.0%
岡山県	0	0	0	6	0.0%	0.0%
広島県	2	10	8	12	83.3%	80.0%
山口県	6	9	3	10	90.0%	75.0%
徳島県	8	7	-1	7	-	-
香川県	1	3	2	3	100.0%	100.0%
愛媛県	1	7	6	7	100.0%	100.0%
高知県	0	2	2	2	100.0%	100.0%
福岡県	4	12	8	19	63.2%	53.3%
佐賀県	0	2	2	4	50.0%	50.0%
長崎県	2	8	6	14	57.1%	50.0%
熊本県	9	14	5	14	100.0%	100.0%
大分県	0	0	0	4	0.0%	0.0%
宮崎県	0	1	1	5	20.0%	20.0%
鹿児島県	2	9	7	13	69.2%	63.6%
沖縄県	0	1	1	12	8.3%	8.3%
合 計	134	292	158	585	49.9%	35.0%



## (8) 病後児保育事業

都道府県名	A 16年度実績 (確定)			B 17年度実績 (交付決定ベース)			C 17年度の か所数増		D 21年度 目標値			E 目標 達成率	F 計画増分 進捗率
	実施 市町村数	実施 市町村の 割合	か所数	実施 市町村数	実施 市町村の 割合	か所数	実施 市町村数	か所数	実施 予定 市町村数	実施 予定 市町村の 割合	か所数	か所数	か所数
	a	b	c	d	e	f	g (d-a)	h (f-c)	i	j	k	l (f/k)	m h/(k-c)
北海道	7	3.3%	9	7	3.4%	9	0	0	31	17.2%	44	20.5%	0.0%
青森県	5	7.5%	5	5	10.6%	6	0	1	11	27.5%	17	35.3%	8.3%
岩手県	3	5.2%	4	4	6.9%	5	1	1	15	42.9%	23	21.7%	5.3%
宮城県	1	1.4%	4	3	6.7%	6	2	2	12	33.3%	20	30.0%	12.5%
秋田県	8	11.6%	10	9	21.4%	11	1	1	10	40.0%	21	52.4%	9.1%
山形県	2	4.5%	2	2	4.5%	2	0	0	14	40.0%	15	13.3%	0.0%
福島県	5	5.6%	7	5	6.0%	7	0	0	9	14.8%	16	43.8%	0.0%
茨城県	6	7.2%	6	10	16.1%	11	4	5	23	52.3%	38	28.9%	15.6%
栃木県	7	14.3%	9	9	20.5%	11	2	2	15	45.5%	25	44.0%	12.5%
群馬県	7	10.1%	7	8	13.8%	8	1	1	16	41.0%	19	42.1%	8.3%
埼玉県	8	8.9%	9	9	10.6%	12	1	3	31	43.7%	49	24.5%	7.5%
千葉県	16	20.3%	24	15	19.5%	27	-1	3	29	51.8%	48	56.3%	12.5%
東京都	33	53.2%	49	37	59.7%	59	4	10	48	77.4%	107	55.1%	17.2%
神奈川県	5	13.5%	12	6	16.2%	15	1	3	17	48.6%	40	37.5%	10.7%
新潟県	6	6.1%	9	6	11.8%	11	0	2	12	34.3%	26	42.3%	11.8%
富山県	5	14.3%	6	6	28.6%	7	1	1	12	80.0%	14	50.0%	12.5%
石川県	5	12.8%	11	9	40.9%	21	4	10	13	68.4%	26	80.8%	66.7%
福井県	5	14.7%	6	8	28.6%	13	3	7	12	70.6%	23	56.5%	41.2%
山梨県	1	1.8%	1	4	10.5%	5	3	4	15	51.7%	21	23.8%	20.0%
長野県	5	4.3%	5	5	4.9%	5	0	0	25	30.9%	40	12.5%	0.0%
岐阜県	4	5.0%	7	5	10.6%	8	1	1	28	66.7%	32	25.0%	4.0%
静岡県	17	24.6%	24	13	22.8%	26	-4	2	20	47.6%	45	57.8%	9.5%
愛知県	8	9.2%	8	11	14.9%	11	3	3	33	52.4%	50	22.0%	7.1%
三重県	6	9.1%	6	6	12.8%	6	0	0	15	51.7%	16	37.5%	0.0%
滋賀県	6	12.0%	6	6	18.2%	6	0	0	15	57.7%	19	31.6%	0.0%
京都府	6	15.4%	11	7	18.4%	12	1	1	15	53.6%	21	57.1%	10.0%
大阪府	16	36.4%	40	18	41.9%	49	2	9	36	83.7%	106	46.2%	13.6%
兵庫県	7	8.2%	12	11	18.3%	17	4	5	19	46.3%	39	43.6%	18.5%
奈良県	4	8.5%	4	6	13.6%	6	2	2	15	38.5%	13	46.2%	22.2%
和歌山県	0	0.0%	0	1	2.1%	1	1	1	5	16.7%	6	16.7%	16.7%
鳥取県	9	23.1%	9	9	45.0%	12	0	3	15	78.9%	19	63.2%	30.0%
島根県	8	13.6%	9	8	27.6%	12	0	3	14	66.7%	23	52.2%	21.4%
岡山県	9	11.5%	17	9	26.5%	17	0	0	11	37.9%	27	63.0%	0.0%
広島県	8	12.3%	13	9	31.0%	14	1	1	17	73.9%	32	43.8%	5.3%
山口県	9	17.0%	15	10	30.3%	16	1	1	14	63.6%	34	47.1%	5.3%
徳島県	5	10.0%	7	6	17.1%	9	1	2	14	58.3%	14	64.3%	28.6%
香川県	6	16.2%	10	4	11.4%	8	-2	-2	7	41.2%	13	61.5%	-66.7%
愛媛県	6	9.7%	7	7	30.4%	8	1	1	11	55.0%	15	53.3%	12.5%
高知県	5	9.4%	6	7	14.6%	8	2	2	14	40.0%	18	44.4%	16.7%
福岡県	17	17.7%	29	19	22.4%	32	2	3	52	75.4%	77	41.6%	6.3%
佐賀県	2	4.1%	3	2	5.7%	3	0	0	15	65.2%	15	20.0%	0.0%
長崎県	6	8.5%	11	6	13.3%	12	0	1	13	56.5%	29	41.4%	5.6%
熊本県	8	9.2%	9	9	13.2%	10	1	1	26	54.2%	33	30.3%	4.2%
大分県	5	8.6%	8	6	24.0%	9	1	1	11	61.1%	18	50.0%	10.0%
宮崎県	8	18.2%	11	8	18.2%	11	0	0	17	54.8%	24	45.8%	0.0%
鹿児島県	7	7.3%	8	8	10.3%	10	1	2	19	38.8%	26	38.5%	11.1%
沖縄県	9	17.3%	11	11	22.4%	14	2	3	19	46.3%	26	53.8%	20.0%
合 計	341	10.9%	496	389	16.1%	598	48	102	860	46.7%	1,422	42.1%	11.0%

(注) 16年度、17年度実績の「実施市町村の割合」は、それぞれの年度の4月1日現在の市町村数をもとに計算した。  
また、21年度目標値の「実施予定市町村の割合」は18年4月1日現在の市町村数をもとに計算した。

## (9) 延長保育事業

都道府県名	実施保育所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 保育所数 (H17.4.1)	H 保育所数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	283	331	48	485	68.2%	23.8%	832	39.8%
青森県	278	322	44	380	84.7%	43.1%	489	65.8%
岩手県	157	193	36	252	76.6%	37.9%	344	56.1%
宮城県	183	213	30	287	74.2%	28.8%	329	64.7%
秋田県	143	162	19	200	81.0%	33.3%	239	67.8%
山形県	117	120	3	162	74.1%	6.7%	230	52.2%
福島県	154	245	91	216	-	146.8%	301	81.4%
茨城県	283	312	29	405	77.0%	23.8%	440	70.9%
栃木県	205	220	15	256	85.9%	29.4%	331	66.5%
群馬県	189	216	27	287	75.3%	27.6%	407	53.1%
埼玉県	443	525	82	757	69.4%	26.1%	807	65.1%
千葉県	355	435	80	592	73.5%	33.8%	677	64.3%
東京都	1,030	1,162	132	1,284	90.5%	52.0%	1,635	71.1%
神奈川県	514	661	147	774	85.4%	56.5%	819	80.7%
新潟県	254	300	46	421	71.3%	27.5%	717	41.8%
富山県	145	156	11	206	75.7%	18.0%	321	48.6%
石川県	230	259	29	294	88.1%	45.3%	401	64.6%
福井県	131	151	20	207	72.9%	26.3%	281	53.7%
山梨県	98	110	12	162	67.9%	18.8%	245	44.9%
長野県	252	236	-16	378	62.4%	-12.7%	618	38.2%
岐阜県	164	183	19	257	71.2%	20.4%	438	41.8%
静岡県	295	311	16	372	83.6%	20.8%	497	62.6%
愛知県	350	414	64	623	66.5%	23.4%	1,180	35.1%
三重県	103	110	7	180	61.1%	9.1%	442	24.9%
滋賀県	133	151	18	191	79.1%	31.0%	236	64.0%
京都府	221	234	13	352	66.5%	9.9%	491	47.7%
大阪府	837	917	80	1,005	91.2%	47.6%	1,133	80.9%
兵庫県	551	590	39	695	84.9%	27.1%	845	69.8%
奈良県	119	131	12	141	92.9%	54.5%	191	68.6%
和歌山県	81	90	9	124	72.6%	20.9%	229	39.3%
鳥取県	101	100	-1	126	79.4%	-4.0%	202	49.5%
島根県	116	162	46	199	81.4%	55.4%	258	62.8%
岡山県	225	258	33	311	83.0%	38.4%	398	64.8%
広島県	300	321	21	400	80.3%	21.0%	619	51.9%
山口県	158	171	13	227	75.3%	18.8%	317	53.9%
徳島県	96	98	2	126	77.8%	6.7%	222	44.1%
香川県	92	93	1	130	71.5%	2.6%	207	44.9%
愛媛県	115	119	4	142	83.8%	14.8%	336	35.4%
高知県	68	63	-5	99	63.6%	-16.1%	289	21.8%
福岡県	513	599	86	720	83.2%	41.5%	868	69.0%
佐賀県	138	171	33	214	79.9%	43.4%	214	79.9%
長崎県	308	333	25	377	88.3%	36.2%	431	77.3%
熊本県	455	473	18	521	90.8%	27.3%	586	80.7%
大分県	116	135	19	168	80.4%	36.5%	285	47.4%
宮崎県	198	244	46	292	83.6%	48.9%	407	60.0%
鹿児島県	253	269	16	321	83.8%	23.5%	440	61.1%
沖縄県	205	231	26	312	74.0%	24.3%	346	66.8%
合 計	11,755	13,300	1,545	16,630	80.0%	31.7%	22,570	58.9%

(注) H17.4.1の「保育所数」は「福祉行政報告例」(厚生労働省統計情報部)による。以下同じ。

## (10) 休日保育事業

都道府県名	実施保育所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 保育所数 (H17.4.1)	H 保育所数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	12	15	3	57	26.3%	6.7%	832	1.8%
青森県	51	58	7	101	57.4%	14.0%	489	11.9%
岩手県	22	23	1	49	46.9%	3.7%	344	6.7%
宮城県	3	6	3	28	21.4%	12.0%	329	1.8%
秋田県	10	12	2	31	38.7%	9.5%	239	5.0%
山形県	2	5	3	19	26.3%	17.6%	230	2.2%
福島県	4	6	2	21	28.6%	11.8%	301	2.0%
茨城県	35	44	9	93	47.3%	15.5%	440	10.0%
栃木県	15	15	0	40	37.5%	0.0%	331	4.5%
群馬県	14	16	2	41	39.0%	7.4%	407	3.9%
埼玉県	17	17	0	67	25.4%	0.0%	807	2.1%
千葉県	18	17	-1	58	29.3%	-2.5%	677	2.5%
東京都	19	22	3	89	24.7%	4.3%	1,635	1.3%
神奈川県	16	19	3	56	33.9%	7.5%	819	2.3%
新潟県	8	11	3	34	32.4%	11.5%	717	1.5%
富山県	15	18	3	45	40.0%	10.0%	321	5.6%
石川県	21	23	2	35	65.7%	14.3%	401	5.7%
福井県	4	8	4	21	38.1%	23.5%	281	2.8%
山梨県	1	2	1	31	6.5%	3.3%	245	0.8%
長野県	18	21	3	67	31.3%	6.1%	618	3.4%
岐阜県	3	3	0	36	8.3%	0.0%	438	0.7%
静岡県	22	26	4	48	54.2%	15.4%	497	5.2%
愛知県	10	11	1	54	20.4%	2.3%	1,180	0.9%
三重県	3	5	2	39	12.8%	5.6%	442	1.1%
滋賀県	11	13	2	24	54.2%	15.4%	236	5.5%
京都府	2	4	2	32	12.5%	6.7%	491	0.8%
大阪府	24	30	6	85	35.3%	9.8%	1,133	2.6%
兵庫県	12	17	5	39	43.6%	18.5%	845	2.0%
奈良県	6	5	-1	16	31.3%	-10.0%	191	2.6%
和歌山県	3	2	-1	10	20.0%	-14.3%	229	0.9%
鳥取県	5	4	-1	9	44.4%	-25.0%	202	2.0%
島根県	12	11	-1	34	32.4%	-4.5%	258	4.3%
岡山県	16	19	3	48	39.6%	9.4%	398	4.8%
広島県	8	5	-3	37	13.5%	-10.3%	619	0.8%
山口県	13	15	2	36	41.7%	8.7%	317	4.7%
徳島県	3	4	1	14	28.6%	9.1%	222	1.8%
香川県	6	7	1	17	41.2%	9.1%	207	3.4%
愛媛県	5	7	2	19	36.8%	14.3%	336	2.1%
高知県	0	0	0	7	0.0%	0.0%	289	0.0%
福岡県	22	25	3	62	40.3%	7.5%	868	2.9%
佐賀県	6	8	2	30	26.7%	8.3%	214	3.7%
長崎県	28	30	2	72	41.7%	4.5%	431	7.0%
熊本県	23	24	1	57	42.1%	2.9%	586	4.1%
大分県	10	10	0	16	62.5%	0.0%	285	3.5%
宮崎県	28	36	8	57	63.2%	27.6%	407	8.8%
鹿児島県	17	23	6	71	32.4%	11.1%	440	5.2%
沖縄県	4	4	0	26	15.4%	0.0%	346	1.2%
合計	607	706	99	1,978	35.7%	7.2%	22,570	3.1%

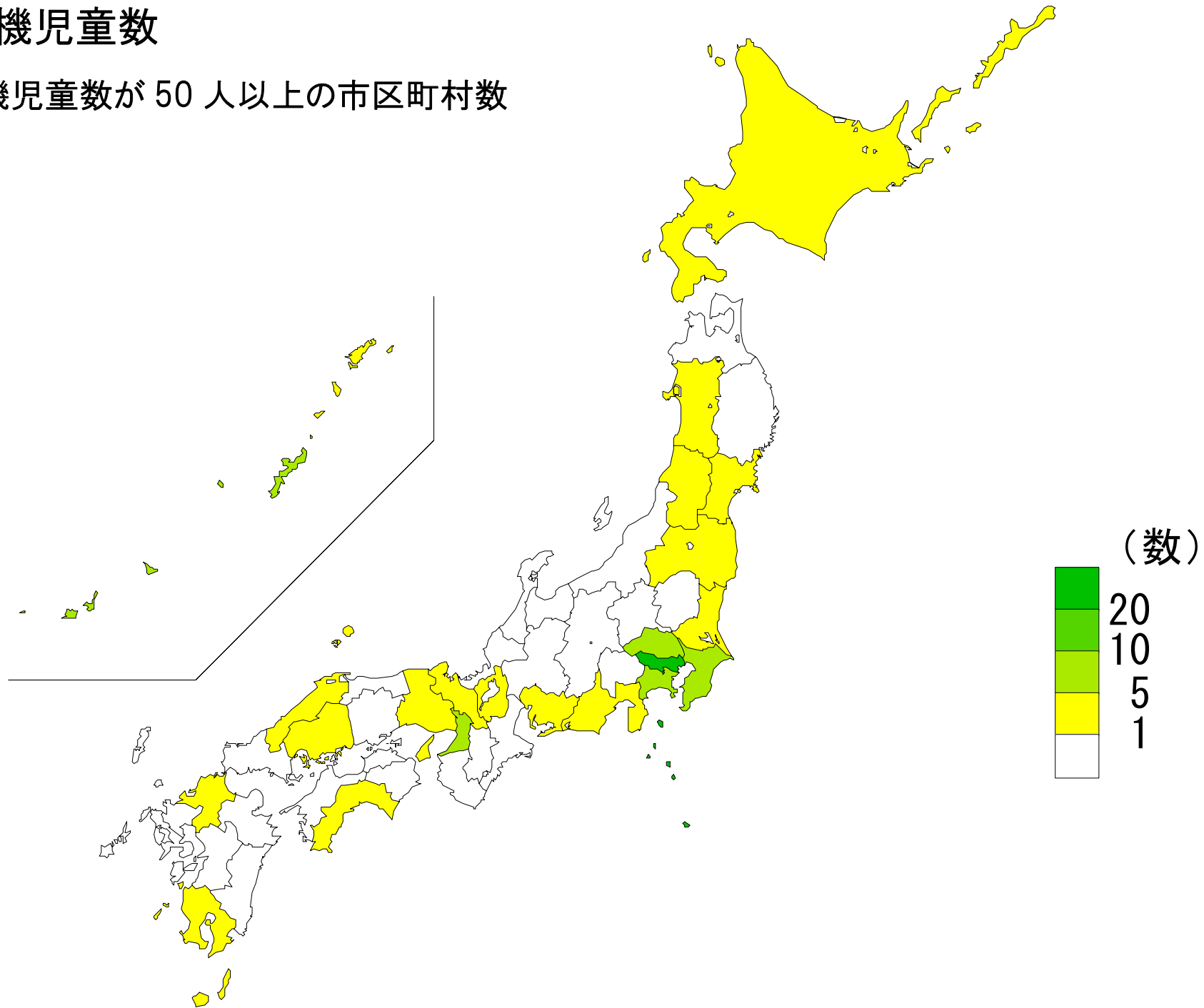
## (11) 夜間保育事業

都道府県名	夜間保育所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 人口30万人 以上の市 (H17.10.1)		I 人口30万人 以上の市 に対する 17年度 実施市数の 割合 (H/G)
	A 16年度 実績 (H17.4.1)	B 17年度 実績 (H18.4.1)	C 17年度の か所数増 (B-A)				H 実施市数 (17年度 実績)		
北海道	6	6	0	6	-	-	2	2	100.0%
青森県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
岩手県	0	0	0	4	0.0%	0.0%	0	0	-
宮城県	0	0	0	2	0.0%	0.0%	1	1	100.0%
秋田県	0	0	0	3	0.0%	0.0%	1	1	100.0%
山形県	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	-
福島県	0	0	0	0	-	-	2	0	0.0%
茨城県	1	1	0	4	25.0%	0.0%	0	0	-
栃木県	1	1	0	6	16.7%	0.0%	1	1	100.0%
群馬県	0	0	0	1	0.0%	0.0%	1	0	0.0%
埼玉県	0	1	1	3	33.3%	33.3%	5	1	20.0%
千葉県	0	0	0	3	0.0%	0.0%	5	2	40.0%
東京都	2	2	0	5	40.0%	0.0%	15	3	20.0%
神奈川県	8	8	0	15	53.3%	0.0%	5	5	100.0%
新潟県	0	0	0	2	0.0%	0.0%	1	0	0.0%
富山県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
石川県	3	3	0	4	75.0%	0.0%	1	1	100.0%
福井県	2	2	0	3	66.7%	0.0%	0	0	-
山梨県	1	1	0	4	25.0%	0.0%	0	0	-
長野県	1	1	0	2	50.0%	0.0%	1	1	100.0%
岐阜県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
静岡県	0	0	0	1	0.0%	0.0%	2	0	0.0%
愛知県	4	4	0	6	66.7%	0.0%	5	2	40.0%
三重県	0	0	0	3	0.0%	0.0%	1	0	0.0%
滋賀県	2	2	0	6	33.3%	0.0%	1	1	100.0%
京都府	7	7	0	11	63.6%	0.0%	1	1	100.0%
大阪府	8	8	0	16	50.0%	0.0%	7	5	71.4%
兵庫県	1	1	0	4	25.0%	0.0%	4	3	75.0%
奈良県	1	1	0	1	-	-	1	1	100.0%
和歌山県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
鳥取県	1	1	0	1	-	-	0	0	-
島根県	0	1	1	2	50.0%	50.0%	0	0	-
岡山県	2	2	0	4	50.0%	0.0%	2	2	100.0%
広島県	2	2	0	3	66.7%	0.0%	2	1	50.0%
山口県	0	0	0	0	-	-	0	0	-
徳島県	0	0	0	0	-	-	0	0	-
香川県	1	1	0	1	-	-	1	1	100.0%
愛媛県	1	1	0	2	50.0%	0.0%	1	1	100.0%
高知県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
福岡県	2	2	0	4	50.0%	0.0%	3	2	66.7%
佐賀県	0	0	0	2	0.0%	0.0%	0	0	-
長崎県	2	2	0	4	50.0%	0.0%	1	0	0.0%
熊本県	2	2	0	5	40.0%	0.0%	1	1	100.0%
大分県	0	0	0	2	0.0%	0.0%	1	1	100.0%
宮崎県	1	1	0	2	50.0%	0.0%	1	1	100.0%
鹿児島県	0	0	0	3	0.0%	0.0%	1	0	0.0%
沖縄県	2	2	0	6	33.3%	0.0%	1	1	100.0%
合計	64	66	2	157	42.0%	2.2%	83	42	50.6%

(注) H17.4.1及びH18.4.1の「夜間保育所数」は厚生労働省への設置認可報告数による。

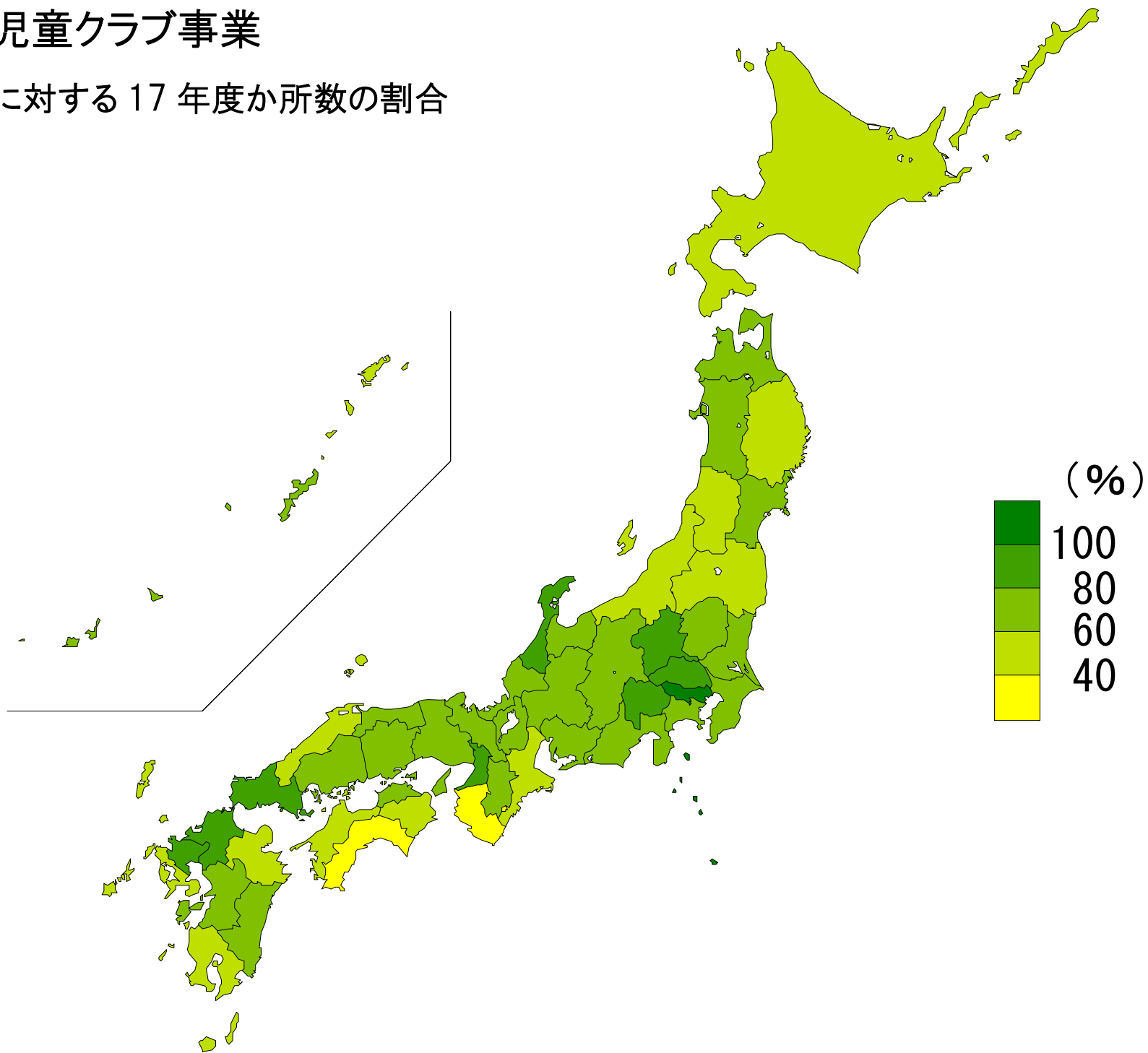
# ①待機児童数

待機児童数が 50 人以上の市区町村数



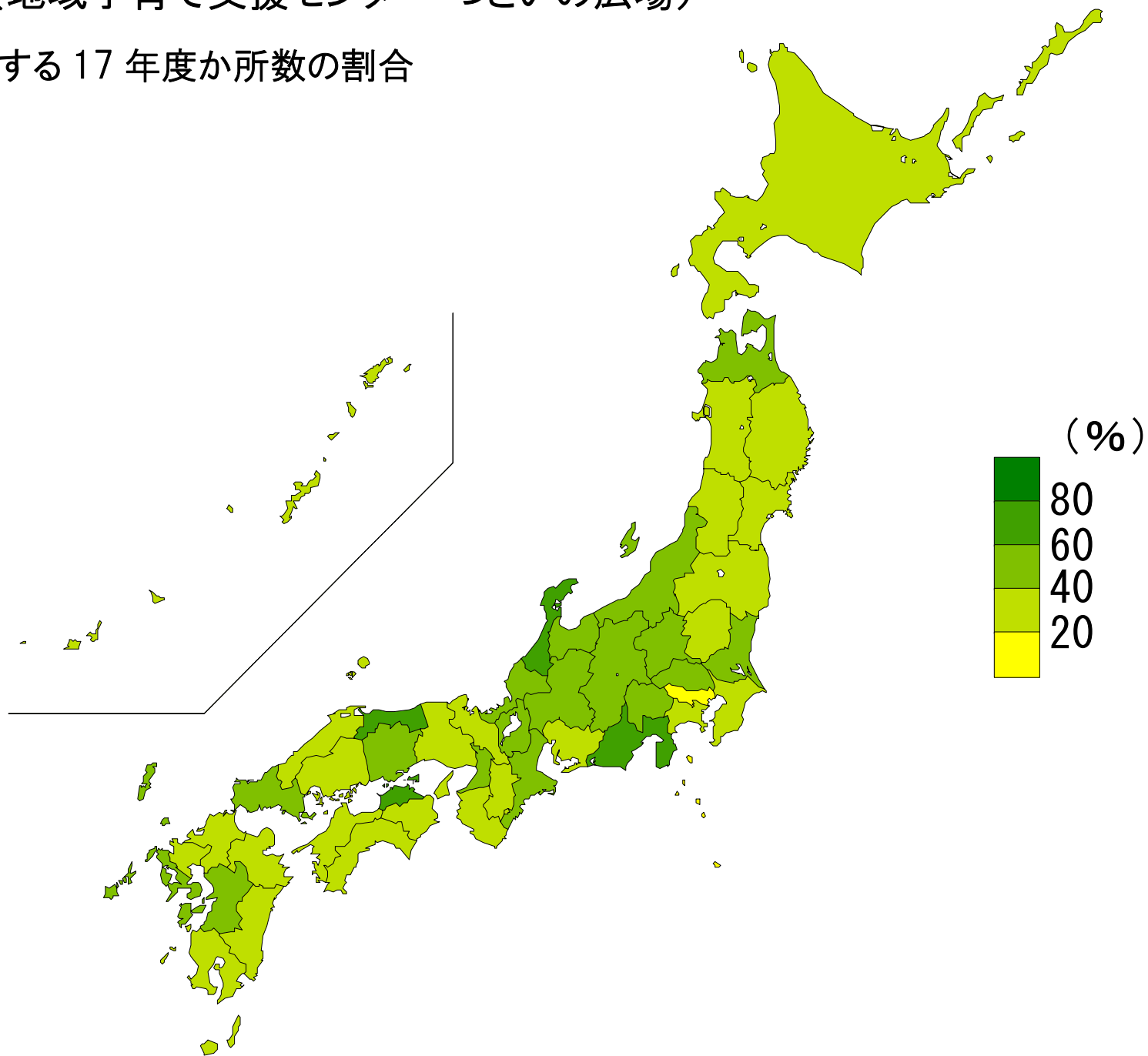
## ②放課後児童クラブ事業

小学校数に対する17年度か所数の割合



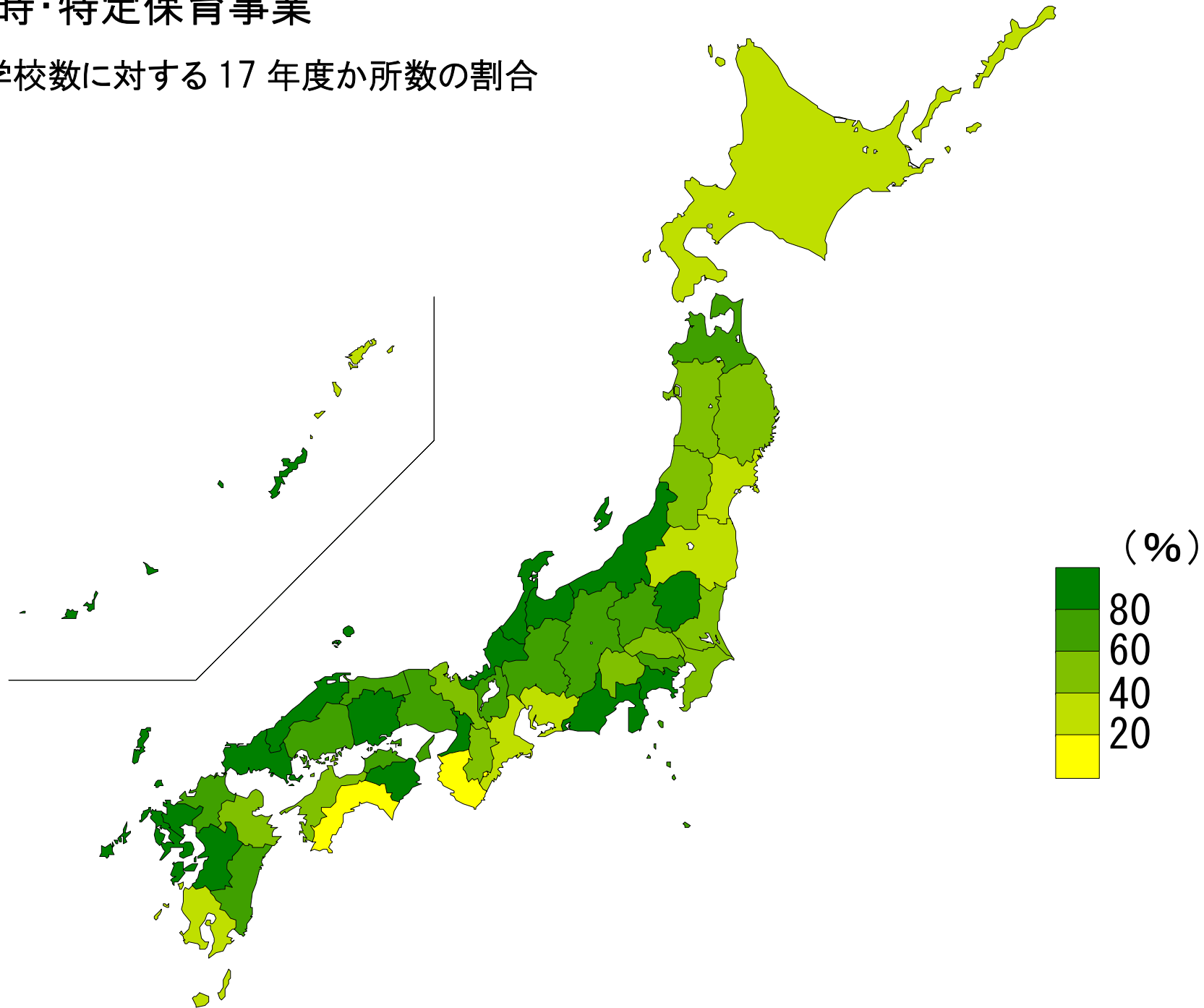
### ③子育て拠点(地域子育て支援センター・つどいの広場)

中学校数に対する17年度か所数の割合



# ④一時・特定保育事業

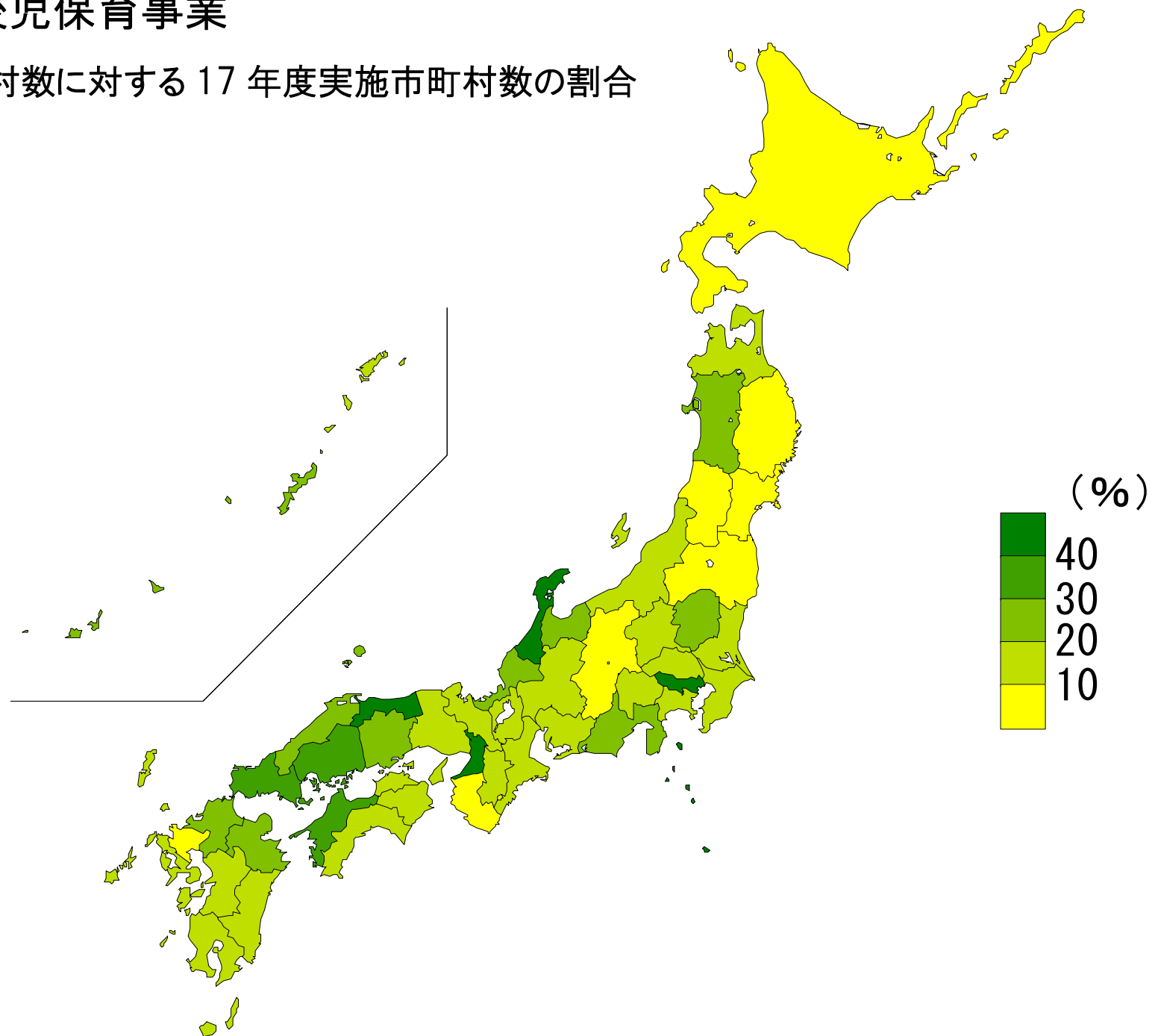
中学校数に対する17年度か所数の割合





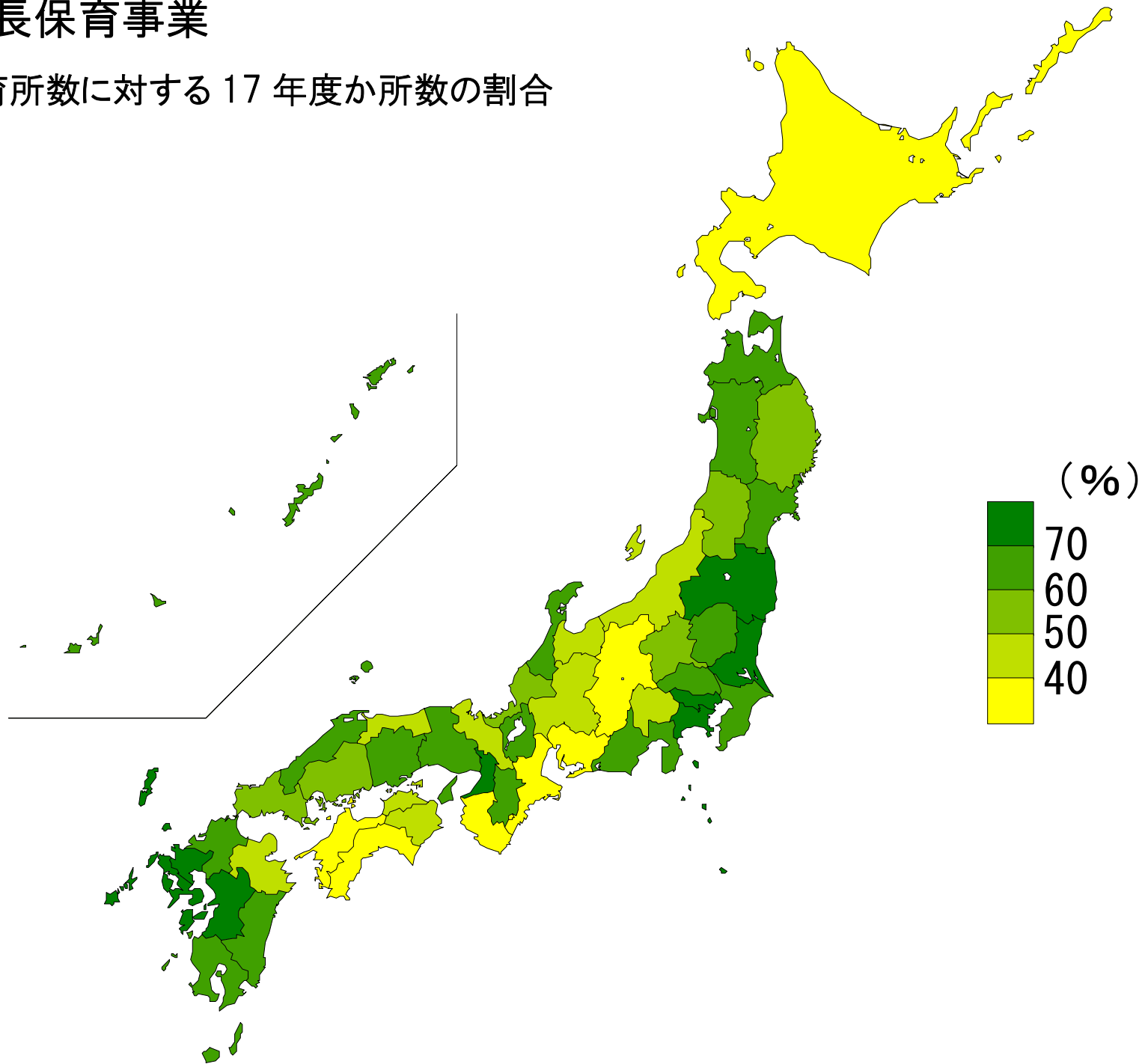
# ⑤病後児保育事業

市町村数に対する17年度実施市町村数の割合



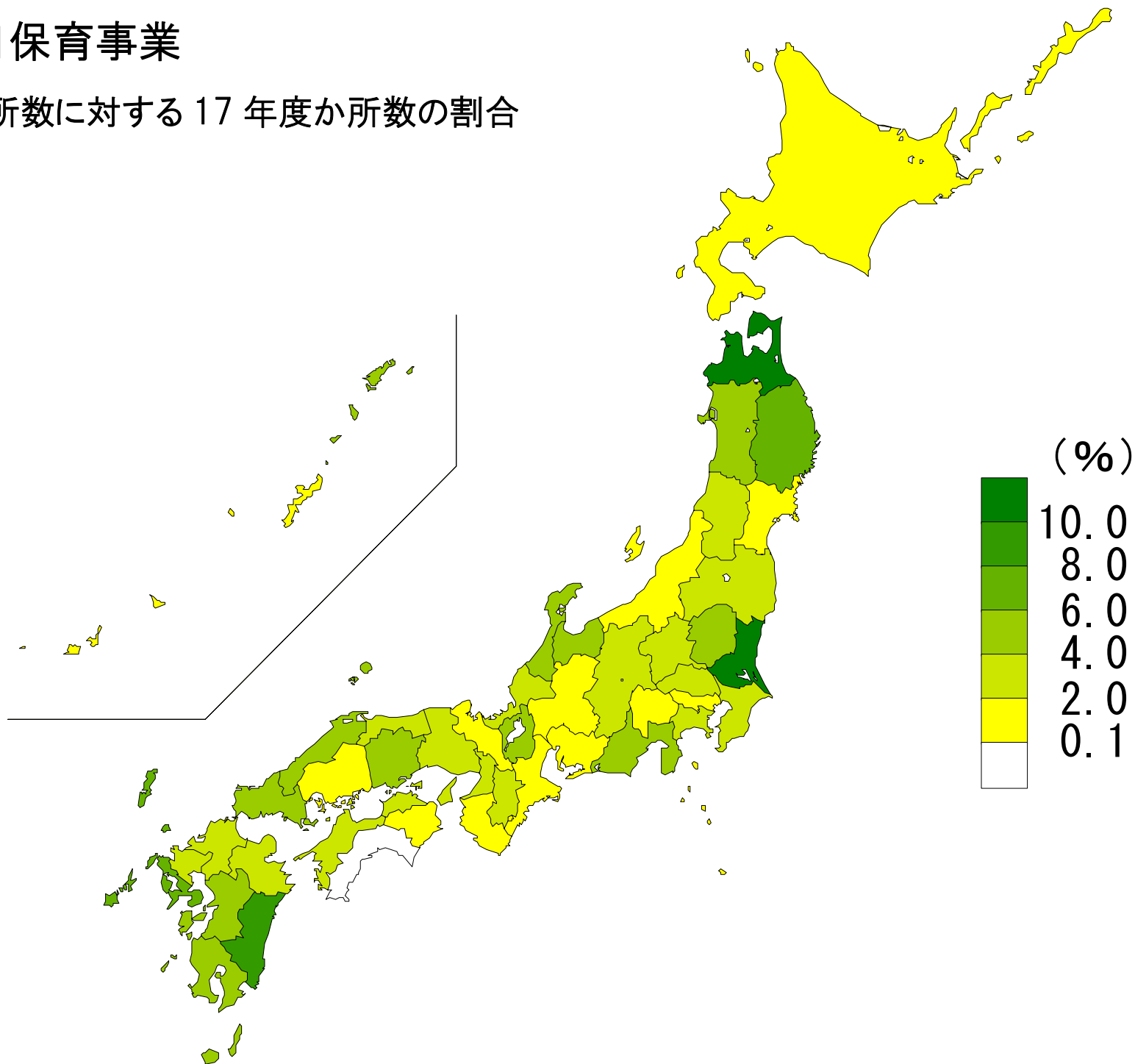
## ⑥延長保育事業

保育所数に対する17年度か所数の割合



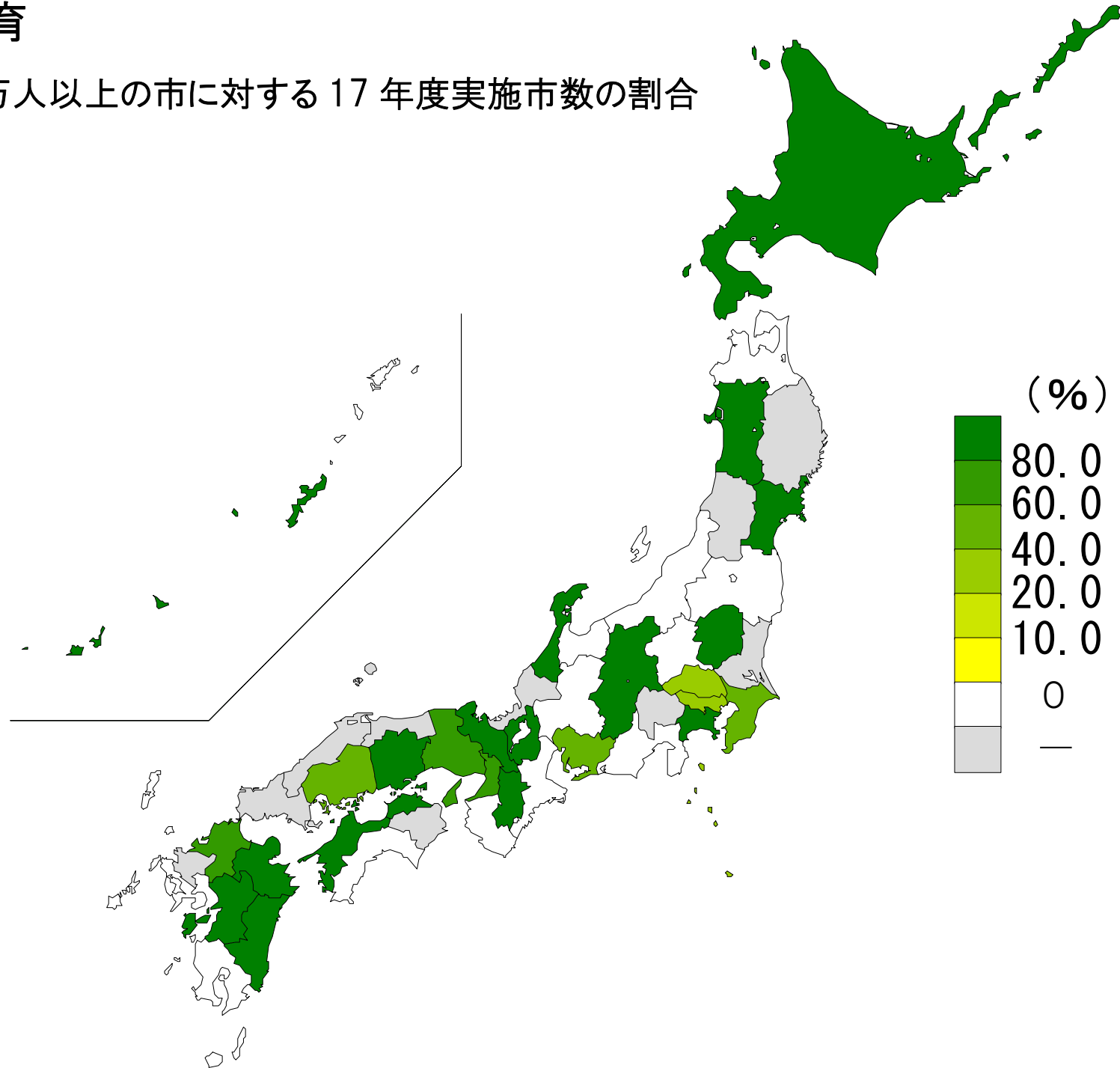
# ⑦休日保育事業

保育所数に対する17年度か所数の割合



## ⑧夜間保育

人口 30 万人以上の市に対する 17 年度実施市数の割合

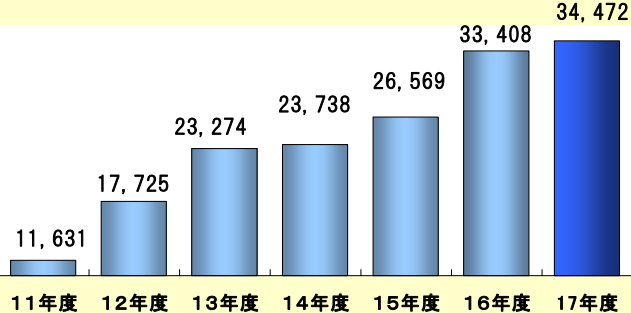


# 児童虐待の現状と対策について

○ 児童虐待防止対策は、社会全体として早急に取り組むべき課題。

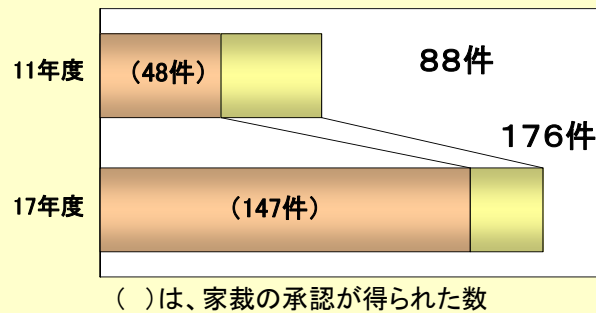
虐待相談対応件数

虐待防止法施行前の3倍に増加



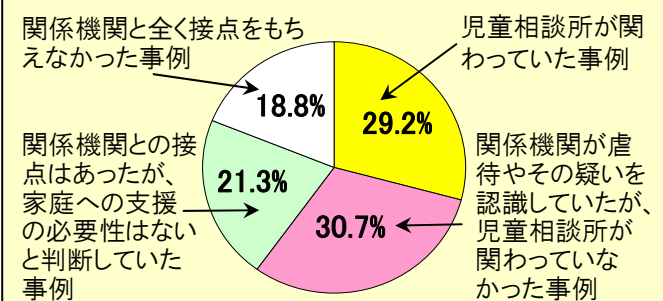
強制入所措置申立件数

強制入所措置のための家庭裁判所への申立件数も増加



死亡事例の発生

児童虐待防止法施行後も、虐待死亡事例は発生 (H12.11.20~H16.12.31 202件)



○ 児童虐待を防止し、児童の健全な心身の成長、自立を促すためには、切れ目のない総合的な支援が必要。

発生予防

早期発見・  
早期対応

保護・支援

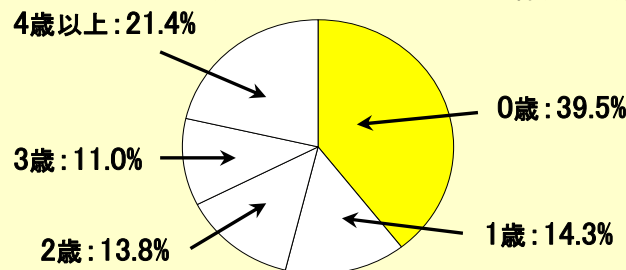
虐待は、

- ・ 身体発育の阻害
- ・ 知的発達の阻害
- ・ 情緒面の問題
- ・ 世代間連鎖

なども引き起こすと言われている。

死亡事例の約4割は、0歳児

(H.12.11.20~H16.12.31 202件(210人))



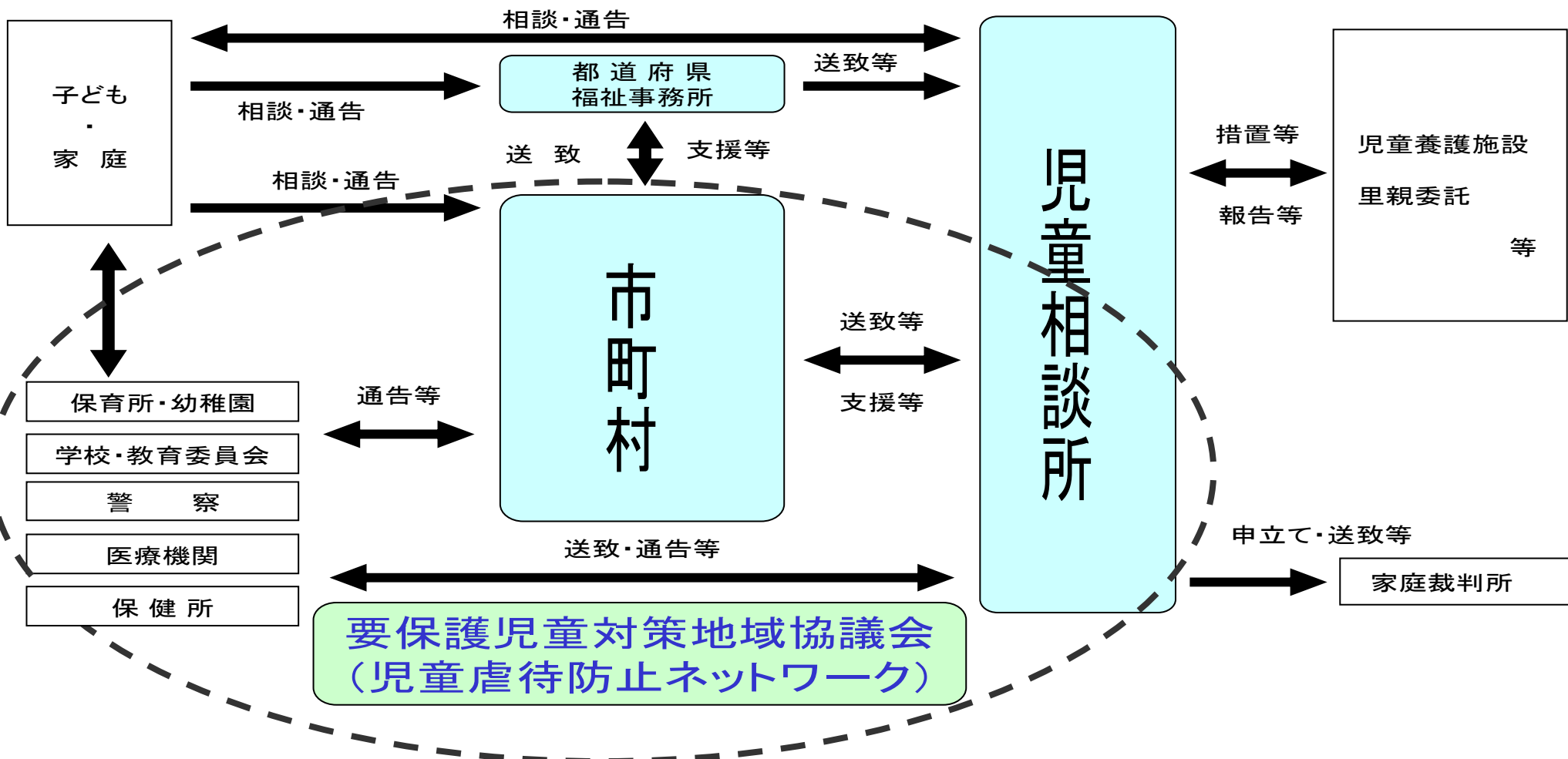
○ 児童養護施設の入所率

88.2% (平成17年3月末日現在)

○ 児童養護施設への新規入所児童のうち、虐待を受けたことのある児童の割合

62.1% (平成16年度)

- 児童虐待の防止に当たっては、地域の関係機関が、相互に連携して対応していくことが不可欠。
- 特に、要保護児童対策地域協議会を核に、地域における児童家庭相談体制の充実を図っていくことが必要。



# 関係機関の連携が課題となった最近の事例(参考)

## 乳児院への入所措置停止中に2歳7か月の女児が両親から暴行を受け、死亡した事例

- ・実母(24歳)と養父(25歳)、3歳9か月の姉(乳児院への入所履歴あり)の4人家族
- ・姉の乳児院退所に合わせて女児が乳児院に入所し、2年4か月を乳児院で育つが、両親の自宅引き取りに対する強い希望により、保育所入所を前提に死亡2か月前に入所措置を停止
- ・しかし、両親は保育所に入所させず、帰宅後間もなく虐待
- ・市担当者が家庭訪問を実施しようとしたが、両親は都合が悪いなどと拒否し、訪問できず。児童相談所が訪問するも不在で会えず。公的機関との接触は死亡1か月前に養父が保育所入所手続きの相談で市役所を訪れた際に市職員が対応したのみ
- ・死亡当日早朝、女児がぐったりしていたため両親が病院に連れて行くと、心肺停止の状態であり、死亡が確認された
- ・事件後の検証委員会では、市町村合併に伴う支援の低下、要保護児童対策地域協議会の活用不足、家庭復帰(入所措置停止)に関する検討不足等の課題が指摘された

## 3歳7か月の男児が実母に首を絞められ死亡した事例

- ・実母(34歳)と実父(38歳)の3人家族
- ・死亡の1年3か月前に近隣住民から警察に通報するが虐待は確認できず。通報者は市にも連絡、市から児童相談所へ情報提供
- ・実父より、実母の精神不安定について保健所に相談
- ・再び近隣住民より通報あり、児童相談所は一度家庭訪問を実施。その後保健所及び市保健センターと連絡をとりながら実母の受診状況、男児の健診受診状況等を確認するが、4か月ほど関与して相談対応を終結した
- ・保健所は、主に実父と連絡をとりながら実母の状態を把握。実母は一度他県にある実家に帰郷するが、2か月ほどで帰宅
- ・死亡の約5か月前から市障害福祉課に男児の保育所入所について実父母から相談あり。保健師が家庭訪問を実施。実父から精神保健福祉手帳の申請についても相談
- ・死亡の3か月前に保育所入所。同時期に市健康管理課で男児の3歳児健診を実施。(その際、男児に言葉の遅れがあり発達遅滞の可能性が発覚)
- ・その後、実母の状態悪化のため保育時間の延長希望について実父より市障害福祉課に相談あり。その10日後に事件発生

# 市町村における児童家庭相談体制の状況について

- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、発生予防や保護・支援を適切に実施していくためには、地域における児童家庭相談体制の充実が不可欠。
- 特に、その基盤となる要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）については、共同設置も含め、地域の実情に即した形で、一日も早く設置を完了するとともに、機能強化を図ることが必要。
- また、市町村の児童家庭相談体制についてみると、夜間・休日の対応、業務マニュアルの策定など、更なる体制強化が必要。

（平成18年4月1日現在・速報値）

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
北海道	83.9%	63.7%
青森県	37.5%	80.0%
岩手県	60.0%	80.0%
宮城県	86.1%	62.9%
秋田県	32.0%	36.0%
山形県	100.0%	48.6%
福島県	26.2%	39.3%
茨城県	56.8%	63.6%
栃木県	54.5%	24.2%
群馬県	56.4%	51.3%
埼玉県	95.8%	72.9%
千葉県	73.2%	69.1%
東京都	69.4%	51.6%
神奈川県	100.0%	43.8%
新潟県	60.0%	34.3%
富山県	86.7%	40.0%

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
石川県	84.2%	72.2%
福井県	100.0%	100.0%
山梨県	75.9%	72.4%
長野県	40.7%	51.9%
岐阜県	100.0%	76.2%
静岡県	92.9%	95.1%
愛知県	87.3%	83.9%
三重県	62.1%	51.7%
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	57.1%	59.3%
大阪府	100.0%	68.3%
兵庫県	85.4%	40.0%
奈良県	59.0%	82.1%
和歌山県	60.0%	60.0%
鳥取県	84.2%	68.4%
島根県	81.0%	33.3%

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
岡山県	65.5%	41.4%
広島県	65.2%	63.6%
山口県	77.3%	95.5%
徳島県	91.7%	58.3%
香川県	76.5%	64.7%
愛媛県	40.0%	100.0%
高知県	54.3%	28.6%
福岡県	39.1%	43.3%
佐賀県	52.2%	17.4%
長崎県	60.9%	34.8%
熊本県	77.1%	52.1%
大分県	72.2%	77.8%
宮崎県	45.2%	25.8%
鹿児島県	49.0%	79.6%
沖縄県	43.9%	7.3%
合計	69.0%	58.8%

※1 速報値であり、今後数値が変動することもあり得る。

※2 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）は、指定都市を含む。

※3 夜間・休日の相談体制は、指定都市を除く。

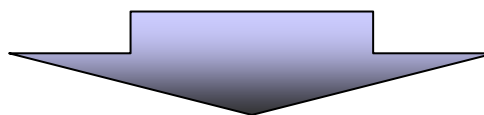


## 児童家庭相談における市町村の役割

### 市町村の役割

#### 児童福祉法の改正(平成16年改正)

- 市町村は、業務として児童相談に応じることが明記されるとともに、要保護児童の通告先に追加される。(あらゆる種類の相談・通告に対応する必要がある。)
- 専門的な知識及び技術を必要とする相談については、児童相談所の援助や助言を求めなければならない。



- 自ら対応可能と考えられる比較的軽微な事例への対応
- 重篤な事例に関する窓口
- 自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理

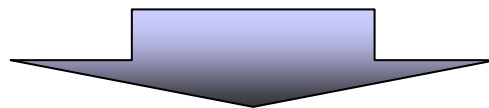
具体的には・・・

- ※ 住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微な事例については、市町村中心に対応する
- ※ 事例の緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難な事例については児童相談所に直ちに連絡する
- ※ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る

## 市町村に求められる体制

### 児童福祉法の改正（平成16年改正）

- 業務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。



#### 相談窓口の設置

- ・ 住民への周知は必須
- ・ 複数窓口の設置も可能
- ・ 児童福祉担当課と母子保健担当課がそれぞれ役割を果たしつつ、連携を図っていくことが不可欠

#### 必要な体制の整備

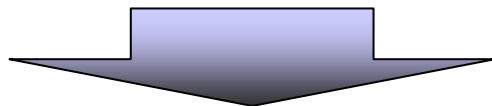
- ・ 児童福祉司たる資格を有する職員等の配置
- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置と調整機関の指定
- ・ 業務マニュアルの作成 など

#### 夜間・休日の対応

- ・ 当直体制の整備に努めることはもちろん、地域の実情に応じ、
- ・ 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携、輪番制等により担当する
- ・ 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する
- ・ 児童相談所と事前に調整した上で、児童相談所に自動転送することとするなどの手法により対応する。

## 都道府県(児童相談所)の役割

- 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる。
- 立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置は都道府県(児童相談所)のみが行使可能。
- 市町村に対し必要な援助を行う。



- 市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行う。
- 個別の事例に関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行う。
- 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難な事例の送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う。
- 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行う。

# 要保護児童対策地域協議会について

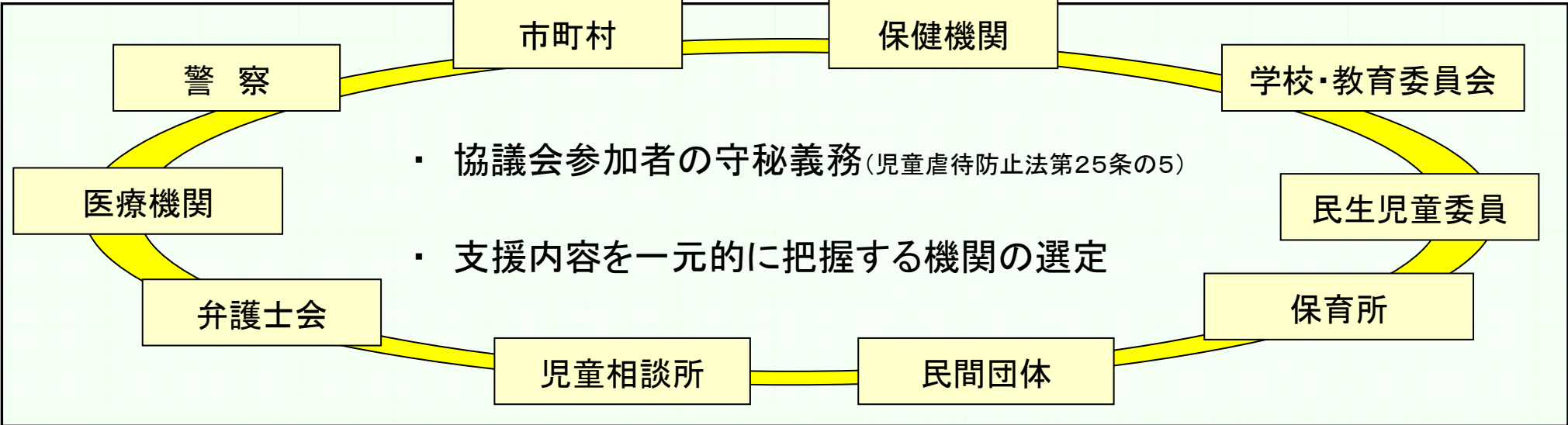
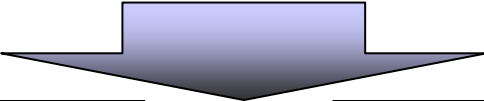
## 果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



# 要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

## 代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

## 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

## 個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

# 要保護児童対策地域協議会の事例①:大阪府泉大津市(人口:78,190人[平成18年4月1日現在])

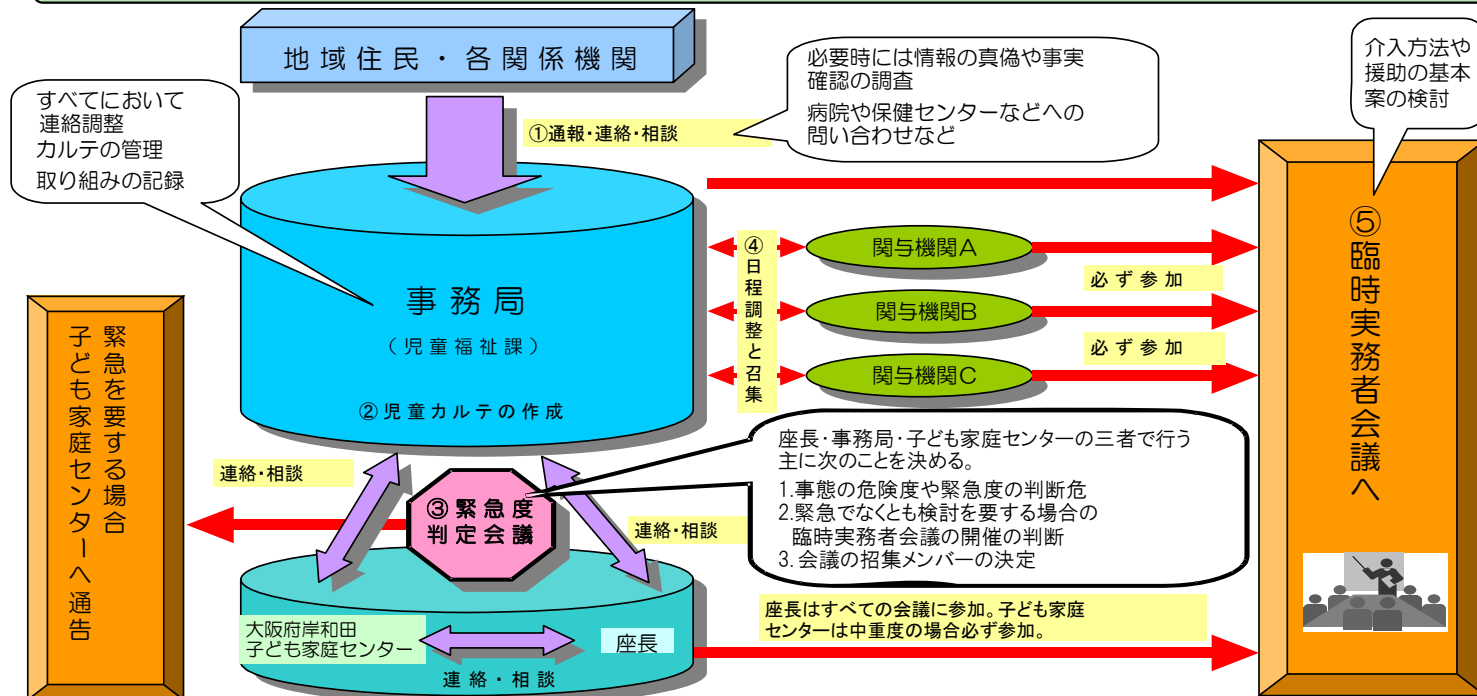
- 要保護児童対策地域協議会 平成17年10月(虐待防止ネットワークは平成11年7月設立)
- 事務局 泉大津市健康福祉部児童福祉課
- 代表者会議は年1回、実務者会議は年2回、臨時実務者会議(個別ケース検討会議)は随時
- 通告後の対応

・市に虐待ケースの通告があった場合には、市児童福祉課が事務局となり、緊急度判定会議を開催し、児童相談所とともに判定。

・その後、臨時実務者会議(個別ケース検討会議)を開催し、介入方法や援助の基本案の検討を行う。

## 泉大津市児童虐待防止ネットワーク(CAPIO) ケース対応システム

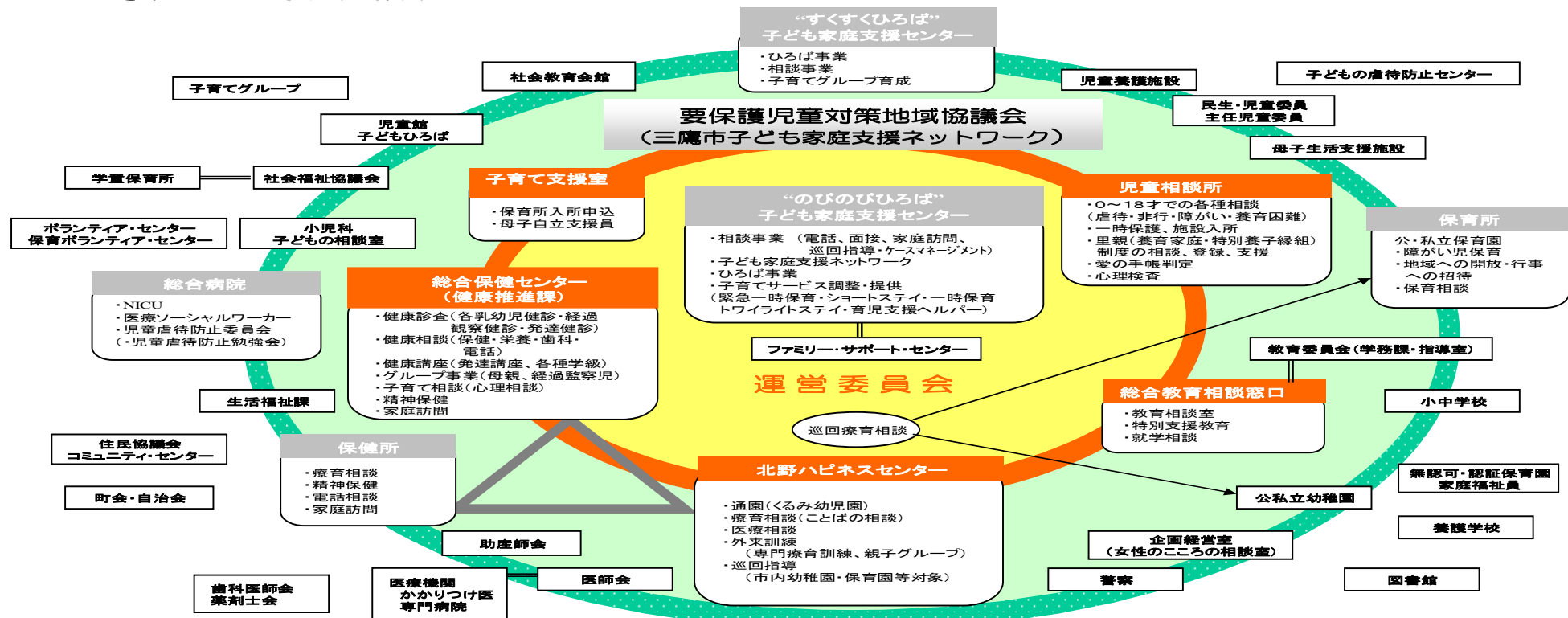
①虐待の疑いが発見されてから事務局(児童福祉課)による把握と会議(チーム)が招集されるまで



# 要保護児童対策地域協議会の事例②: 東京都三鷹市(人口:171,302人〔平成18年4月1日現在〕)

- 要保護児童対策地域協議会 平成18年3月  
(虐待防止ネットワーク:平成14年4月設立(前身の子ども相談連絡会は平成2年に設立。))
- 事務局 三鷹市子ども家庭支援センター
- 代表者会議は年1回、実務者会議は2月に1回、個別ケース検討会議は随時
- 通告後の対応
  - ・市に虐待ケースの通告があった場合に、家庭訪問を実施する。(必要に応じて児童相談所と共に行う。)
  - ・その後、個別ケース検討会議を開催し、情報共有、援助方針の決定、役割分担の確認などを行う。

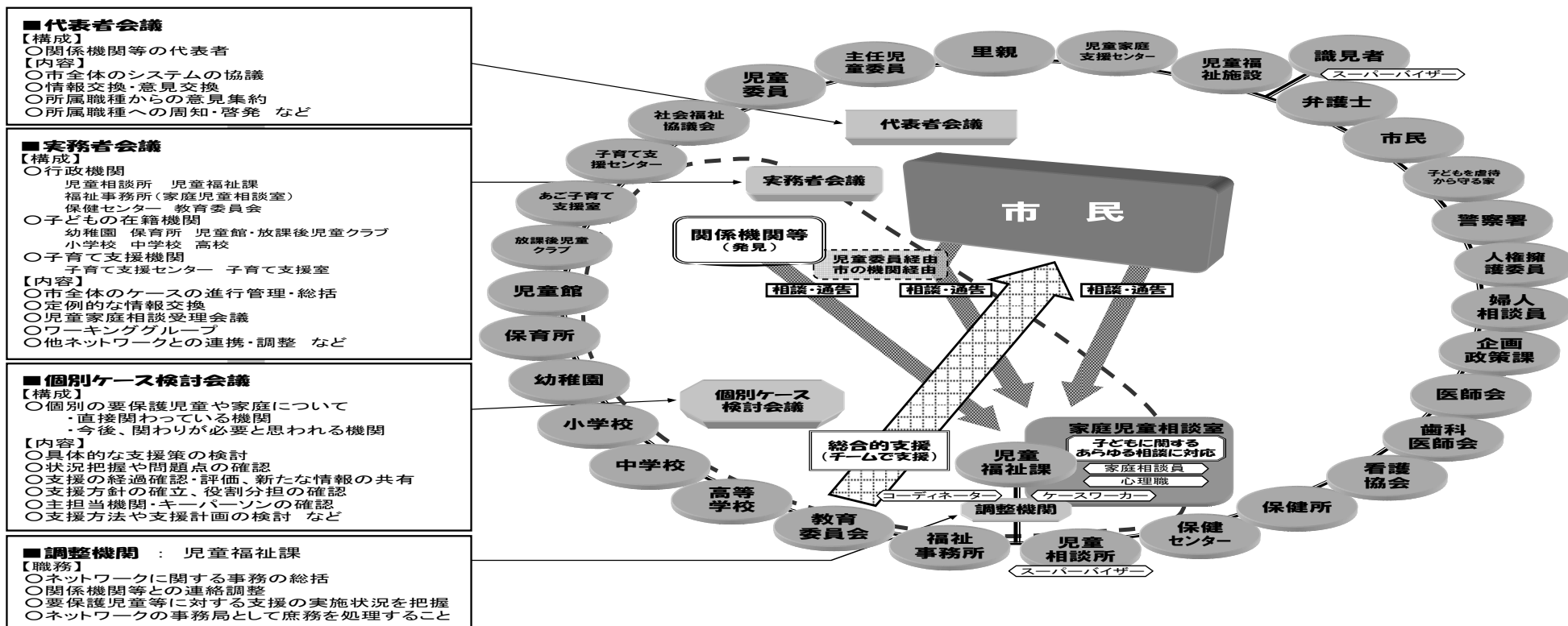
＜三鷹市子ども家庭支援ネットワーク図＞



# 要保護児童対策地域協議会の事例③：三重県志摩市(人口:60,691人[平成18年4月1日現在])

- 要保護児童対策地域協議会 平成17年6月(虐待防止ネットワークは平成14年6月設立(旧阿児町))
- 事務局 志摩市健康福祉部児童福祉課
- 代表者会議は年3回、実務者会議は月1回、個別ケース検討会議は必要時
- 通告後の対応
  - ・市に虐待ケースの通告があった場合には、児童相談所へ連絡し助言・指導を受けつつ、児童相談所と協働して対応にあたる。
  - ・その後、個別ケース検討会議を開催し、情報共有、支援策の検討、役割分担の確認などを行う。

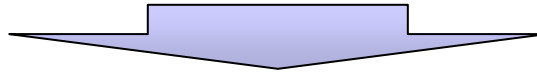
三重県志摩市・子ども家庭支援ネットワーク 全体図





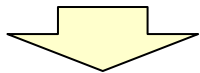
# 母子家庭の自立支援策について

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。
- 平成15年度に母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法を制定し、児童扶養手当の一部減額措置が導入される平成20年4月までの間、集中的に就業支援対策を講じることとされている。



19年度に向け、未策定・未実施自治体の解消を目指し、全ての自治体において、今後の自立促進計画の策定、母子家庭等就業・自立支援センター、自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業の実施に関する計画を策定いただきたい。  
(19年1月に事業の進捗状況に合わせて実施計画について調査する予定)

## 母子家庭及び寡婦自立促進計画(地方自治体が国の基本方針を踏まえて策定)



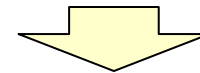
### 子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



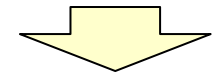
### 就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 準備講習付き職業訓練の実施
- 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給



### 養育費の確保

- 養育費支払い努力義務の法定化
- 法律相談事業の実施
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進



### 経済的支援

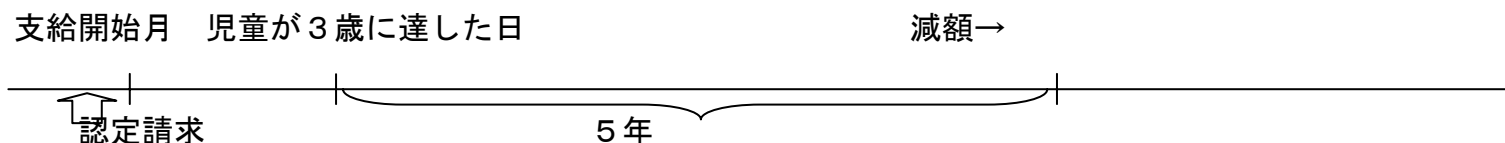
- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実
- 児童扶養手当の支給

# 児童扶養手当について

- 90万人を超える母子家庭が受給しており、経済的支援の柱の一つ
- 手当額は、所得水準によって41,720円～9,850円。児童2人以上の場合は2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円。
- 平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、児童扶養手当について、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨で見直す観点から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から支給期間と手当額の見直しとされている。

## 児童扶養手当の一部支給停止について

- 受給期間が5年（支給事由発生から7年）を超える場合には、政令で定めるところにより、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止（減額）を行う（平成20年4月以降）
- ただし、自立が困難なケースが想定されることから、
  - ・ 3歳未満の児童を育てている場合には、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする



- ・ 障害、重い疾病を有する場合など、自立が困難な期間については全額支給を行う

# 母子家庭に対する主な就業支援施策

## 1 母子家庭等就業・自立支援センター（実施主体 都道府県・指定都市・中核市） （負担割合 国2分の1、都道府県、指定都市、中核市2分の1）

- ・ 一貫した就業支援サービス（就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等）
- ・ 生活支援サービス（養育費の相談等）

## 2 母子家庭自立支援給付金事業（実施主体 都道府県・市・福祉事務所設置町村） （負担割合 国4分の3、都道府県等4分の1）

### (1) 自立支援教育訓練給付金

- ・ 雇用保険制度等で定める教育訓練講座を受講した母子家庭の母を対象
- ・ 講座終了後に受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）を支給

### (2) 高等技能訓練促進費

- ・ 看護師等の資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する母子家庭の母を対象
- ・ 生活費として、修学期間の1/3の期間、月額103,000円を支給

### (3) 常用雇用転換奨励金

- ・ パートタイム等で雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用に転換した事業主を対象
- ・ 1人当たり30万円の奨励金を支給

## 3 母子自立支援プログラム策定事業（実施主体 都道府県・市・福祉事務所設置町村） （負担割合 国10分の10）

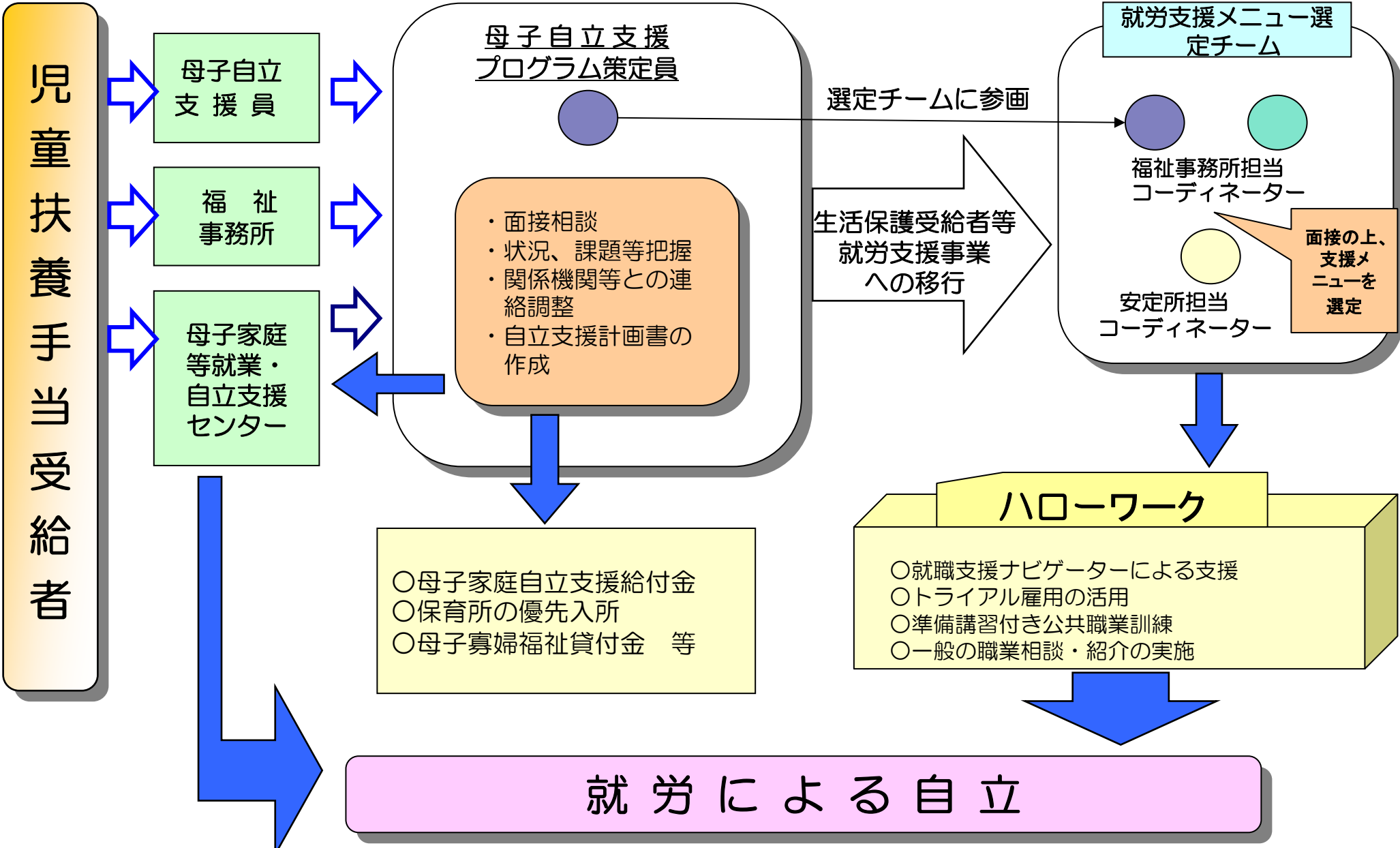
- ・ 福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を設置し、自立が見込まれる児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定
- ・ ハローワーク等と連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施

### （参考）

#### ハローワークを通じた就労支援

- ・ 紹介件数 200,126件（平成16年度） → 271,571件（平成17年度）
- ・ 就職件数 54,286件（平成16年度） → 66,266件（平成17年度）

# 母子自立支援プログラムについて



# 母子自立支援プログラム策定事業の具体例について

## 事例1

専任の支援スタッフが対象者の意向や状況を踏まえたきめ細かな支援を行うことにより、対象者自身が就職に対する自己理解が向上し、正社員での就職が可能となったケース

○本人33歳と子ども4歳の2人世帯。高卒後10年のデパート勤務を経て結婚。

5年の専業主婦生活を経て離婚。パソコンスキルはテンキー入力程度。

○福祉事務所来所から、約40日で、食品会社の営業事務に正社員として内定。

○15年ぶりの就職活動に当たって、毎回、同じナビゲーターが履歴書の書き方や面接時の対応について助言。あわせてハローワークにおける自力の求人検索では抽出できなかった求人情報や相談者の意向を踏まえた情報提供や提案を行う。

○当初は、近隣で勤務時間と休日重視のパート勤務を希望していたが、こうした相談支援を受ける経過の中で、勤務時間や休日の条件を譲歩。また、子どもの保育環境を確保した結果、正社員雇用が可能に。

## 事例2

対象者が抱える問題点をケース会議で明らかにし、問題の解決に向け、行政と対象者が意欲的に取り組んだケース。

○本人48歳と高校生の子どもの2人世帯。

○卸売業で10年近く事務職に従事したが、給与の遅配があるため転職を検討。

○本人を交えたケース会議で、転職に必要な解決すべき課題は、年齢要件とパソコンのスキルが乏しいことで意見が一致。

○ケース会議の結果を踏まえ、パソコン教室を受講するとともに、ハローワークの支援を受けつつ、積極的に求人検索を行うことにより、正社員として給与16万円、賞与60万円～80万円の条件で再就職が決定。

## 母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等（平成18年10月1日現在）

### ①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成16年度	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	13か所 (92.9%)	23か所 (62.2%)	83か所 (84.7%)
平成18年度 (予定)	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	27か所 (73.0%)	89か所 (89.9%)

### ②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度 (予定)	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	528か所 (69.7%)	623か所 (72.7%)

### ③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額10万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度	40か所 (85.1%)	11か所 (78.6%)	29か所 (78.4%)	265か所 (33.9%)	345か所 (39.2%)
平成18年度 (予定)	43か所 (91.5%)	14か所 (93.3%)	29か所 (78.4%)	411か所 (54.2%)	497か所 (58.0%)

### ④常用雇用転換奨励金事業

パートタイム等として雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。

○1人あたり30万円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	19か所 (40.4%)	1か所 (7.7%)	2か所 (5.7%)	56か所 (8.5%)	78か所 (10.4%)
平成16年度	29か所 (61.7%)	3か所 (23.1%)	11か所 (31.4%)	125か所 (17.9%)	168か所 (21.2%)
平成17年度	29か所 (61.7%)	5か所 (35.7%)	12か所 (32.4%)	150か所 (19.2%)	196か所 (22.3%)
平成18年度 (予定)	30か所 (63.8%)	6か所 (40.0%)	14か所 (37.8%)	180か所 (23.7%)	230か所 (26.8%)

### ⑤母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を福祉事務所等に設置する。

※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度 (予定)	27か所 (57.4%)	14か所 (93.3%)	8か所 (21.6%)	126か所 (16.6%)	175か所 (20.4%)

# 母子家庭就業支援関係事業等の実施状況等(18年10月1日現在)

◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定

		都道府県							市 等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	
				自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業		
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	○	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、帯広市、釧路市(6/35)	札幌市、函館市(2/3)	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、美唄市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市、北斗市(20/35)	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、芦別市、赤平市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、北斗市(20/35)	旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、小樽市、滝川市、深川市、北見市、網走市、苫小牧市、登別市、釧路市、北斗市(13/35)	札幌市(1/35)	
	2 青森県	◎	◎	◎		◎	○	(0/10)	青森市(1/1)	弘前市(1/10)	(0/10)	(0/10)	青森市(1/10)	
	3 岩手県	◎	◎	◎				○	盛岡市(1/13)	—	盛岡市、北上市、一関市、陸前高田市(4/13)	北上市(1/13)	北上市(1/13)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎				仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	仙台市(1/13)
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎			男鹿市(1/13)	秋田市(1/1)	秋田市、能代市、由利本荘市、湯上市、北秋田市、仙北市(6/13)	由利本荘市、湯上市、北秋田市、にかほ市(4/13)	(0/13)	(0/13)
	6 山形県	◎	◎	◎	○	○		○	(0/13)	—	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市(6/13)	(0/13)	(0/13)	(0/13)
	7 福島県	◎	◎	◎				○	郡山市(1/12)	(0/2)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/12)	(0/12)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(12/12)
関東ブロック	8 茨城県	◎	◎	◎	○			(0/32)	—	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(0/32)	(0/32)	
	9 栃木県	◎	◎	◎	◎			宇都宮市、足利市、小山市(3/14)	宇都宮市(1/1)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、那須烏山市、日光市(14/14)	宇都宮市、小山市、日光市(3/14)	(0/14)	(0/14)	

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施市○は18年度に策定予定又は実施予定					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業(※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業
関東ブロック	10	群馬県	◎	◎	◎	○	○	(0/12)	—	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	高崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(9/12)	(0/12)	
	11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	○	さいたま市、川越市(2/40)	さいたま市、川越市(2/2)	さいたま市、所沢市、狭山市、朝霞市、和光市、北本市、八潮市、三郷市(8/40)	川越市、所沢市、和光市(3/40)	朝霞市、和光市(2/40)
	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	○	千葉市、船橋市、八千代市(3/36)	千葉市、船橋市(2/2)	千葉市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、佐倉市、木更津市、袖ヶ浦市、南房総市(13/36)	千葉市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、木更津市、南房総市(8/36)	船橋市、浦安市、南房総市(3/36)
	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	○	中央区、港区、新宿区、杉並区、江戸川区、府中市、調布市、国分寺市、西東京市(9/49)	—	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市(29/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、江戸川区、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、福生市、多摩市(24/49)	荒川区、武蔵野市、府中市(3/49)
	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	○	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市(5/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(4/4)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(15/19)	川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、藤沢市、秦野市、大和市、海老名市、座間市(9/19)
	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	○	新潟市(1/20)	新潟市(1/1)	新潟市、長岡市、柏崎市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市(7/20)	新潟市(1/20)	新潟市(1/20)
16	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/13)	—	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	



			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施 ○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				常用雇用転換奨励金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		常用雇用転換奨励金事業
関東ブロック	17	長野県	◎	◎	◎	◎	○	(0/19)	(0/1)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市(16/19)	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市(10/19)	長野市、松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、茅野市、塩尻市、佐久市(11/19)	(0/19)	
	18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	○	静岡市、沼津市(2/23)	静岡市、浜松市(2/2)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、藤枝市、菊川市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、焼津市、掛川市(20/23)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、菊川市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市(17/23)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市(15/23)	静岡市、浜松市 (左記市以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)
中部ブロック	19	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/10)	富山市(1/1)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)
	20	石川県	◎	◎	◎	◎	◎		金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(6/10)	七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市(5/10)	(0/10)
	21	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/9)	—	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)
	22	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/21)	岐阜市(1/1)	大垣市、多治見市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(15/21)	大垣市、関市、羽島市、各務原市、可児市、飛騨市、郡上市、下呂市(8/21)	羽島市、各務原市、飛騨市(3/21)	(0/21)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業	
中部ブロック	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	○	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、春日井市、豊川市、碧南市、安城市、刈谷市、蒲郡市、東海市、小牧市、大府市、知多市、清須市(15/35)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市(4/4)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、豊明市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市、愛西市、常滑市、知多市、北名古屋市、弥富市(32/35)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、稲沢市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、安城市、知立市、豊川市、蒲郡市、田原市、愛西市、清須市、刈谷市、知多市、北名古屋市(22/35)	名古屋市、春日井市、犬山市、稲沢市、碧南市、刈谷市、知立市、豊川市、蒲郡市、清須市、江南市、北名古屋市、西尾市(14/35)	名古屋市(1/35)
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/14)	—	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、熊野市、伊賀市(7/14)	津市、四日市市、松阪市、熊野市、伊賀市(5/14)	四日市市(1/14)	(0/14)
近畿ブロック	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/13)	—	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(12/13)	大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(8/13)	(0/13)	(0/13)
	26	京都府	◎	◎	◎	◎			京都市(1/14)	京都市(1/1)	京都市(京都市以外の市等在住者分は府の事業対象に含め実施)(14/14)	京都市(京都市以外の市等在住者分は府の事業対象に含め実施)(14/14)	(0/14)	京都市、福知山市(2/14)
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	○	大阪市、堺市、東大阪市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(28/34)	大阪市、堺市(2/4)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(27/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、交野市、大阪狭山市(24/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、交野市、大阪狭山市(15/34)	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、泉南市、四條畷市(11/34)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業(※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業(※平成18年度から本格実施)
									自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業			
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎		神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、篠山市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市(23/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、宍粟市、淡路市(20/29)	たつの市、川西市、三田市(3/29)	神戸市(1/29)		
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	○	御所市(1/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(11/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(10/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市(8/13)	橿原市、五條市、御所市、香芝市、十津川村(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎			有田市(1/9)	和歌山市(1/1)	和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市(9/9)	和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市(9/9)	御坊市(1/9)	(0/9)
中国ブロック	31	鳥取県		◎	◎	◎	◎	○	倉吉市(1/4)	—	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、境港市(3/4)	鳥取市(1/4)	(0/4)
	32	島根県		◎	◎	◎	◎	○	(0/9)	—	松江市(1/9)	松江市、益田市(2/9)	松江市(1/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎		○	(0/15)	(0/2)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市(3/15)	瀬戸内市(1/15)	(0/15)	(0/15)
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	○	福山市、呉市(2/19)	広島市、福山市(2/2)	広島市、福山市、三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、大崎上島町(12/19)	広島市、福山市、三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、大崎上島町(8/19)	福山市、府中市、三次市、大崎上島町(4/19)	広島市、福山市(2/19)
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	○	下関市(1/13)	下関市(1/1)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市(13/13)	宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、美祢市、周南市(10/13)	下関市(1/13)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施市○は18年度に策定予定又は実施予定					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業(※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業
四国ブロック	36	徳島県	◎	◎	◎	◎		○	(0/8)	—	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(0/8)
	37	香川県	○	◎	◎	◎			(0/8)	高松市(1/1)	高松市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(6/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	(0/8)
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎			(0/11)	松山市(1/1)	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(10/11)	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市(8/11)	今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市(6/11)
	39	高知県	○	◎	◎	◎		○	(0/11)	高知市(1/1)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市(9/11)	(0/11)
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	○	北九州市、福岡市、宗像市(3/27)	北九州市、福岡市(2/2)	北九州市、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、朝倉市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市(21/27)	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市、筑後市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市(20/27)	北九州市、筑紫野市、春日市、大野城市、古賀市、福津市(6/27)
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/10)	—	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市(9/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市(9/10)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(10/10)
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	○	長崎市(1/13)	(0/1)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市(11/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、松浦市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎			熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(11/14)	熊本市、八代市、人吉市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(10/14)	天草市(1/14)
	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/14)	大分市(1/1)	大分市、別府市、日田市、佐伯市、中津市、杵築市、豊後大野市(7/14)	大分市、別府市、日田市、佐伯市、中津市(5/14)	(0/14)

			都道府県						◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施 ○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業				母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業		
九州ブロック	45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市 (1/1)	宮崎市(宮崎市を除く県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市を除く県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	(県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	(0/9)		
	46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎		(0/17)	鹿児島市 (1/1)	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市(12/17)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市(12/17)	(0/17)	(0/17)		
	47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	○	那覇市、浦添市 (2/11)	—	那覇市、うるま市、宜野湾市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市(7/11)	うるま市(1/11)	(0/11)	(0/11)		
都道府県合計	継続して実施(◎)		42 (策定済)	47	47	40	29	0	平成18年度に事業等の実施予定の市等数						
	平成18年度中に実施(○)		2 (18予定)	0	0	3	1	27	98/810 (12.1%)	42/52 (80.8%)	576/810 (71.1%)	454/810 (56.0%)	200/810 (24.7%)	148/810 (18.3%)	
	実施予定なし		3 (予定なし)	0	0	4	17	20							

## 各母子家庭等就業・自立支援センターにおける事業の実施状況(平成16年度)

区分	No	都道府県	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
都道府県	1	北海道	429	( 1.22 )	419	( 1.19 )	34	( 0.10 )
	2	青森県	148	( 1.01 )	2,606	( 17.73 )	5	( 0.03 )
	3	岩手県	282	( 2.86 )	187	( 1.90 )	21	( 0.21 )
	4	宮城県	98	( 1.01 )	105	( 1.08 )	16	( 0.16 )
	5	秋田県	4,226	( 73.29 )	218	( 3.78 )	261	( 4.53 )
	6	山形県	80	( 1.18 )	121	( 1.78 )	7	( 0.10 )
	7	福島県	434	( 4.45 )	122	( 1.25 )	13	( 0.13 )
	8	茨城県	-	( - )	50	( 0.24 )	-	( - )
	9	栃木県	545	( 5.82 )	690	( 7.36 )	48	( 0.51 )
	10	群馬県	131	( 1.01 )	38	( 0.29 )	6	( 0.05 )
	11	埼玉県	778	( 2.40 )	588	( 1.81 )	29	( 0.09 )
	12	千葉県	341	( 1.39 )	58	( 0.24 )	119	( 0.48 )
	13	東京都	164	( 0.22 )	189	( 0.26 )	6	( 0.01 )
	14	神奈川県	-	( - )	79	( 0.50 )	-	( - )
	15	新潟県	281	( 3.26 )	-	( - )	30	( 0.35 )
	16	富山県	387	( 11.15 )	863	( 24.87 )	71	( 2.05 )
	17	石川県	239	( 6.22 )	92	( 2.39 )	16	( 0.42 )
	18	福井県	229	( 5.09 )	165	( 3.66 )	31	( 0.69 )
	19	山梨県	-	( - )	45	( 0.88 )	-	( - )
	20	長野県	5,940	( 55.90 )	241	( 2.27 )	403	( 3.79 )
	21	岐阜県	84	( 0.95 )	236	( 2.67 )	4	( 0.05 )
	22	静岡県	870	( 6.39 )	119	( 0.87 )	57	( 0.42 )
	23	愛知県	1,589	( 7.50 )	177	( 0.84 )	108	( 0.51 )
	24	三重県	3	( 0.02 )	79	( 0.64 )	1	( 0.01 )
	25	滋賀県	323	( 4.03 )	30	( 0.37 )	59	( 0.74 )
	26	京都府	313	( 3.97 )	48	( 0.61 )	78	( 0.99 )
	27	大阪府	599	( 1.32 )	581	( 1.28 )	142	( 0.31 )
	28	兵庫県	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	29	奈良県	981	( 13.61 )	182	( 2.53 )	63	( 0.87 )
	30	和歌山県	-	( - )	37	( 0.65 )	-	( - )
	31	鳥取県	89	( 1.92 )	2,175	( 46.91 )	7	( 0.15 )
	32	島根県	171	( 3.78 )	123	( 2.72 )	9	( 0.20 )
	33	岡山県	134	( 2.67 )	69	( 1.38 )	17	( 0.34 )
	34	広島県	59	( 0.72 )	60	( 0.73 )	1	( 0.01 )
	35	山口県	54	( 0.46 )	113	( 0.95 )	10	( 0.08 )
	36	徳島県	63	( 1.02 )	174	( 2.83 )	3	( 0.05 )
	37	香川県	70	( 1.38 )	83	( 1.64 )	18	( 0.36 )
	38	愛媛県	15	( 0.20 )	82	( 1.11 )	2	( 0.03 )
	39	高知県	771	( 21.49 )	-	( - )	56	( 1.56 )
	40	福岡県	1,532	( 6.02 )	111	( 0.44 )	173	( 0.68 )
	41	佐賀県	147	( 2.02 )	40	( 0.55 )	24	( 0.33 )
	42	長崎県	-	( - )	167	( 1.91 )	-	( - )
	43	熊本県	520	( 5.68 )	190	( 2.07 )	76	( 0.83 )
	44	大分県	292	( 4.95 )	50	( 0.85 )	125	( 2.12 )
	45	宮崎県	280	( 3.07 )	103	( 1.13 )	45	( 0.49 )
	46	鹿児島県	134	( 1.25 )	60	( 0.56 )	20	( 0.19 )
	47	沖縄県	5	( 0.02 )	177	( 0.87 )	3	( 0.01 )

区分	No	指定都市 中核市	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
政令指定都市	48	札幌市	2,669	( 14.30 )	563	( 3.02 )	147	( 0.79 )
	49	仙台市	93	( 1.43 )	124	( 1.91 )	18	( 0.28 )
	50	さいたま市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	51	千葉市	510	( 9.26 )	123	( 2.23 )	102	( 1.85 )
	52	横浜市	66	( 0.37 )	72	( 0.40 )	1	( 0.01 )
	53	川崎市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	54	静岡市	-	( - )	41	( 0.26 )	-	( - )
	55	名古屋市	229	( 5.52 )	352	( 8.48 )	14	( 0.34 )
	56	京都市	260	( 2.16 )	243	( 2.02 )	26	( 0.22 )
	57	大阪市	855	( 2.99 )	711	( 2.49 )	197	( 0.69 )
	58	神戸市	132	( 1.07 )	197	( 1.60 )	5	( 0.04 )
	59	広島市	622	( 7.71 )	251	( 3.11 )	46	( 0.57 )
	60	北九州市	482	( 4.59 )	61	( 0.58 )	28	( 0.27 )
	61	福岡市	273	( 2.15 )	192	( 1.51 )	75	( 0.59 )
	62	旭川市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	63	函館市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	64	秋田市	-	( - )	39	( 1.69 )	-	( - )
	65	郡山市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	66	いわき市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	67	宇都宮市	355	( 10.61 )	230	( 6.87 )	38	( 1.14 )
	68	川越市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
69	船橋市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
70	横須賀市	-	( - )	4	( 0.13 )	-	( - )	
71	相模原市	-	( - )	3	( 0.07 )	-	( - )	
72	新潟市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
73	富山市	387	( 19.54 )	863	( 43.56 )	71	( 3.58 )	
74	金沢市	32	( 1.18 )	37	( 1.37 )	8	( 0.30 )	
75	長野市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
76	岐阜市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
77	浜松市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
78	豊橋市	22	( 0.92 )	33	( 1.37 )	3	( 0.12 )	
79	豊田市	8	( 0.45 )	9	( 0.51 )	0	( 0.00 )	
80	岡崎市	35	( 1.96 )	5	( 0.28 )	1	( 0.06 )	
81	堺市	231	( 2.66 )	280	( 3.23 )	56	( 0.65 )	
82	高槻市	42	( 1.66 )	24	( 0.95 )	6	( 0.24 )	
83	東大阪市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
84	姫路市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
85	奈良市	-	( - )	48	( 1.62 )	-	( - )	
86	和歌山市	-	( - )	20	( 0.48 )	-	( - )	
87	岡山市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
88	倉敷市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
89	福山市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
90	下関市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
91	高松市	16	( 0.54 )	7	( 0.24 )	4	( 0.14 )	
92	松山市	-	( - )	493	( 8.86 )	-	( - )	
93	高知市	771	( 19.94 )	-	( - )	56	( 1.45 )	
94	長崎市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
95	熊本市	16	( 0.24 )	32	( 0.49 )	0	( 0.00 )	
96	大分市	292	( 7.43 )	30	( 0.76 )	125	( 3.18 )	
97	宮崎市	-	( - )	107	( 3.12 )	-	( - )	
98	鹿児島市	157	( 2.79 )	988	( 17.55 )	7	( 0.12 )	
全国平均				( 6.05 )		( 3.50 )		( 0.64 )

※本資料における支援割合とは、就業相談、就業支援講習会、就職件数の児童扶養手当受給者数(平成17年3月)に占める割合である。

# 養育費確保に関する最近の取組み

## 1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

## 2. 強制執行手続の改善

### ○手続きの改善

養育費等の強制執行について、一度の申立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。（平成15年の民事執行法改正（16年4月施行））

### ○間接強制の導入

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には上乘せ式的に金銭を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。（平成16年の民事執行法改正（17年4月施行））

## 3. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成（8千部）し、母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

## 4. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12ヶ月分（約123万円）一括して貸し付け。

## 5. 各種相談の実施

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の問題に関し弁護士等による相談を実施するなど、各種相談を実施。

## 6. 離婚届届け出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効と考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

### （活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

### （参考）

母子及び寡婦福祉法

#### （扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

民法

#### （扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）



表面

## 養育費の取り決めにしましょう

**養育費の支払い**は  
**親としての当然の義務**です

### ●養育費の支払いは親としての当然の義務です

(民法第766条、第877条・母子及び寡婦福祉法第5条 下欄参照)

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることとなりますが、親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

### ●養育費の取決めの内容は書面で・・・

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについてできるだけ具体的に明確に記載した上、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。



#### ●民法（民法第四編第五編）（明治29年法律第89号）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

#### ●母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

厚生労働省

裏面

### 【養育費に関する取決めの参考例】

#### 子の養育費に関する取決め

父\_\_\_\_\_（以下、甲という。）、母\_\_\_\_\_（以下、乙という。）は、  
甲乙間の子\_\_\_\_\_（以下、丙という。）の養育に関して次のとおり取り決める。

第1条 甲と乙は、丙の親権者を乙と定める。

第2条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月から、丙が満20歳に達する月までの間、毎月末日までに、月額金\_\_\_\_\_円を、下記銀行口座に振込み送金する方法により支払う。

但し、上記の金額については、物価の変動その他事情に変更が生じたときは、別途協議して定める。

\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店

普通・当座預金口座

番号\_\_\_\_\_

口座名義人\_\_\_\_\_

年 月 日

住 所

氏 名\_\_\_\_\_ 印

住 所

氏 名\_\_\_\_\_ 印

(注) この様式は、養育費を取り決める際の参考として掲載しており、それぞれの事情に応じてその内容を適宜変更する必要があります。養育費の取決めに関してご不明な点等ございましたら、お近くの母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所等にご相談ください。

# 厚生労働省平成19年度予算概算要求 における少子化対策の主な取組

昨年、我が国では総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数と合計特殊出生率いずれも過去最低を記録した。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であるため、出生率の低下傾向の反転に向け、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」（平成18年6月少子化社会対策会議決定）を踏まえ、少子化対策を総合的に推進する。

## 1 若者の自立とたくましい子どもの育ち

- 年長フリーターに対する常用就職支援 26億円
  - ・年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施（新規）

「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式でセミナー、経験交流、グループワーク等を実施することによる常用就職の支援や、フリーターとしての経験能力を適切に評価する手法の開発・普及、産業界と連携した就職支援等により、年長フリーターの常用就職を支援する。
  - ・「年長フリーター自立能力開発システム」の整備（新規）

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適応するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。
- 就職意識の度合いに対応した効果的な常用就職支援 46億円
  - ・ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援機能の強化

希望職種が明確になっていないフリーターを対象に、「常用就職実現プラン」を策定し、同プランに基づき、個別の求人開拓や職業相談等計画的できめ細かな就職支援を実施する。
  - ・フリーター常用就職支援事業の推進

全国のハローワークにおいて、「フリーター常用就職サポーター（仮称）」等の担当制による一貫した就職支援を実施する。
  - ・ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、職場定着を促進するための支援を行うとともに、各地域のジョブカフェが相互に連携を図りつつ就職支援を行うなど、若者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

・フリーター等若者に対する農業就業支援

フリーター等若者に対し職業指導を通じて、農業で働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業を支援する。

○ 実践的な能力開発の実施

137億円

・産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

・若年者試行雇用事業の推進

フリーターや学卒未就職者等について、早期の常用雇用の実現を図るため、若年者試行雇用事業を推進する。

○ 地域若者サポートステーションの拡充強化

9.7億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行えるよう、専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。

25か所 → 50か所

○ 「若者自立塾」事業の拡充

1.7億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業の拡充を図る。

25か所 → 40か所

○ 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援（新規）

30百万円

若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

○ 高校生向け就職ガイダンスの拡充

5億円

職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職者とフリーターとの賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、就職希望者が多い学校の希望者全員にガイダンスが実施できるよう対象者を拡充する。

- 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 60百万円  
若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件についてニート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行うとともに、若者支援施設の指導責任者に対するキャリア・コンサルタント研修等を実施する。
- 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規） 3.8億円  
中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

## 2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- (1) 子育てとの両立支援など仕事と生活の調和 120億円
  - 長時間労働の抑制等仕事と生活の調和を図るための労働時間法制の見直し（新規） 11億円  
長時間労働を是正するための取組を実施した中小企業事業主に対する助成措置を創設する。また、長時間労働を抑制するとともに、健康を確保しつつ能力を十分に発揮できるような働き方を選択できるようにするため、労働時間法制を見直す。
  - 労働時間等の設定の改善に向けた事業主による取組の促進 22億円  
労働時間が長い20歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む中小企業団体等に対する支援を充実する。
  - 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進 79億円  
両立支援制度を利用しやすい職場風土への改善に計画的に取り組む中小企業事業主に対する助成制度や、育児休業取得者に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設する。また、代替要員を確保して育児休業を取得させる等の取組を行う事業主への助成措置の拡充を図る。
  - パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進 8.7億円
    - ・ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実  
中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

・短時間正社員制度の導入促進

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

(2) 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現 29億円

○ マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 22億円

マザーズハローワークにおいて、子育ての状況や職業上のブランクの長短等個々の事情に応じたきめ細かな職業相談・求人確保等を行うとともに、未設置県の主要なハローワークにおいても「マザーズサロン（仮称）」を設置して同様のサービスを展開し、子育てする女性等に対する就職支援の充実を図る。

○ 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 5.1億円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップの導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

○ 女性の起業に対する支援の拡充 2.6億円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター（先輩の助言者）紹介サービスを拡充するとともに、子育てする女性が起業する場合、その要した費用の一部を助成する制度を活用した起業支援を推進する。

### 3 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

○ 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 3.1億円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

### 4 子育ての新たな支え合いと連帯

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 782億円

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実  
(次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）) 440億円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図る。

特に「新しい少子化対策について」を踏まえ、生後4か月までの全戸訪問の実施や病児・病後児保育の拡充を図るとともに、つどいの広場の早急な整備について重点的に取り組む。

(対象となる主な事業)

- ・つどいの広場事業
- ・生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育促進事業
- ・育児支援家庭訪問事業

○ 地域子育て支援センターの整備 64億円

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

※ なお、つどいの広場及び地域子育て支援センターについては、両者を合わせて平成21年度までに6,000か所を整備するという現行のプランの目標を改め、10,000か所を早急に整備することを目指すこととし、平成19年度において現行の目標である6,000か所の整備を目指す。

○ 次世代育成支援対策に資する施設整備の充実

(次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)) 200億円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備が図られるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の充実を図る。

(2) 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,853億円

○ 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 3,330億円

・民間保育所整備の充実

各市町村における整備計画に基づく民間保育所等の整備の充実を図る。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(200億円)の内数)

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

18年度	19年度
110.7万人	→ 115.2万人(4.5万人増)

○ 多様な保育サービスの提供 523億円

・延長保育の充実

通勤の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する民間保育所の延長保育を推進する。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・病児・病後児保育の拡充

病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、個々の保育所における取組を推進し、病児・病後児保育の拡充を図る。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・一時保育、特定保育等の充実

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う一時保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育等を推進する。

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の創設 190億円

「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

○ 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進 190億円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るため、ソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

14,100か所 → 20,000か所

(4) 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 302億円

○ 小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり(新規) 30億円

多くの病院で小児科医・産科医が少数で勤務している結果、勤務環境が厳しくなっている状況などを踏まえ、小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更等に係る整備などを行う場合に、支援を行う。

○ 小児救急電話相談事業の充実強化等、小児救急医療体制の更なる整備 36億円

小児救急電話相談事業(#8000)の充実・普及や小児救急医療施設の夜間における診療体制の充実を図るなど小児救急医療体制の更なる整備を図る。

○ 不妊治療に対する支援

「体外受精・顕微授精を対象に年度10万円・通算5年」としている現行助成制度の「年度10万円」を「年度20万円」に拡大するとともに、所得制限の緩和を図る。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(52億円)の内数)

(5) 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 799億円

○ 虐待を受けた子ども等への支援の強化 778億円

・発生予防対策の充実

新たに、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を実施するなど発生予防対策の充実を図る。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・早期発見・早期対応体制の充実

新たに、市町村の児童家庭相談体制の強化を支援するため、都道府県による講習会の実施やアドバイザー派遣などを行う事業を実施するなど早期発見・早期対応の体制の充実を図る。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)(20億円)の内数)

・児童福祉施設や里親における保護・支援体制の充実 751億円

児童養護施設等における施設の小規模ケア(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設)や里親委託を推進するなど支援体制の充実を図る。

・児童養護施設等の子どもなどの就学、就労に向けた支援

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を新たに実施する。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)(20億円)の内数)

○ 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

21億円

配偶者からの暴力防止に関する相談、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

(6) 母子家庭等自立支援対策の推進 1,647億円

○ 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 38億円

・自立のための就業支援等の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金))

21億円



就労サービスや養育費の確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターの取組を強化するとともに、母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

- ・在宅就業の支援（新規） 77百万円  
子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、スキルアップや発注企業との契約上のトラブルの相談等の支援を実施する。

- ・「養育費相談・支援センター」の創設（新規） 1.5億円  
簡易・迅速な養育費の取り決め調整や家事調停制度等の活用のサポート、地方公共団体の養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。

- 自立を促進するための経済的支援 1,609億円  
母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

児童手当国庫負担金	2,367億円
-----------	---------

※ 「新しい少子化対策について」に基づく児童手当に係る経費の取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。

# 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）

## ○概算要求の内容

本年6月の「新しい少子化対策について」（少子化社会対策会議決定）を踏まえ、

- (1) 生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- (2) 病児・病後児保育事業（保育所自園型）
- (3) つどいの広場の早急な整備

について、重点的に取り組むこととし、そのための交付金の拡充を要求している。

※ 上記(1)及び(2)については、「新しい少子化対策について」に基づき、重点的に実施する必要があることから、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の特定事業（重点配分事業）として盛り込む。

### (1) 生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

### (2) 病児・病後児保育事業（保育所自園型）

子どもが急な発熱等の病気等となった場合、当該子どもが通う保育所において保育することが子どもにとっても保護者にとっても安心であり、また、需要も高まっていることから、これらのニーズに対応するため、すでに保育所に配置されている看護師や保育所の医務室などを活用し保育を実施する保育所自園型を創設し、従来の乳幼児健康支援一時預かり事業も整理した上で、病児・病後児保育事業として一本化し、病児・病後児保育の拡充を図る。

### (3) つどいの広場の早急な整備

平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」により、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するため、平成21年度までに「つどいの広場」を1,600か所整備することを目標に掲げ、事業を推進しているところであるが、本年6月に決定された「新しい少子化対策について」に基づき、重点的な対応を図る必要があり、平成21年度までに「つどいの広場」と「地域子育て支援センター」を合わせて6,000か所を整備するという現行のプランの目標を改め、10,000か所を早急に整備することとし、平成19年度において現行の目標である6,000か所の早急な整備を図る。

# 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)

(次世代育成支援対策交付金に計上)

## (主な事業内容)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

### 1 事業の目的

生後間もない乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて新たな育児などにより、心身の変調を来しやすく、不安定な時期であるほか、核家族化とともに少子化が進む中で、両親ともに育児に関する知識・経験が乏しく、また、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっている。

そこで、すべての乳児がいる家庭を訪問し、

- ①様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、
- ②母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけること

を通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

### 2 事業の内容

(1)生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。(母子保健法に基づく新生児訪問を実施する際には、保健指導とともに下記の支援を実施。)

- ①育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ②母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2)訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

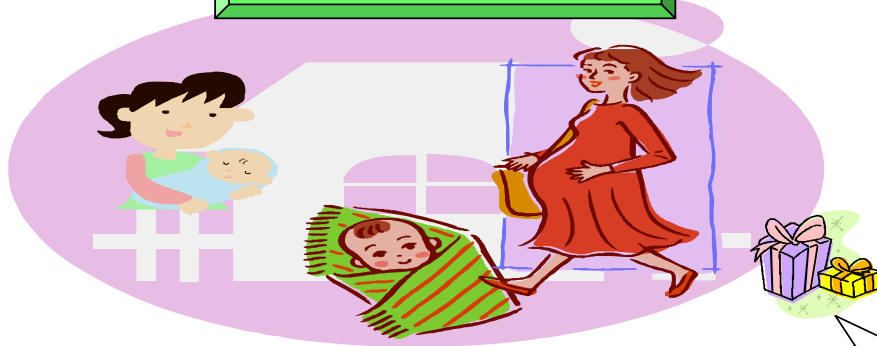
(3)訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、育児支援家庭訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

◎ 厚生労働省では、現在、全戸訪問ないしこれに準ずる取り組みを既の実施している各地の事例を収集しております。つきましては、こうした事業を実施されている市町村におかれては、お手数ですが、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室(担当:来生)までメール又はファックスにてお寄せください。(E-mail: kisugi-namiko@mhlw.go.jp FAX: 03-3595-2668)

生後4か月までの全戸訪問(子育てセーフティネットの構築)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

家庭訪問



育児本や市町村の出生祝品を持参

家庭訪問者

愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

育児支援家庭訪問事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

要保護児童対策地域協議会  
(虐待防止ネットワーク)

Population approach

High risk approach

# 現在既に全戸訪問を実施している例

	兵庫県神戸市	山梨県山梨市	北海道音更町	長野県須坂市	山口県防府市	愛知県豊田市 (おめでとう訪問・ 一部地域で開始)
人口規模	150万人	39,000人	43,000人	54,000人	12万人	40万人
出生数	12,000人	285人	460人	480人	1,000人	4,000人
目的	新生児訪問指導	妊婦訪問指導 新生児訪問指導	新生児訪問指導	新生児訪問指導 育児不安の軽減 家庭環境把握 情報提供	育児の 孤立化防止 子育ての情報提供	育児の 孤立化防止 子育ての情報提供
訪問 実施者	保健師・助産師	①、②助産師 ③保健師	保健師	保健師	母子保健推進員	母子保健推進員
実施方法 訪問回数等	概ね生後2か月 までに1回	①妊娠中 2回 ②産後28日目 までに2回 ③生後2か月に1回	産後1回	生後4か月までに 1回訪問	生後2か月の時に 1回訪問	生後1～3か月まで に1回 (当面は 第1子のみ)

## 病児・病後児保育事業の展開について

- 病児・病後児については、従来より、医療機関や保育所に専用の施設設備を設け、看護職員を配置する「乳幼児健康支援一時預かり事業」を実施し、病児・病後児に対する地域のセンター的機能を果たしてきたところ。

この事業については、引き続き、子ども・子育て応援プランに基づき、着実に実施箇所数を伸ばすこととしている。

- しかしながら、専用スペースを設置しての対応は、ある程度の人口規模がないと実施が難しく、専用スペースが遠方にしかない場合など身近な地域での病児・病後児保育の対応が求められているところである。

- このような要望に応えるため、看護師のいる保育所に代替職員を配置すること等により、自園でも体調不良児を預かる仕組みを設けることとするもの。

これにより、子どもが保育中に微熱をだした場合など体調不良時で、保護者がすぐには迎えに来ることができない場合にも、保育所において一定の対応が可能となり、利用者のメリットも大きいと考えられる。

### 1、医療機関型（医師の管理下にあり症状変化時にも対応）

- ・付設された専用スペース

### 2、保育所型（症状が軽く、悪化の可能性が低い場合）

- ・オープン型  
（保育所等併設：専用スペースあり）

#### ・自園型

- 雇用看護師活用型(仮称)→ 医務室等の活用
- 在宅看護師活用型(仮称)→ 保育所、児童宅、看護師宅

### 3、派遣型（症状が軽く、悪化の可能性が低い場合）

- ・看護師等を子どもの自宅へ派遣する方式

※ 上記1～3は、すべて病児・病後児に対応。  
「1、医療機関型」→従来より病児・病後児に対応。  
「2、保育所オープン型」→H18より対象を病児にも拡大。  
「2、保育所自園型」→新規に創設（病児・病後児に対応）  
「3、派遣型」→対象を病児にも拡大。

### ※ 看護師等研修

- ・市町村等による研修の実施

※都道府県単位の研修体制も可能

# 病児・病後児保育事業（保育所自園型）について

## 1. 目的

子どもが保育中に微熱をだすなど体調不良となったが、保護者が会社を早退できずすぐには迎えに来ることができない等の事由が生じた場合、当該子どもが通い慣れた保育所において、すでに保育所に配置されている看護師や保育所の医務室などを活用し緊急的な対応を図ることを可能とし、子どもにとっても保護者にとっても安心できる体制を確保するため、次の事業を実施する。

## 2. 内容

### （1）雇用看護師活用型（仮称）

看護師を配置（保育士として勤務）している保育所において、看護師が自園の体調不良児の保育に専念できるよう、代替保育士を加配する。

### （2）在宅看護師活用型（仮称）

看護師を配置していない保育所において、保育所が在宅の看護師を登録し、体調不良児が発生した場合、自園、看護師宅等において保育する。

### （3）看護師研修（仮称）

体調不良児の保育をより安全に実施するため、保育所で保育士としての業務を行っている看護師や、長年看護業務から離れていた在宅看護師等に対し、感染防止対策や緊急時対応等についての研修を実施する。

	乳幼児健康支援一時預かり事業	保育所自園型
事業内容	<u>地域における病児・病後児保育</u> を実施	<u>保育所における病児緊急対応</u> の拡充
対象	地域の児童（複数の保育所児など）	当該保育所通所児童
実施場所	医療機関、保育所等に付設された 専用スペース	保育所の医務室等の 既存スペース
配置職員	専任職員を配置 （看護師・保育士）	既に保育所に配置されている看護師 等を活用



# 地域における子育て支援拠点の整備について

## 地域の子育て支援拠点

### つどいの広場事業(17年度 488か所)

主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供するため、拠点となる常設の場(週3日以上開設)を設け、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する事業

### 地域子育て支援センター(17年度 3,655か所)

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所等において保育士等の職員を配置して、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする事業

### 【子ども・子育て応援プラン】

地域における子育て支援の拠点の整備として、両者合わせて平成21年度 6,000か所の目標を設定(概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿としては、中学校区(全国約1万)に1か所以上整備)

### 【市町村次世代育成支援行動計画】

21年度目標集計 つどいの広場1,862か所、地域子育て支援センター4,568か所 合計6,430か所

## 「新たな少子化対策について」を踏まえた19年度概算要求

平成21年度までに両者あわせて6,000か所を整備するという現行の目標を改め、10,000か所を早急に整備することとし、平成19年度において現行の目標である6,000か所の整備を目指す。  
→ 地域子育て支援センター事業の増額(3,433か所→3,830か所)とともに、つどいの広場事業の増設のための次世代育成支援対策交付金の増額を要求中

21年度目標の前倒し実施や、目標外でも未整備地域(中学校区)への設置について検討いただきたい

# つどいの広場事業

(次世代育成支援対策交付金において交付)

## 1. 事業内容

- つどいの広場においては、次の4事業を実施。
- (1) 子育て親子の交流、集いの場を提供すること。
  - (2) 子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じること。
  - (3) 地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること。
  - (4) 子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること。

## 2. 実施方法

- (1) 実施場所は、主に公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパートの一室など
- (2) 事業の実施は、拠点となる常設の場所を設け、週3日、1日5時間以上開設することを原則とする。

## 3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）  
(社会福祉法人、NPO法人等への委託可)

## 4. 実施か所数の推移（実績）

区分	14年度	15年度	16年度	17年度
か所数	28	76	154	488

## 5. 交付金のポイント（18年度）

### 基本分

開設日数に応じた1か所あたりのポイント

- |         |          |
|---------|----------|
| 週3、4日実施 | 17.0ポイント |
| 週5日実施   | 24.0ポイント |
| 週6、7日実施 | 31.0ポイント |

### 加算分

- ① 土日のいずれかを1日5時間以上開設した場合 2.0ポイント
- ② 地域子育て支援センターとつどいの広場の数を併せて全中学校区に1か所設置した場合 2.0ポイント
- ③ スタッフが資質向上を図るために研修会等への参加した場合 0.1ポイント

※19年度には変更の可能性あり。

## 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業については、次のとおり増額要求するとともに、実施要件の緩和についても併せて要求しているところ。

(18年度予算)	→	(19年度要求)
5,737,454千円		6,374,293千円
3,433か所		3,830か所

### 【実施要件緩和について】

現行の地域子育て支援センター事業は、週5日以上の開所を要件として実施しているところであるが、児童の集団形成がされにくい地域もあることから、地域の実情に応じた柔軟な事業実施を可能とするため、週の開所日数が3日以上についても本事業の対象とする。

### ○要求内容

週の開所日数を以下のように緩和し、対応する補助単価を設定する。

(現行)	→	(要求)
週5日以上開所		小規模型施設については 週3日以上開所

	週5日以上開所	週3日以上開所
3事業以上実施	① 従来型 補助単価780万円	
2事業以上実施	② 小規模型 補助単価260万円	③ 週3日以上型(仮称) 補助単価130万円

※③の部分新たに設ける

### 【参考】平成17年度実績（交付決定ベース）

従来型指定施設	1,644か所
小規模型指定施設	1,523か所

# 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

## 1. 内容

子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭等の一時的な保育需要に的確に対応するため、実施主体や職員配置等について弾力化を図ることにより、利便性の高い場所で利用しやすいサービスを提供する一時預かりのパイロット事業を実施し、実施主体の拡大による影響や職員配置の弾力化の影響等について検証を行う。

また、保育士資格のない者に対する研修を実施。

## 2. 目的

- (1) 実施主体拡大により必要な場所で必要な時間だけ利用できる体制整備を推進
- (2) 公共性を持たせるとともに、児童の安全かつ適切な処遇を確保
- (3) 安定的かつ効率的な運営を確保

## 3. 現行の一時保育事業とパイロット事業の比較

区分	現行	パイロット事業
実施主体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者 ※ 実施主体の拡大
単価設定	日額単価	1時間単価 ※時間単価による補助の可否を検証
職員配置	保育所：保育士（1名以上） 保育所以外：保育士（2名以上）	2名以上（うち1名は保育士） ※ 職員配置の弾力化。

# 「放課後子どもプラン」平成19年度概算要求の概要

## 《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を要求。
- 両省の補助金は都道府県で一本化し、実施主体である市町村において、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

## 「放課後子どもプラン」概算要求のポイント

※【】内が概算要求担当省

	放課後子ども教室推進事業(新規) 【文部科学省】	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3か年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)</p> <p>▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>
要求額	137.6億円 ※平成18年度委託事業費比[71.2億円増]	189.7億円(69.5億円増)
か所数	20,000か所 ※平成18年度委託事業数比[10,000か所増]	20,000か所(5,900か所増)
ソフト面	<p>○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3か年計画)の取組を踏まえた事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大</li> </ul> <p>○学習支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る</li> </ul>	<p>○基準開設日数(250日)の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施</li> </ul> <p>○必要な開設日数の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止</li> </ul> <p>○適正な人数規模への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進</li> </ul>
ハード面	○小学校内に設置する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設	<p>○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増</p> <p>○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設</p>

## 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置 【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを各小学校区レベルに配置 【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催 【文部科学省・厚生労働省】

# 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

## 市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

### 放課後対策事業の「運営委員会」の設置【概算要求担当省：文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討 → **全市町村に設置**

### コーディネーターの配置【概算要求担当省：文部科学省】

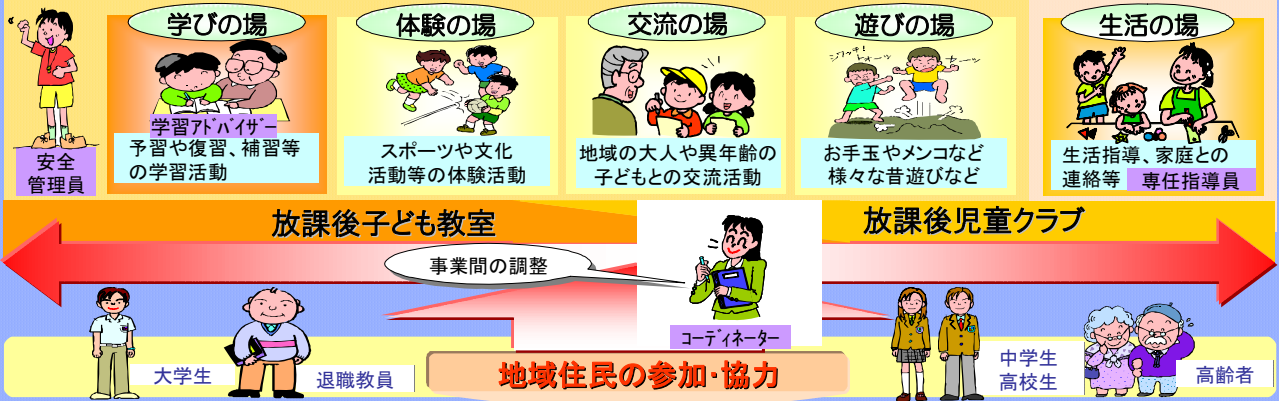
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 → **全小学校区に配置**

### 活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

## 都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

### 放課後対策事業の「推進委員会」の設置【概算要求担当省：文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 → **全都道府県・指定都市に設置**

### 放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【概算要求担当省：文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 → **全都道府県・指定都市で開催**

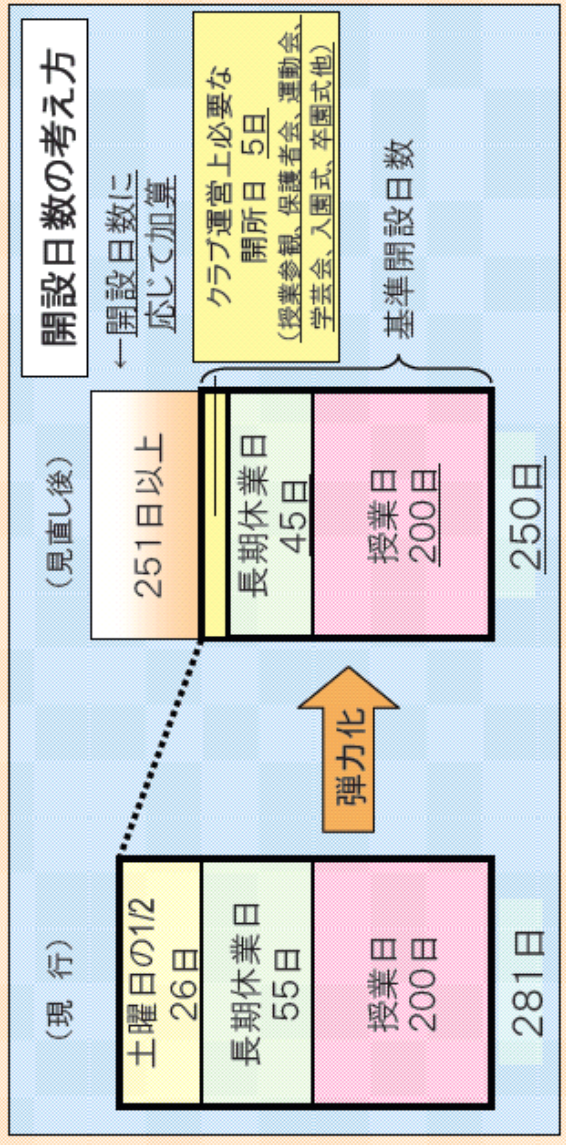
# 放課後児童クラブの補助単価等の見直しについて

## 1. 基準開設日数の設定

- 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況にあり、開所しない場合への補助要望等を踏まえ、基準開設日数を弾力化するとともに、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置を講じる。

**281日以上 → 250日以上**

※250日の基準単価を新たに設定し、それ以上は日数に応じて一定の単価を加算



## 2. 250日未満開所クラブへの補助の廃止 (補助対象の開設日数 200日以上→250日以上)

- 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開設日数を250日以上とし、それ未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

## 3. 71人以上の大規模クラブへの補助の廃止

- 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化(分割等)の促進を図る。

→分割後の70人以下のクラブについては補助を継続

# 参 考 资 料



# 平成19年度「放課後子どもプラン」関係概算要求の概要

## ○ 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の創設

18,968百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

→ 参考資料 参照

### 1. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の必要な全小学校区への設置促進

18,763百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

#### (1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 16,180百万円

① か所数の増 14,100か所 → 20,000か所

② 補助単価等の見直し

##### ○ 基準開設日数の設定（281日以上→250日以上）

- ・ 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況から、開所しない場合にも標準的な補助とするよう要望が出されていること等を踏まえ、授業日、長期休業日（土曜、日曜及び祝日を除く）及びクラブ運営上必要な開所日を合わせた日数（＝250日）を基準開設日数とし、弾力化を図るとともに、250日を超えて開所するクラブについては、日数に応じ加算措置を講じる。

##### ○ 必要な開設日数の確保

- ・ 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開所日数を250日以上とすることにした。このため、特例措置として認めていた200日以上250日未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

##### ○ 適正な人数規模への移行促進

- ・ 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の

経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化（分割等）の促進を図る。

(2) 放課後児童クラブ創設費等（ハード事業） 2, 583百万円

① 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

- ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。

② 改修費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業〔保育環境改善等事業を名称変更〕】

- ・ 既存施設（学校の余裕教室、商店街の空き店舗等）を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

③ 設備費（備品の購入等）補助の創設【放課後子ども環境整備等事業】

- ・ 既存施設（児童館、商店街の空き店舗等）において、新たに放課後児童クラブを実施する際の冷暖房器具の設置や冷蔵庫及び調理器具等を購入する場合にも補助対象（1か所当たり1, 000千円を限度）とする。

2. 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 205百万円

(1) 放課後子どもプラン指導員(者)研修の開催【両省で要求】

- ・ これまで事業毎に実施していた指導員(者)研修を、各都道府県等において合同で開催する。

(2) 放課後子どもプラン運営（推進）委員会の設置促進【文部科学省で要求】

- ・ 学校関係者や福祉関係者、地域住民等が参画し、両事業の効率的な運営方法や活動内容等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置する。

(3) 両事業の円滑な実施や活動を促すためのコーディネーターの配置【文部科学省で要求】

- ・ 両事業の一体的な実施に伴う調整や、活動プログラムの企画立案及び実施方法の検討等を行うコーディネーターを各小学校区に配置する。

平成18年5月9日（火）  
記者発表資料

## 文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携 －「放課後子どもプラン」（仮称）の創設－

### 事業連携の基本的な方向性

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携の下に、「地域子ども教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」（仮称）を創設する。
- 教育委員会が主導することにより、学校が従来より積極的に関わることが期待される。
- 各市町村では、校長又は教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。
- 同プランはできる限り、小学校内で実施することとする。  
当面、児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。
- 同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間での情報交換等、十分な連携に配慮するものとする。

### 今後の進め方

- 具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算要求時までに関省間において検討する。

17文科生第595号  
雇児発第0210002号  
平成18年2月10日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市市長 殿  
各指定都市教育委員会教育長  
各中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び  
両事業の推進に当たっての学校との連携について

近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められているところです。

このような中、文部科学省においては、地域住民の協力の下、希望する子どもたちに様々な体験活動や交流活動を提供する「地域子ども教室推進事業」（以下「地域子ども教室」という。）を、厚生労働省においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施しているところです。

貴職におかれましては、地域で健やかな子どもを育む環境充実の観点から、これらの事業の円滑な実施のため、下記の点について管内・域内の市町村、市町村教育委員会に対して周知を図るとともに、より一層のご配慮をお願いいたします。

## 記

### 1 地域子ども教室と放課後児童クラブの連携について

これらの事業を実施する場合において、事業関係者は、様々な体験活動を充実するため、例えば、このような活動を担う人材の確保や、両事業の活動の実施について共同で検討するなど、効果的、効率的な運用に努めること。

## 2 余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、これらの事業が各地域において円滑に実施されるよう、余裕教室をはじめとする学校諸施設の積極的な活用に努めること。

特に、参加する児童・生徒がおおむね当該学校の児童・生徒であることも勘案し、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用等、学校の諸施設の弾力的な使用に努めること。

## 3 学校との連携・協力について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、事業に参加する子どもの様子や行動などについて、例えば、これらの事業関係者と学校の教職員間で情報交換するなど、子どもの様子の変化や健康状態等を相互に把握し合い、早期に対応するよう連携・協力を努めること。

また、特に、子どもの安全確保を図るため、例えば、学校の時間割について情報交換を行うとともに、学校行事や特別な事情により下校時刻の変更が生じた場合は、その旨情報交換を行うなどにより、子どもたちの下校時刻を把握するなど、学校との連携・協力を努めること。

# 放課後児童クラブについて

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の2第2項))

## 【現状】(平成18年5月現在)

○クラブ数 15,857か所(全国の小学校区約23,000校のおよそ2/3程度)

「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標 17,500か所(全国の小学校区の約4分の3)

○登録児童数 704,982人(全国の小学校1~3年生約359万人の2割弱程度)

## 【事業に対する国の助成】

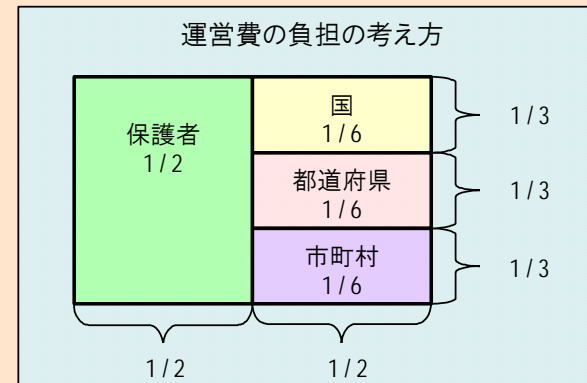
児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村に対して助成

### ○運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則年間281日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36~70人の場合、基準額264.0万円(国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担)
- ・国の18年度予算額 111.8億円

### ○整備費

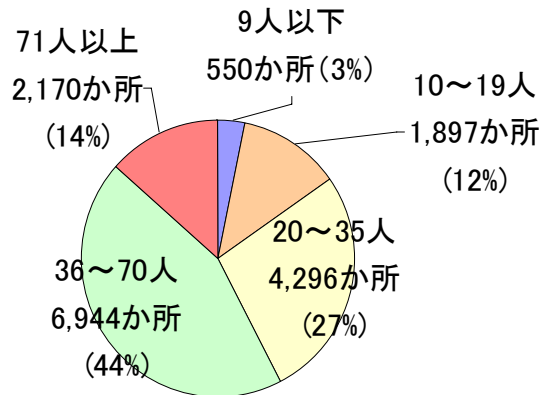
- ・新たに施設を創設する場合(18年度基準単価:1,270万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(単価:700万円)も助成(国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担)。
- ・国の18年度予算額 31.3億円(児童厚生施設等施設整備費等の内数)



# 放課後児童クラブの現状

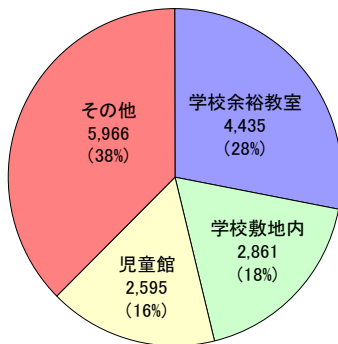
## ○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約44%を占める。



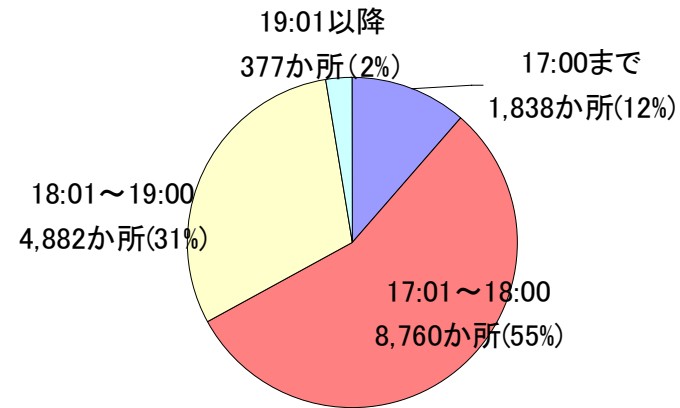
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約18%、児童館が約16%であり、これらで全体の約6割を占める。



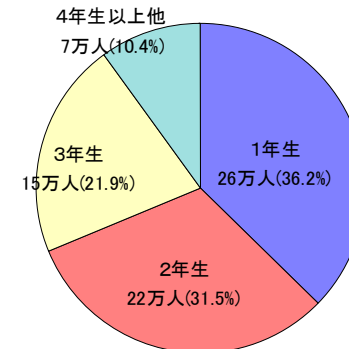
## ○終了時刻の状況

18時までが全体の約67%、19時までが約31%を占める。



## ○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



# 新しい少子化対策について

平成18年6月20日  
少子化社会対策会議決定

昨年（2005年）は、我が国が1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来した。出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25と、いずれも過去最低を記録した。

この少子化傾向が続くと、人口減少は加速度的に進行し、21世紀半ばには総人口は1億人を割り込み、2100年の総人口は現在の半分以下になると見込まれる。人口の高齢化もさらに進行し、やがて3人に1人が65歳以上という極端な「少子高齢社会」が継続することになる。

急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題と認識すべきである。

## 1 新たな少子化対策の視点

政府は、1990年代半ばからの「エンゼルプラン」、「新エンゼルプラン」に基づき、少子化対策を推進してきた。2003年には、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が制定され、2005年度からは、「少子化社会対策大綱」とその具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化対策が推進されてきた。しかしながら、従来の対策のみでは、少子化の流れを変えることはできなかったことを深刻に受け止める必要がある。

出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識を促し、また若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図っていかねばならない。第2次ベビーブーム世代がまだ30代であるのもあと5年程度であることを考えると、速やかな対応が求められる。



## （１）社会全体の意識改革

出生率の向上のためにはさまざまな施策を組み合わせる総合的に推進する必要があるが、各種施策がより大きな効果をあげる上で重要なのは「少子化社会対策大綱」でも述べられているように、家族の絆や地域の絆を強化することである。

総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え育てていくことや家族の大切さが理解されることが重要である。子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任である。さまざまな家族の姿があるが、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支える、そのような社会であってこそ、各種支援施策が効果を発揮する。国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組むことが重要である。

## （２）子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充

若年世代にとって、経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子どもを生み育てることをためらわせる経済的あるいは心理的な負担感が強い。子どもを持ちたいという国民の希望に応え、子どもを安心して生み、育てやすくする環境整備のための支援策をさらに拡充していくことが重要である。子育て支援は、単に親の負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や家族の絆を強めることにつながる。また、家事や育児を行うことが極端に制約される職場の働き方を是正し、親子や夫婦が共に過ごす時間を増やす等、仕事と生活の調和を図る必要がある。

子育て家庭は子どもの成長に応じてさまざまなニーズや懸念を有しており、少子化対策は総合的、体系的、多角的に立案され、以下の考え方に沿って重点的に推進する必要がある。

- ① 子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。
- ② 親が働いているいないにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという観点も加えて子育て支援策を強化し、在宅育児や放課後対策も含め、地域の子育て支援を充実する。
- ③ 子どもを生み育てる人が、就業等において不利な立場に陥らないよう、仕事と子育ての両立支援の推進や、子育て期の家族が子どもと過ごす

時間を十分に確保できるように、男性を含めた働き方の見直しを図る。

- ④ 親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講じる。
- ⑤ 就学期における子どもの安全確保に関する抜本的対応や、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化に取り組むとともに、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援を拡充する。

## 2 新たな少子化対策の推進

上記の視点を踏まえ、平成17年度から実施している「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、①妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じつつ総合的に子育て支援策を講じるとともに、②働き方の改革が必要であり、次のような施策を推進する。

以下の施策については、歳出・歳入一体改革の中で必要な財源の確保とあわせて、平成19年度予算編成過程において検討するものとする。

税制面においても少子化対策を推進する観点からの必要な措置を検討するものとする。

### (1) 子育て支援策

#### I 新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

出産費用の負担軽減（①から③の施策）を図り、安心して出産できる環境整備を推進するとともに、子どもが乳幼児期にある子育て家庭を支援する。

- ① 出産育児一時金の支払い手続きの改善
- ② 妊娠中の健診費用の負担軽減
- ③ 不妊治療の公的助成の拡大
- ④ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
- ⑤ 産科医等の確保等産科医療システムの充実
- ⑥ 児童手当制度における乳幼児加算の創設
- ⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

## Ⅱ 未就学期（小学校入学前まで）

子育ての喜びを感じながら育児ができるように子育て家庭への支援と地域の子育てサービスの充実を図る。

- ① 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
- ② 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
- ③ 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
- ④ 小児医療システムの充実
- ⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
- ⑥ 育児休業や短時間勤務の充実・普及
- ⑦ 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
- ⑧ 子どもの事故防止策の推進
- ⑨ 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

## Ⅲ 小学生期

放課後時間を有意義に過ごすことができるとともに、登下校時等の安全を確保する。

- ① 全小学校区における「放課後子どもプラン」（仮称）の推進
- ② スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

## Ⅳ 中学生・高校生・大学生期

教育費負担の軽減を図るとともに、学生のベビーシッターを養成する。

- ① 奨学金の充実等
- ② 学生ベビーシッター等の推奨

## （2）働き方の改革

若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等「再チャレンジが可能な仕組みの構築」を推進するとともに、企業の子育て支援の推進や長時間労働の是正等、従来の働き方を改革する。

- ① 若者の就労支援
- ② パートタイム労働者の均衡処遇の推進
- ③ 女性の継続就労・再就職支援
- ④ 企業の子育て支援の取組の推進
- ⑤ 長時間労働の是正等の働き方の見直し
- ⑥ 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

### (3) その他重要な施策

- ① 子育てを支援する税制等を検討
- ② 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
- ③ 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
- ④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
- ⑤ 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
- ⑥ 食育の推進
- ⑦ 家族用住宅、三世帯同居・近居の支援
- ⑧ 結婚相談業等に関する認証制度の創設

## 3 国民運動の推進

2に掲げた具体的な支援施策の強化、拡充にあわせ、長期的な視点に立って次のような社会の意識改革のための国民運動を展開する。なお、これらの実施等に当たっては、政府広報の活用を図る。

### (1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

- ① 「家族の日」や「家族の週間」の制定
- ② 家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
- ③ 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

### (2) 社会全体で子どもや生命を大切にす運動

- ① マタニティマークの広報・普及
- ② 有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
- ③ 生命や家族の大切さについての理解の促進

少子化問題は、我が国のあり方が問われている課題であり、各種の施策を組み合わせつつ、国、地方公共団体、職域、地域、家族、個人など、社会を構成するすべての主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、子どもと家族を大切にす視点に立って積極的に取組を進めていくとともに、進捗状況を検証し、充実に努める必要がある。

厳しい財政事情を踏まえつつも、少子化対策を国の基本にかかわる最重要政策課題とする一致した認識の下で、知恵と工夫をもって諸施策を強力に推進し、日本の未来と将来世代のために総力を傾注することとする。

## 【資料】

○ 新たな少子化対策の推進		担当省
(1)子育て支援策		
I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)		
① 出産育児一時金の支払い手続きの改善	出産育児一時金の受取り代理の実施等により、出産時点での母親等の現金準備の負担を軽減し、出産時の経済的負担を軽減する。	厚生労働省
② 妊娠中の健診費用の負担軽減	妊娠中の健診費用の自己負担を軽減することにより、必ず健診を受けられるようにし、母体や胎児の健康確保等を推進する。	厚生労働省
③ 不妊治療の公的助成の拡大	不妊治療に対する助成制度を拡充する。	厚生労働省
④ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実	妊娠中の体調不良時における休暇や労働時間の短縮、通勤緩和措置など母性健康管理措置を徹底、充実する。特に、妊娠初期における休暇の普及・啓発に努める。	厚生労働省
⑤ 産科医等の確保等産科医療システムの充実	地域における産科医療機能の集約化や重点化、周産期医療のネットワークの構築等、産科医等の確保・産科医療の提供体制の充実に努めるほか、女性医師等の仕事と育児の両立支援や再就職支援等に努める。	厚生労働省
⑥ 児童手当制度における乳幼児加算の創設	若い子育て世帯等の負担軽減のために、乳幼児期(特に3歳未満の時期)の児童手当の加算を行う。	厚生労働省
⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築	子どもを持った家庭に対して、子育て不安の解消や必要に応じ地域の子育て支援サービスの利用や専門家からの支援につながるように、子どもが誕生後一定期間内に、市町村は職員等による全家庭訪問を行い、生活実態を把握し、必要な支援サービスの紹介等を行うよう努める。さらに、市町村は子育て家庭に対して、相談相手としての地域の子育て支援者や特定の保育所の登録、関係機関の連携等、地域における子育て支援ネットワークを構築する。また、ネットワークが機能するように、地域における子育て支援の人材育成に努める。	文部科学省 厚生労働省

II 未就学期(小学校入学前まで)		
① 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充	つどいの広場や一時預かり施設などの子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進することにより、他の親子とのふれ合いの促進や親のストレス解消、良好な親子の関係の維持等に努めるとともに、こうした施策の一層の推進を図る。子育て支援拠点の運営や一時預かり等を推進するため、児童福祉法の改正を検討する。 また、地域における子育て支援のための人材育成の充実を図る。	文部科学省 厚生労働省
② 待機児童ゼロ作戦の更なる推進	待機児童ゼロ作戦を続行し、5年後には実際に待機児童ゼロを目指す。その際、認定こども園の活用促進を図る。	文部科学省 厚生労働省
③ 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充	病児・病後児保育や延長・夜間保育、障害児保育等の拡充を図る。	厚生労働省
④ 小児医療システムの充実	地域における小児科医療機能の集約化や重点化等、小児科医の確保に努めるほか、女性医師の仕事と育児の両立支援や再就職支援等に努める。さらに、小児救急医療の体制整備を進める。	厚生労働省
⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表と従業員300人以下の企業の行動計画策定を促進する。また、取組を強化するため次世代法の改正を検討する。	厚生労働省
⑥ 育児休業や短時間勤務の充実・普及	仕事の進め方の再構築や代替要員の活用など、特に中小企業における子育て支援の充実を図る。積極的取組を行っている企業に対する社会的な評価の促進を図る。これらの施策により、育児休業の取得を促進し、特に男性の育児休業制度の利用促進を図る。子育て期の短時間勤務制度の強化や在宅勤務の推進など、育児介護休業法の改正を検討する。あわせて、育児休業中の経済的支援のあり方を検討する。	厚生労働省
⑦ 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進	事業所内託児施設の設置(中小企業における共同利用等)を含め従業員への育児サービスの提供の促進を図る。	厚生労働省 経済産業省

⑧ 子どもの事故防止策の推進	子どもを安心して育てられる生活環境を整備するため、子どもに関する事故情報の収集・分析・共有等を行い、子どもの事故防止に資する。	文部科学省 厚生労働省 経済産業省 警察庁
⑨ 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実	子育て支援税制の検討に留意しつつ、国・地方を合わせた就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実を図る。	文部科学省
Ⅲ 小学生期		
① 全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進	各市町村において文部科学省所管の地域子ども教室と厚生労働省所管の放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」(仮称)を策定し、総合的な放課後対策の推進を図る。この中で、地域の大人(教職を目指す大学生や退職教員等)の協力を得て、学ぶ意欲のある子どもたちに対する学習機会の提供を含む様々な活動の機会を提供する。また、引き続き障害児の参加に配慮する。	文部科学省 厚生労働省
② スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策	登下校時の安全確保のために、路線バスの活用、企業や福祉施設所有のマイクロバスの活用、バスの購入等、地域のボランティアとも連携しつつ、スクールバスの導入・運営を促進する。また、地域のボランティアの子どもの見守り活動等への参加や警察官OB等による各学校の巡回指導等、地域ぐるみで学校の安全を確保するための体制の整備を推進する。 また、登下校時等における子どもを交通事故から守るため、通学路等における歩道整備等を推進する。	総務省 文部科学省 国土交通省 警察庁
Ⅳ 中学生・高校生・大学生期		
① 奨学金の充実等	子育て家庭に対する税制上の措置を検討するほか、特に経済的負担の重い高等教育段階においては、事業の健全性を確保しつつ、奨学金の充実等により、子育て家庭の教育費負担を軽減するとともに、子どもにとって、さまざまな高等教育の分野に挑戦する機会を拡大する。その際、扶養控除の見直しとの関係にも留意しつつ、あわせて、学生・生徒の奨学金返還時の税制上の優遇措置を検討する。	財務省 文部科学省
② 学生ベビーシッター等の推奨	学生の家庭支援ボランティアやベビーシッターの育成により、地域の子育て支援の人材育成という観点ばかりでなく、学生が生命や家族の価値と向き合う機会の増大、さらには、将来、親になったときに資する。	文部科学省 厚生労働省

(2)働き方の改革		
① 若者の就労支援	不本意なフリーター、ニート化の防止(キャリア教育の一層の強化やニート対策の推進等)、就職氷河期の年長フリーターの正社員化支援等の措置(能力開発システムや若年者の採用上限年齢引き上げの推進等)を講じる。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省
② パートタイム労働者の均衡処遇の推進	正規労働者とパートタイム労働者との間の均衡処遇を確保するために法的な整備を含め施策の強化を図るとともに、社会保険のパートタイム労働者への適用拡大を検討する。	厚生労働省
③ 女性の継続就労・再就職支援	女性の継続就業のために、育児休業の取得促進や育児期の短時間就労等、仕事と育児の両立支援を充実する。女性の再就職支援のために、求人年齢緩和の取組の促進、再雇用制度の普及促進、再就職等に関する適切な情報や学習機会の提供等に努める。また、起業支援を拡充する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省
④ 企業の子育て支援の取組の促進	企業を取組を促進するため、入札手続時において競争制限的とならないよう留意しつつ企業努力を反映したり、子育て支援の制度の導入への財政的支援を行うなどのインセンティブの付与を検討する。企業も参加した子育てに優しい地域環境作り(パスポート事業等)等を進める。	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省
⑤ 長時間労働の是正等の働き方の見直し	長時間労働の是正や、年休の取得促進等に努めるとともに、長時間労働を抑制するため、時間外労働に係る割増率の引き上げも含めた労働基準法の改正及び労働契約の変更に関するルールを明確化して多様な働き方の設定を可能とするための労働契約法の制定を検討する。	厚生労働省
⑥ 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動	企業における仕事と育児の両立支援や働き方の見直しを進めるため、企業経営者や勤労者の意識改革を図る官民一体となった国民的運動を推進し、ひいては「仕事と生活の調和」の実現を目指す。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省



(3)その他重要な施策		
① 子育てを支援する税制等を検討	<p>子育て家庭を経済的に支援するため、税制上の措置を検討する。その際、現行の扶養控除を見直し、それによる財源を用いて、就学期を含めた子どもに対する税額控除の導入あるいは子育て家庭に対する給付や教育費の助成の拡大等について検討する。また、事業所内保育所の設置・運営や育児休業の取得促進等、子育て支援に先駆的に取り組む企業に対する支援税制を検討する。</p>	<p>内閣府 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省</p>
② 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発	<p>里親制度や養子縁組制度の普及・促進と広報・啓発活動に努める。</p>	<p>厚生労働省</p>
③ 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進	<p>子どもが地域との絆を深め、家庭的な交流を通じて「人間力を向上」するため、地域の退職者、高齢者等に育児補助員や放課後活動の指導員、あるいは体験学習の指導員等として参加することを促すことにより、世代間交流を促進する。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>
④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化	<p>児童虐待により生命を落とす子どもをゼロにするよう、児童相談所における相談体制の一層の充実・強化に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の設置促進など市町村における児童家庭相談体制の充実・強化を図る。併せて、家族再統合に向け、家族療法等親指導・支援の充実・強化を図る。また、虐待を受けた子どもに対し、児童養護施設等におけるきめ細やかなケアの充実を図る。さらに、児童養護施設等や里親に養育されている子どもについて、就職や住居を借りる際に不利にならない仕組みを設けるなど就学・就労支援策を強化する。</p>	<p>厚生労働省</p>
⑤ 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進	<p>母子家庭について、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労サービスや養育費確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センター等の取組を強化する。</p>	<p>厚生労働省</p>

⑥ 食育の推進	子どもの生活リズム向上のための活動の推進や、食事バランスガイドの普及・啓発などにより、妊娠期から成人期に至るまでの食育活動の充実を図る。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 農林水産省
⑦ 家族用住宅、三世同居・近居の支援	子育てしやすい住宅を低家賃で利用でき、または低費用で取得できるよう支援に努める。また、多様な家族関係を構築できるよう、三世同居・近居を支援・推進する。	国土交通省
⑧ 結婚相談業等に関する認証制度の創設	民間の結婚相談業・結婚情報サービス業におけるサービスの信頼性や質を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、一定の水準や合理性を満たしている事業者に対して認証を与える仕組み(いわゆるマル適マーク)の創設に向けた検討を支援する。	経済産業省

○ 国民運動の推進		担当省
(1) 家族・地域の絆を再生する国民運動		
① 「家族の日」や「家族の週間」の制定	「家族の日」や「家族の週間」などを設けて、家族での団らんの機会や町内会等での行事に参加するなど、家族や地域の人々が相互の絆をより深める国民運動を推進する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省
② 家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催	各種事例の表彰や家族や生命の継承の重要性、結婚・出産の意義等の啓発など、国、地方公共団体等が関連する行事を開催する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省
③ 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動	企業における仕事と育児の両立支援や働き方の見直しを進めるため、企業経営者や勤労者の意識改革を図る官民一体となった国民的運動を推進し、ひいては「仕事と生活の調和」の実現を目指す。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省
(2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動		
① マタニティマークの広報・普及	妊娠時期において仕事の休暇を取ることができることや、マタニティマークについて、広報・普及に努める。	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省
② 有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供	インターネット、携帯電話を通じた子どもに対する有害情報の流通に注意するとともに、有用な情報の提供を推進する。	総務省 文部科学省 警察庁
③ 生命や家族の大切さについての理解の促進	全国の小・中・高等学校における、生命や家族の大切さ、保育体験を含む子育て理解等に関する教育を推進する。また、家庭や地域における、明日の親となる子どもたちを対象とする家庭教育講座の実施など、子供を生み、育てることの喜びや意義、家族の大切さ等についての理解を深める取組を推進する。	文部科学省